

令和 8 年熊本地震に係る被害状況等について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

※住家被害の棟数は、災害対策基本法に基づく被害認定調査を受けた棟数とは必ずしも一致しない。

※下線部は、前回からの変更箇所

令和 8 年 8 月 31 日
17 時 00 分 現在
内 閣 府

1 地震の概要（気象庁情報：8 月 31 日 17:00 現在）

（1）発生日時 令和 8 年 7 月 28 日 16:27

（2）震源地（震源の深さ）及び地震の規模

- ・震源地：熊本県熊本地方
- ・震源の深さ：16km（暫定値）
- ・地震の規模（マグニチュード）：7.1（暫定値）

（3）津波注意報：有明・八代海

発表（7/28 16:29）

解除（7/28 18:10）

（4）各地の震度（震度 5 弱以上）

震度 7 熊本県 宇城市、氷川町

震度 6 強 熊本県：熊本市、八代市、宇土市、美里町、益城町、嘉島町

震度 6 弱 熊本県：上天草市、合志市、大津町、西原村、御船町、芦北町

震度 5 強 熊本県：水俣市、山鹿市、菊池市、天草市、菊陽町、津奈木町、甲佐町

長崎県：南島原市

鹿児島県：薩摩川内市、さつま町、長島町

震度 5 弱 熊本県：人吉市、玉名市、阿蘇市、和水町、高森町、南阿蘇村、山都町、

多良木町、湯前町、山江村、あさぎり町、苓北町

長崎県：諫早市、雲仙市

鹿児島県：阿久根市、出水市、いちき串木野市、伊佐市、湧水町

福岡県：柳川市、大川市

佐賀県：神埼市、白石町

宮崎県：延岡市、西都市、椎葉村

（5）長周期地震動（長周期地震動階級 4 以上）

長周期地震動階級 4 熊本県熊本

（6）地震活動の状況（8/31 15:00 時点）

7/28 16:27 の最大震度 7 の地震以降、震度 3 以上を観測した地震が 100 回発生（震度 7：1 回、震度 5 弱：5 回、震度 4：23 回、震度 3：71 回）

（7）気象の見通し（8/31 15:00 時点）

・熊本県では、9 月 2 日（水）にかけて高気圧に覆われて概ね晴れるが、湿った空気や日射の影響により雷を伴い激しい雨が降る所がある。3 日（木）から 7 日（月）にかけては、前線や湿った空気の影響で曇りや曇り一時雨となる見込み。4 日（金）ごろは警報級の大雨となる可能性がある。

・しばらく最高気温 31 度以上、最低気温 25 度以上の日が続く。熱中症予防などの健康管理に注意。

・熊本県の 31 日 12 時から 1 日 12 時までの予想降水量は、多い所で 1 時間降水量 30 ミリ、24 時間降水量 50 ミリの見込み。

2 人的・住家被害等の状況（消防庁情報：8月31日17:00時点）

（1）人的・住家被害

都道府県	人 的 被 害						住 家 被 害						
	死者	うち 災害関連死者	行方 不明者	負 傷 者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計
				重傷	軽傷等	小計							
	人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
福岡県				1	1	2	2					8	8
熊本県	38			33	331	364	402	1,796	3,457			30,985	36,238
大分県					1	1	1						
鹿児島県					1	1	1						
合 計	38			34	334	368	406	1,796	3,457			30,993	36,246

《死者の内訳》

【熊本県】八代市20人、宇城市3人、嘉島町7人、甲佐町1人、氷川町5人

災害による負傷の悪化又は身体的負担による疾病により死亡した可能性のある死者2人

○消防本部・市町村情報

火災等の発生状況

- ・火災：発生していた11件は全て鎮火済み
- ・救助：発生していた64件は全て対応済み

○重要施設の被害

現時点で被害報告なし

（2）避難指示等の状況

発令されていた避難指示等は全て解除

3 避難所の状況（内閣府情報：8月31日16:30時点）

（1）避難所・避難者数：避難所数：55か所 避難者数：2,170人（最大506か所9,931人）

	都道府県	開設自治体数	避難所数	避難者数
	熊本県	11	55	2,170
	合 計	11	55	2,170

4 その他の状況

（1）ライフラインの状況

①水道（国土交通省情報：8月31日14:30時点）

○4県（14自治体）において、水道本管の被災に伴う断水が発生（最大断水戸数約108,100戸）。現在は復旧済み。

○現地応急給水支援本部を設置し、避難所・医療機関に加え、福祉施設などの重要施設における給水ニーズを把握し、優先度を踏まえ、日本水道協会、地方整備局等による応急給水を実施。

○水資源機構が保有する可搬式浄水装置を設置し、氷川町において8月4日より稼働。8月9日から8月21日まで入浴施設への給水に活用し、約8,000名が利用。水道の復旧に伴い22日に可搬式浄水装置の稼働を停止。

○国土交通省及び日本水道協会より先遣隊を被災自治体へ派遣し、水道の被害状況や復旧に係るニーズを確認済み。被害が甚大な自治体の復旧支援を行うための水道技術者を、8月1日より被災自治体に派遣。全国から水道技術者を最大で1日78班、約270人の体制で被災地に派遣し、応急復旧を実施。8月28日にすべての水道本管の応急復旧が完了。

○水道本管の復旧後、宅地内の配管修理を円滑に進めるため、住民からの問い合わせを一元的に受け付け、対応可能な事業者を紹介するコールセンターを、8月26日に開設。

○8月2日より日本下水道事業団も職員を派遣。

○自治体（熊本県及び菊陽町）からの申請に基づき、既存井戸の所在地等の情報提供を実施。

○被災地で多く使われている井戸への対策を進めるため、現地応急給水支援本部の下に、8月11日に「井戸水対応チーム」を新たに設置。井戸の調査や洗浄を行っているところであり、全国からの工事業者の確保などの支援を行う。当面の間、井戸が利用できない地域においては、日本水道協会等と連携し、給水スポットの継続・増強等により対応。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【福岡県】				
柳川市	7	0	7/28	・復旧済
【佐賀県】				
太良町	41	0	7/28～29	・復旧済
【長崎県】				
南島原市	約439	0	7/28～29	・復旧済
【熊本県】				
熊本市	約20,970	0	7/28～8/3	・復旧済
八代市	約25,269	0	7/28～8/26	・復旧済
宇土市	約12,200	0	7/28～8/1	・復旧済
上天草市	約7,670	0	7/28～8/1	・復旧済
宇城市	約18,000	0	7/28～8/28	・復旧済
天草市	約1,100	0	7/28～8/1	・復旧済
御船町	約2,600	0	7/28～8/1	・復旧済
甲佐町	約500	0	7/28～8/7	・復旧済
氷川町	約3,231	0	7/28～8/28	・復旧済
芦北町	約1,000	0	7/28～8/1	・復旧済
人吉市	約15,000	0	7/29～30	・復旧済
合計	約108,100	0		

○給水車の派遣状況

（単位：台）

被災水道事業者	計	国交省	日水協	自衛隊
八代生活環境事務組合 （八代市と氷川町で構成される一部事務組合）	11	3	8	0
宇城市	11	4	5	2
八代市	46	10	34	2
宇土市	3	1	0	2

(派遣先調整中)	<u>1</u>	0	<u>1</u>	0
計	<u>72</u>	18	<u>48</u>	6

②電力（経済産業省情報：8月27日09:00時点）

ア 停電状況

- 最大約 48,530 戸（7/28 17:09 時点）の停電が発生したが、高圧線の停電に加え、低圧線の停電も復旧済み。電気の引込線を原因とする停電については、九州電力が 24 時間体制で相談窓口を設置しており、住民から連絡をいただいた原則当日までに復旧を進めていく。
- ・余震による停電復旧対応に備え、引き続き電源車は拠点待機中。

イ 電力需給

現時点で問題なし。

③ガス関係（経済産業省情報：8月27日09:00時点）

ア 都市ガス

●八代

- ・倒壊した家屋（65 戸）を除き、全戸（8,827 戸）で供給再開済み。
- ・業界団体を通じて、今回の地震の影響を受けた地域のガス事業者に対し、余震に注意しながら、ガス関係設備の健全性について速やかに点検を実施し、確認するよう 7 月 29 日に要請済み。

イ LP ガス

- ・爆発事故のあったイオンモール熊本（従業員 7 名死亡）については、LP ガスにてガス供給されている。業界団体を通じて、今回の地震の影響を受けた地域のガス事業者に対し、余震に注意しながら、ガス関係設備の健全性について速やかに点検を実施し、確認するよう 7 月 29 日に要請済み。
- ・爆発の原因については特定には至っていないが、8 月 3 日、4 日に経済産業省、消防等、関係者で現地調査を行った結果、LP ガスを起因とする爆発である可能性が高い、との認識で一致。これを受け、8 月 5 日に、イオンモール熊本に LP ガスを供給する福岡酸素株式会社より高圧ガス保安法に基づく事故報告が提出された。併せて、今回の事故を踏まえ、全国 LP ガス協会、日本ガス協会、日本コミュニティガス協会に対し、第一種保安物件に関する設備について法令等の技術基準に適合しているか点検を行うこと及び需要家に対してガス臭気等によりガス漏れを感知した場合に取るべき緊急の措置の周知の徹底を行うこと等を要請。
- ・8 月 20 日、イオン株式会社は、本爆発事故の原因の究明と再発防止策の立案のため、事故調査委員会を発足したことを公表。
- ・八代市の LP ガス充てん所の一部設備に損傷あり。LP ガス供給には支障なし。

④製油所・油槽所、SS（経済産業省情報：8月27日09:00時点）

【製油所・油槽所】

八代油槽所（ENEOS・コスモ・出光）では、7 月 30 日から出荷を再開。

【SS】

- ・被災市町村（震度 6 弱以上を記録した 13 市町村）に所在する SS は 250 カ所。
- ※熊本県内（熊本市など県内の他の市町村を含む県全体）は 634 カ所、九州全域は 3,815 カ所
- ・うち八代市、宇城市、氷川町の SS の営業状況は以下のとおり。
- （八代市：44 カ所）営業中 43 カ所、営業停止中 1 カ所
- （宇城市：23 カ所）営業中 22 カ所、営業停止中 1 カ所
- （氷川町：6 カ所）営業中 4 カ所、営業停止中 2 カ所

【タンクローリー】

- ・石油元売事業者への要請（7/28）を受けて、全国からタンクローリーが集結。通常時の2倍以上の65台程度を配備。
- ・SSへは、八代油槽所だけでなく、福岡県・大分県・鹿児島県の油槽所からの応援配送を実施中。その際、国交省や警察と連携し、上記市町付近の通行止め区域の迂回輸送ルートを確認。

⑤通信関係（総務省情報：8月31日16:30時点）

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害なし
	NTT 西日本	・被害なし
	NTT ドコモビジネス	・復旧済
	KDDI	・復旧済
	ソフトバンク	・被害なし
携帯電話等	NTT ドコモ	・復旧済
	KDDI (au)	・復旧済
	ソフトバンク	・復旧済
	楽天モバイル	・復旧済

（注）各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・市町村防災行政無線：被害情報なし

（注）自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

⑥放送関係（総務省情報：8月31日16:30時点）

＜地上波（テレビ）＞

- ・被害情報なし

＜地上波（ラジオ）＞

- ・被害情報なし

＜ケーブルテレビ＞

- ・復旧済

＜コミュニティ放送（ラジオ）＞

- ・被害情報なし

⑦郵政関係（総務省情報：8月31日16:30時点）

日本郵便

＜窓口業務＞

- ・熊本県内の郵便局は542局のうち540局で窓口業務を再開。
- ・それ以外の2局については引き続き窓口業務を休止。

＜集配業務＞

- ・同県内の多くの地域※で郵便物の取集・配達を再開。ゆうパック等の引受けは配達希望日時の指定がないものに限り再開。

※宇城市の一部地域、美里町、八代市、氷川町を除く。

上記以外の地域では平常業務を実施

ゆうちょ銀行

- ・業務再開済

⑧市町村の行政機能の確保状況（8月31日16:30時点）

- ・首長の動静：全団体で通常業務
- ・庁舎の損壊状況：八代市庁舎に躯体の損傷（免震ダンパーの破損）。停電による非常用電源使用は全団体で解消。美里町のエレベーター再開には時間を要する見込み。
- ・執務体制：罹災証明書の発行に関しては宇城市・八代市でオンライン申請を導入し、滞留を解消。

（2）原子力施設関係（原子力規制庁情報：8月31日16:30時点）

原子力施設については現時点で異常なし。

（3）道路（国土交通省情報：8月31日13:00時点）

①高速道路

被災による通行止め：1路線1区間

- ・E3A 南九州道（八代JCT～八代南IC）：1区間：橋梁損傷

②有料道路

被災による通行止め：なし

③直轄国道（直轄高速除く）

被災による通行止め：なし

④補助国道

被災による通行止め：なし

⑤都道府県道等

被災による通行止め：2県2区間

- ・熊本県1区間（落石1）
※このほかに側道橋（歩道部）の落橋が1区間あり（県道42号植柳橋）
- ・宮崎県1区間（落石1）

⑥ライフライン

- ・ライフライン（電力、通信、上下水道、鉄道）について、連絡調整実施済み。現時点で道路への要請なし（ホットライン構築済み、災害時の連携を確認済み）

⑦道路啓開及び交通マネジメント

- ・被災地への主要アクセスの国道3号及び国道57号のアクセスを確保
- ・発災当初約142kmにわたり規制を実施したが、復旧作業を進め約135kmを規制解除。
- ・8月14日6時に、一部対面通行（川田橋付近）となるが九州道全線（松橋ICからえびのIC）で一般車両も通行可能
（九州道により、福岡側と宮崎側の双方から八代までのアクセスルートが確保）
- ・8月18日6時に、南九州道について、八代南ICから田浦ICの区間において、一般車両も通行可能（南九州道による八代へのアクセスルートが確保）
- ・九州道と南九州道を連絡する八代JCTから八代南IC間の復旧方法について、NEXCO西日本が有識者委員会を設置し、8月6日に第1回検討委員会を開催し、検討に着手
- ・お盆期間の東九州道への広域迂回を呼び掛けるとともに、料金調整を8月7日から16日まで実施
- ・7月29日から災害派遣従事車両を対象として高速無料措置を実施

- ・九州の関係機関により国道3号等の渋滞緩和に向けた調整を実施
8月3日には並行する県道14号を2車線で復旧し、迂回案内をしつつ、国道3号や、並行する県道14号の利用交通の分散を図るため、混雑時間帯をSNS等での周知を実施
- ・国道3号については、8月4日から7日（夜間）で、主要3箇所の路面修繕を完了。その他の12箇所についても、8月10日から14日（夜間）で完了
- ・並行する県道338号の横江大橋については8月17日に一般車両通行可
- ・国道219号の新萩原橋については8月27日6時に一般車両通行可

⑧その他

- ・8月1日までに熊本県管理の被災橋梁（8橋）、八代市管理の被災橋梁（2橋）、宇土市管理の被災橋梁（2橋）の計12橋で技術支援を実施

（4）孤立集落

都道府県	市町村	地区名	被災内容	孤立集落	集落へのアクセス	ライフライン等
現時点で孤立集落なし						

（5）防災道の駅・道の駅活用情報等

[被災情報：あり]

- ・道の駅「竜北」（熊本県氷川町）：
トイレ等損傷：防災用コンテナ型トイレ設置済み（8月2日）
（駐車場の舗装損傷は応急復旧済み）
- [活用情報等：なし]
- [道の駅に配備している防災用コンテナ型トイレの派遣]
- ・トイレ環境確保のため道の駅の防災用コンテナ型トイレを被災地に8月6日までに15台派遣。さらに8台の派遣を準備。

（6）交通機関

①鉄道（国土交通省情報：8月31日15:30時点）

ア 施設被害

- ・JR九州 九州新幹線
熊本駅～新水俣駅間
構造物の変状 約600箇所以上（防音壁落下、橋脚・橋桁変状、高架橋損傷等）
軌道変状 約300箇所（レールの歪み、継目部の破断、部材の損傷等）
電気設備 約100箇所（架線の断線等）
※9月18日運転再開予定
- ・JR九州 鹿児島本線
宇土駅～八代駅間
構造物の変状 29箇所（橋りょう変状、乗降場変状）
軌道変状 約10km（レールの歪み）
電柱損傷 27本、架線金具損傷 300箇所超
※10月中旬の運転再開を目指す
- ・肥薩おれんじ鉄道 肥薩おれんじ鉄道線
八代駅～水俣駅間
軌道変状、架線断線、乗降場破損等 計96箇所

イ 運行状況

＜新幹線＞

- ・ 運転を見合わせている路線：九州新幹線 熊本駅～新水俣駅間

＜在来線＞

- ・ 運転を見合わせている路線：2 事業者 2 路線
JR九州 鹿児島線 宇土駅～八代駅間
(※バスによる代替輸送を実施)
肥薩おれんじ鉄道 肥薩おれんじ鉄道線 八代駅～水俣駅間
(※バスによる代替輸送を実施)

②航空（国土交通省情報：8月31日 12:00 時点）

○空港の震度

- 震度 6 弱 熊本空港
- 震度 5 強 天草飛行場
- 震度 4 鹿児島空港、宮崎空港、長崎空港、佐賀空港
- 震度 3 以下省略

○空港の状況等

＜熊本空港＞

- ・ 滑走路閉鎖解除済（閉鎖時間：7/28 16:27～7/28 19:05）
- ・ ターミナルビル内の停電復旧済
- ・ ターミナルビル内エレベーター復旧済
- ・ 7/29～通常運用

＜天草飛行場＞

- ・ 進入角指示灯復旧済
- ・ 7/29～通常運用

＜その他空港＞

- ・ 被害なし

○運航への影響

＜熊本空港＞

- 【7月28日】欠航：29 便 ※発災以降の運航なし
- 【7月29日】欠航：14 便
- 【7月30日～】地震を起因とする欠航なし

＜天草飛行場＞

- 【7月28日】欠航：2 便
- 【7月29日】欠航：1 便
- 【7月30日～】地震を起因とする欠航なし

○TEC-FORCE の派遣状況

（派遣終了）

- 本省航空局（建築職）：2 名、大阪航空局（建築職）：2 名（7/29）
- 本省航空局（管制職）：1 名（8/1～8/4）
- 本省航空局（管制職）：1 名（7/31～8/8）
- 大阪航空局（管制職）：1 名（7/29～7/31）
- 大阪航空局（管制職）：1 名（7/29～8/1）
- 大阪航空局（管制技術職）：1 名（7/29～7/30）
- 大阪航空局（管制技術職）：1 名（7/30～7/31）

③海事（国土交通省情報：8月31日15:00時点）

- ・熊本県内の一部の造船会社の工場の壁にヒビ、フェリー事業者の船舶の船体損傷といった被害が発生。八代市所在の事業所（ヤマハマリン）において、複数名の従業員が軽い打撲を負っていた旨の追加報告があったが、大きな人的被害は生じていない。
- ・運休情報なし
- ・船員法、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、船舶安全法の手続きについて、有効期間の延長等の弾力的な措置を実施する旨を周知。

④物流・自動車（国土交通省情報：8月31日15:00時点）

ア 高速バスの運休状況

熊本県発着便を中心に3事業者3路線運休

イ 路線バスの運休状況

- ・熊本県内において、1事業者11路線で運休
- ・路線バス車内事故転倒事故1件発生（軽傷）

ウ 宅配便の状況

4事業者で一部地域の集配遅延

エ プッシュ型支援の状況

- ・支援物資を調達する関係省庁（農水省、経産省等）において輸送手段を確保できない物資の輸送について、国土交通省から全日本トラック協会に輸送の手配を要請。これまでに飲料や食料等の被災者の生活に必要な物資を熊本県内の広域物資拠点へ配送。

オ タクシーの被害状況

熊本県等の26事業者において、事務所及び車庫の一部損壊等

カ トラックの被害状況

熊本県内の2事業者において、事務所が全壊。
96事業者において、事務所、車庫等が一部損壊

キ 倉庫事業者の被害状況

熊本県内において、51事業者の物流施設で被害（壁の一部剥落：10事業者、貨物落下・散乱：11事業者、シャッター歪み等の軽微損傷等：30事業者）

ク 自動車整備事業者の被害状況

熊本県内において、人的被害1名（リフト作業中に両足を挟まれ、現在入院中）、施設被害55件（リフトからの車両の脱落、シャッター等の損傷）、事業継続支障7件（シャッターや整備機器の損傷）

ケ 関係施設の被害状況

（独）自動車事故対策機構熊本支所の天井材の一部が落下

コ 各種特例措置

【トラック事業者等向け特例措置】

- ・他地域から臨時的に車両を派遣して支援物資の輸送等を行えるよう、営業所間の増減車に係る事業計画の変更を不要とすること等を内容とする事務連絡を8月3日に発出。
- ・がれき撤去やインフラ補修等の復旧作業に必要な資材等の輸送について、相当の緊急性や必要性が認められる場合は、道路運送法第78条1号に基づく白ナンバー車両での有償運送を認める旨の事務連絡を8月3日に発出。地方整備局、建設業団体や建材等団体にも周知。

【自動車検査証及び自賠責保険の有効期間の伸長（再伸長）】

- ・熊本県を使用の本拠の位置とする車両のうち、自動車検査証及び自賠責保険の有効期間満了日が令和8年7月29日から令和8年9月30日までのものについては、有効期間を令和8

年 10 月 1 日まで伸長

【自動車登録申請書類の有効期間の伸長】

- ・被災地域内に住所を有する者等について、災害発生日前に作成された各書面（印鑑登録証明書、自動車保管場所証明書、住所を証する書面）の有効期間を令和 9 年 1 月 27 日まで伸長する旨 8 月 7 日に通達を発出。

【自動車登録申請書類の弾力的運用】

- ・被災地域内に住所を有する者等について、永久抹消登録申請に際し、申請人からの申立書をもって「罹災証明書」に代える等の内容とする旨 8 月 7 日に通達を発出。

(7) 下水道関係（5 弱以上の施設）（国土交通省情報：8 月 31 日 15:30 時点）

●熊本県

○処理場（対象：30 施設）

- ・点検完了・異常なし：24 施設
- ・軽微な異常あり（水処理機能に影響なし）：6 施設

○ポンプ場（対象：101 施設）

- ・点検完了・異常なし：100 施設
- ・軽微な異常あり（揚水機能に影響なし）1 施設

○管路（対象：25 自治体）

- ・点検完了・異常なし：18 自治体
- ・軽微な異常あり（流下機能に影響なし）：7 自治体

○日本下水道事業団（JS）が災害支援協定に基づき、水俣市、益城町、宇土市、宇城市を支援

●福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県

○対象施設について点検完了し、異常なし

(8) 海岸（国土交通省情報：8 月 31 日 15:30 時点）

- ・点検状況については次のとおり。

福岡県：点検完了、被害なし

佐賀県：点検完了、被害なし

長崎県：点検完了、被害なし

熊本県：点検完了、10 海岸被害あり 護岸にクラックや損傷被害。

全 22 箇所ですべて応急対策完了

鹿児島県：点検完了、被害なし

- ・点検対象海岸：以下のとおり

熊本県：79 海岸

野崎海岸、豊川海岸、不知火海岸、桂原海岸、永尾海岸、手場海岸、新地海岸、金桁海岸、黒崎海岸、尺の浦海岸、片島東海岸、千崎海岸、浪浦海岸、大田尾海岸、明治新田海岸、平岩海岸、長部田海岸、御立岬海岸、大渦海岸、治郎田海岸、鷹巣海岸、新開海岸、梅木海岸、大桜海岸、鷺の浦海岸、下山海岸、小仏海岸、瀬高海岸、鯨道海岸、山田海岸、鳩之釜海岸、七ツ割海岸、火崎海岸、湯の児海岸、大迫海岸、男島海岸、古川海岸、中形浦海岸、浦海岸、塔の崎海岸、戸ノ崎海岸、石場海岸、東外園海岸、江崎海岸、須森海岸、船場海岸、前渦海岸、観音海岸、大宮地海岸、荒新開海岸、檜浦海岸、横島海岸、大坪海岸、浦ノ迫海岸、松崎海岸、鬼海浦海岸、浜平海岸、大ノ浦海岸、井出迫海岸、砂月海岸、米淵海岸、里浦海岸、首海岸、四名田海岸、早浦海岸、向海岸、大田迫海岸、志柿海岸、美越海岸、下津江海岸、瀬戸海岸、萱之木海岸、小松海岸、竹の迫海岸、年柄海岸、白木尾海岸、釜海岸、野々木河内海岸、唐人岩海岸

長崎県：16 海岸

坂下海岸、石田海岸、田平海岸、大江海岸、吉川海岸、小長井海岸、平江海岸、道祖崎海岸、諫早海岸、多良見海岸、平江海岸、道祖崎海岸、大正海岸、西郷海岸、神代海岸、多比良海岸

福岡県：3 海岸

若津港柳川海岸、大和海岸、高田海岸

佐賀県：3 海岸

有明海岸、白石海岸、福富海岸

鹿児島県：9 海岸

東市来海岸、市来海岸、串木野海岸、阿久根海岸、高尾野海岸、出水海岸、長島海岸、東海岸、黒之浜海岸

(9) 港湾（国土交通省情報：8 月 31 日 17:00 時点）

○九州西側 5 県※で震度 4 以上を観測した港湾が合計 99 港。うち、三角港で震度 7、八代港・日奈久港・鏡港で震度 6 強、姫戸港・合津港・上天草港で震度 6 弱を観測。

※福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島

○熊本県内港湾の主な被災状況は以下の通り。

（八代港）

- ・公共岸壁全てにおいて被災し、岸壁背後の段差、液状化、陥没等の被害が発生。研究所 TEC-FORCE による利用可否判定を順次実施。
- ・7/29（水）に海上保安庁の巡視船を受入、7/30（木）に海上自衛隊の支援船を受入。8/4（火）に防衛省の PFI 船「はくおうⅡ」を受入。8/12（水）から、外港地区穀物バース（水深-14m）において穀物運搬船の利用が再開。
- ・8/17（月）、研究所 TEC-FORCE を中心とした専門的検討および応急復旧工事により、貨物船が利用可能な岸壁として外港地区 150m 岸壁（水深-10m）、内港地区 440m 岸壁（水深-5.5m）が増えて計 3 バースに回復。
- ・8/22（土）から、内港地区 440m 岸壁（水深 5.5m）において、貨物船の利用が再開。
- ・8/24（月）から、外港地区穀物バース（水深 14m）において、大型の貨物船（パナマックス船）の利用が再開。
- ・今後、全国からの海上による支援活動と経済活動の両立を念頭に、熊本県と連携し、使用可能な岸壁をできるだけ確保すべく、施設の早期復旧を進める。これにあたり有識者や業界団体等で構成する「八代港被災施設復旧技術検討委員会」を 8/12（水）に設置。
- ・コンテナクレーンについては、レールの変状やクレーンの油漏れが発生。復旧対策について検討中。
- ・熊本県より、港湾法第 55 条の 3 の 3 に基づく国による管理代行の要請を受け、8/3（月）から八代港の港湾施設の一部の管理を開始。当面の間、管理を受けた係留施設について、利用調整を実施。

（熊本港）

- ・フェリー渡橋（県財産）が船体と接触・損傷したため、7/30（木）から車輦のみで運航再開。8/1（土）に臨時ルートで徒歩利用を再開していたが、修繕が完了し、8/11（火）よりフェリー渡橋が供用開始。

○給水支援等

- ・八代港外港地区において「清龍丸（中部地整）」が 8/1（土）から 8/4（火）まで支援物資の供給のほか、給水や入浴の支援を実施。
- ・三角港において「白山（北陸地整）」が 8/1（土）から 8/5（水）まで支援物資の供給のほか、給水、入浴および洗濯の支援を実施。
- ・八代港内港地区において調査観測兼清掃船（海輝、海煌）が 7/31（金）から 8/28（金）まで給水（飲料水）支援を実施。
- ・被災者に向けて、給水支援情報などの港からの支援状況について、海上保安庁と連携し、SNS を通じて情報を随時発信。

○港湾関係の TEC-FORCE 8/31 の派遣人数 13 名

(10) 河川（国土交通省情報：8 月 31 日 15:30 時点）

ア 国管理河川：6水系 29 河川で点検完了済

- ・筑後川水系 筑後川、諸富川、早津江川、佐賀江川、城原川、田手川
- ・菊池川水系 菊池川、繫根木川、木葉川、岩野川、合志川、迫間川、上内田川
- ・白川水系 白川
- ・緑川水系 緑川、加勢川、浜戸川、御船川
- ・球磨川水系 球磨川、前川、南川、川辺川
- ・川内川水系 川内川、八間川、隈之城川、樋渡川、羽月川、綿内川、長江川

・国管理河川では、3水系 8 河川※91 箇所では堤防天端のクラックなどの被害を確認。

※球磨川水系 球磨川、前川、南川

白川水系 白川

緑川水系 緑川、浜戸川、御船川、加勢川

- ・上記の内、250mにわたり堤防の沈下や亀裂、はらみ出しが生じた等、球磨川堤防で緊急的な応急復旧工事を3箇所を実施し、完了済。
- ・その他の国管理河川の被害箇所 88 箇所についても応急対策を完了済。
- ・なお、球磨川の下流部では、出水時の避難判断の目安となる洪水予報等の発表基準である、氾濫危険水位などを引き下げて運用中。

イ 県管理河川：72 水系 218 河川で点検完了済

- ・福岡県：2水系 8 河川
- ・佐賀県：1水系 3 河川
- ・長崎県：5水系 5 河川
- ・熊本県：52水系 165 河川
- ・宮崎県：4水系 12 河川
- ・鹿児島県：6水系 17 河川
- ・熊本市：2水系 8 河川

・福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、熊本市管理河川では、被害無し。

・熊本県管理河川では、43 河川 295 箇所では堤防沈下や護岸の変状などを確認し、応急対策完了済※。※損傷が軽微なため経過観察とする 260 箇所を含む。

・なお、熊本県管理の7河川で、出水時の避難判断の目安となる水位到達情報等の発表基準である、氾濫危険水位などを引き下げて運用中。

ウ 7月29日22時19分頃に熊本県で発生した震度5弱の地震対応

- ・国管理河川（1水系 3 河川）、県管理河川（6水系 8 河川）について、点検完了。

エ 8月1日21時47分頃に熊本県で発生した震度5弱の地震対応

- ・県管理河川（3水系 7 河川）について、点検完了。

(1 1) ダム（国土交通省情報：8月31日15:30時点）

直轄建設ダム：1ダム（点検完了、異常なし）

直轄管理ダム：4ダム（点検完了、異常なし）

機構管理ダム：0ダム

都道府県管理ダム：15ダム（点検完了、異常なし）

利水ダム：37ダム（点検完了、異常なし）

補助建設ダム：点検対象なし

- ・7月29日22時19分頃に熊本県で発生した最大震度5弱の対応

震度5弱以上の点検対象ダム（都道府県管理ダム：1ダム、利水ダム：3ダム）の点検を完了し、異常なし。

(12) 砂防 (国土交通省情報)

ア レベル4 土砂災害危険警報 (8/31 15:30 時点)

- ・震度5強以上を観測した市町村において、レベル4 土砂災害危険警報の発表基準を引き下げた暫定基準による運用を開始 (7月28日19時30分報道発表)
 - ・新たに判明した震度データに基づき、暫定基準を一部変更 (7月30日17時報道発表)
 - ・通常基準の7割 (震度7・6強・6弱): 1県14市町村 (熊本県)
 - ・通常基準の8割 (震度5強): 3県12市町 (熊本県、長崎県、鹿児島県)
- なお、レベル3 土砂災害警報及びレベル2 土砂災害注意報の発表基準についても、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用。

イ 土砂災害発生状況 (8/31 15:00 時点)

- ・宮崎県 4件 (うち1件で、人家一部損壊1戸。人的被害なし)
- ・熊本県 7件 (うち1件で、人家一部損壊1戸。人的被害なし)

ウ 点検対象施設数

【直轄】長崎県 65施設 (うち、全施設点検完了。異常なし)

熊本県

(阿蘇砂防) 39施設 (うち、全施設点検完了。異常なし)

(川辺川砂防) 37施設 (うち、全施設点検完了。異常なし)

【補助】佐賀県 2施設 (全施設点検完了。異常なし)

長崎県 1施設 (全施設点検完了。異常なし)

熊本県 400施設 (全施設点検完了。異常なし)

2施設で落石防護柵等の損傷被害

※対応方策検討中

※7月29日の震度5弱を観測した地震により、再点検対象となった施設をすべて点検完了し、異常なし

※8月1日の震度5弱を観測した地震では、点検対象となる施設は無し。

宮崎県 53施設 (全施設点検完了。異常なし)

鹿児島県 97施設 (全施設点検完了。異常なし)

(13) 公園・都市 (国土交通省情報: 8月31日 15:30 時点)

○都市公園 (熊本県内で77公園被災)

熊本県 (4公園): 熊本県民総合運動公園、県営八代運動公園、
水俣広域公園、熊本県テクノ中央緑地

熊本市 (27公園): 熊本城公園ほか26公園

八代市 (27公園): 鏡ヶ池公園ほか26公園

人吉市 (1公園): 人吉城跡公園

水俣市 (1公園): 中尾山公園

宇土市 (1公園): 宇土市運動公園

宇城市 (6公園): 岡岳公園ほか5公園

南関町 (1公園): 南関町総合運動公園

大津町 (1公園): 大津町運動公園

嘉島町 (5公園): 高田みんなの広場公園ほか4公園

益城町 (3公園): 秋津川河川公園ほか2公園

甲佐町 (1公園): 熊本甲佐総合運動公園

美里町 (1公園): 美里町カントリーパーク

氷川町 (1公園): 竜北公園

芦北町 (1公園): 芦北海浜総合公園

あさぎり町 (1公園): あさぎり町深田高山総合運動公園

○都市施設

熊本県内 15 施設で被災

熊本県（5 施設）：木山宮園線ほか 4 線（街路）

八代市（9 施設）：区画道路 6-33 ほか 7 線（街路）
前川右岸プロムナード（都市施設）

宇土市（1 施設）：都市計画道路北段原線（街路）

○都市公園の活用状況

- ・物資運搬等の拠点として都市公園を活用
（熊本県営八代運動公園等）
- ・地域の避難場所として都市公園を活用
（東中洲児童公園等）

○熊本城公園の状況

- ・文化庁が実施する熊本城公園における文化財等の被災状況調査に九州地方整備局（1 名）が
同行【8 月 3 日】
- ・8 月 13 日（木）より開園

（1 4）住宅（国土交通省情報：8 月 31 日 15:00 時点）

①被災建築物応急危険度判定の状況

熊本県（8 月 11 日時点で 9,553 件の判定を実施）

8 月 13 日：県内における被災建築物応急危険度判定が終了した旨を公表

(7/29～8/10) 宇城市
(7/29～8/8) 氷川町
(7/30～8/11) 熊本市
(8/1～8/9) 八代市
(8/1～8/6) 芦北町
(8/2) 宇土市
(8/2～8/8) 美里町
(8/2～8/4) 嘉島町

②公営賃貸住宅の被害状況

- ・公営住宅：公営住宅 151 団地で一部損壊等（熊本県八代市、人吉市、玉名市、宇土市、宇城市、
上天草市、合志市、和水町、大津町、菊陽町、御船町、氷川町、相良村、水俣市、
美里町、益城町、嘉島町、山都町、湯前町、熊本市）

③エレベーター閉じ込め情報

- ・閉じ込めが 32 件（熊本県 29 件、鹿児島県 1 件、福岡県 2 件）発生。全救出済み。
（※日本エレベーター協会会員社が保守を行っているもの）

④被災者の住まいの確保関係

（1）公営住宅等の空室提供

- ・熊本県内で公営住宅 382 戸の空室を確保。
- ・熊本県営住宅 37 戸、熊本市営住宅 59 戸 8/6 受付開始。
- ・県外 11 戸、熊本県 9 戸、熊本市 10 戸、玉名市営住宅 1 戸で受入決定。
- ・全国の地方公共団体に協力要請（8/3）
- ・独立行政法人都市再生機構（UR）に協力要請（8/4）
- ・UR 賃貸住宅を全国で 140 戸確保（8/6）

（2）賃貸型応急住宅

- ・賃貸関係団体に協力要請（7/30）
（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会

（参考）賃貸型応急住宅の受付開始状況について

- ・21市町村（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、天草市、宇城市、上天草市、合志市、美里町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、嘉島町、氷川町、菊陽町、芦北町、大津町、津奈木町）で受付中
- ※災害救助法が適用されたすべての市町村で受付を開始。

（３）建設型応急住宅

- ・住宅生産関係団体に協力要請（7/28）
 - （一社）プレハブ建築協会
 - （一社）全国木造建設事業協会
 - （一社）日本木造住宅産業協会
- ・自治体※やUR都市機構の建築系職員7名が熊本県庁に常駐し業務支援を実施中（8/10～）
- ※8/10～24:石川県・岩手県、8/24～9/8:宮城県・福島県

（参考）建設型応急住宅の着工状況について

	熊本市	八代市	宇城市	氷川町	美里町	甲佐町	宇土市	計
整備決定 (団地数)	50戸 (3団地)	138戸 (5団地)	149戸 (4団地)	82戸 (4団地)	52戸 (2団地)	20戸 (1団地)	62戸 (2団地)	553戸 (21団地)
着工済 (団地数)	50戸 (3団地)	138戸 (5団地)	149戸 (4団地)	82戸 (4団地)	52戸 (2団地)	20戸 (1団地)	62戸 (2団地)	553戸 (21団地)
完成済 (団地数)	-戸 (-団地)	-戸 (-団地)	-戸 (-団地)	20戸 (1団地)	-戸 (-団地)	-戸 (-団地)	-戸 (-団地)	20戸 (1団地)

（４）住宅の補修への対応

- ・登録リフォーム事業者団体に協力要請（7/29）
- ・被災住宅の補修等に関する電話相談のためのフリーダイヤル開設（8/25）

（５）住宅金融支援機構

- ・災害復興住宅融資に関する相談窓口の設置（7/29）
- ① 自治体からの要請に基づき相談窓口機構職員を派遣する地域・日程

	地域（市町）	日程（予定含む）
熊本県	八代市	8/12、8/13、8/14、8/17、8/18、8/19、8/20、 8/21、8/24、8/25（当面の間、平日は相談会を 実施予定）
	氷川町	準備中
	宇城市	準備中

② 災害復興住宅融資の受理状況

報告日	受理件数（件）	実行件数（件）
8/26（水）	0件	0件

⑤技術的助言などの支援状況

（１）八代市役所

- ・7/31～8/1 国土技術政策総合研究所・建築研究所の研究者を現地派遣し、被害状況等を確認
- ・8/8 国土技術政策総合研究所の研究者を現地派遣し、技術的助言等を実施

（２）日本製紙八代工場

- ・8/9 住宅局職員、国土技術政策総合研究所・建築研究所の研究者を現地派遣し、経済産業省とともに被害状況等を確認、工場担当者と意見交換を実施

(15)官庁施設

- ・災害応急対策活動を実施する官庁施設のうち、14施設で建物被害が確認されたが、活動に支障となる被害報告は無し。
- ・復旧に向けた詳細調査及び施設管理者に対する技術支援等を実施済み。

(16)観光

- ・宿泊施設の被害：12件（建物被害のため営業休止）
- ・観光施設の被害：1件（建物被害のため営業休止）

(17)医療関係（厚生労働省情報：8月31日16:00時点）**○医療施設の被害状況**

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳									
			浸水		停電		断水		医療ガス		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	92	17	0	0	22	0	88	11	13	0	8	6
宇土市（うとし）	6	0	0	0	3	0	6	0	2	0	0	0
宇城市（うきし）	14	4	0	0	6	0	13	1	2	0	3	3
美里町（みさとまち）	2	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
菊池市（きくちし）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
合志市（こうしし）	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
菊陽町（きくようまち）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
八代市（やつしろし）	26	11	0	0	7	0	26	9	7	0	4	2
氷川町（ひかわちょう）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
水俣市（みなまたし）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
芦北町（あしきたまち）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
人吉市（ひとよしし）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
あさぎり町 （あさぎりちょう）	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上天草市 （かみあまくさし）	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
熊本市（くまもとし）	15	0	0	0	2	0	14	0	0	0	0	0
御船町（みふねまち）	3	0	0	0	1	0	3	0	1	0	0	0
嘉島町（かしままち）	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
益城町（ましきまち）	3	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
甲佐町（こうさまち）	2	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0
山都町（やまとちょう）	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0

○医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

医薬品の製造販売業者等からは、設備破損等の報告あり。引き続き被災状況や製品の供給への影響等を調査中（8/7）。

医薬品卸売販売業者の物流センター（熊本県八代市）において、商品が棚から落下し、出荷が滞っていたが、30日（木）より順次復旧しており、医薬品の供給に支障は生じていない。（8/6）。

医療機器の製造販売業者の被害報告はない（7/29）。

○在宅人工呼吸器及び在宅酸素使用患者の安否確認（8月6日 07:00 時点）

すべての業者より安否確認できた旨の連絡あり。特筆すべき被害報告はなし。

（18）社会福祉施設等関係（厚生労働省情報：8月31日 17:00 時点）

①高齢者関係施設の被害状況

熊本県 997 施設、福岡県 3 施設、長崎県 2 施設において以下のとおり被害の報告あり（8/31）

	被災 施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	997	952	872	867	66	1	379	241	166	102
熊本市 (くまもと市)	299	299	299	299	4	0	27	0	28	0
八代市 (やつしろ市)	225	223	178	178	29	0	147	128	72	60
宇城市 (うきし)	89	87	69	69	13	0	67	56	21	20
宇土市 (うとし)	56	56	49	49	1	0	34	26	7	5
甲佐町 (こうさまち)	30	28	30	28	0	0	0	0	0	0
益城町 (まきしまち)	28	27	25	25	5	0	6	1	5	1
上天草市 (かみあまくさし)	33	21	21	21	0	0	26	0	1	0
氷川町 (ひかわちょう)	26	22	19	19	3	0	21	16	9	9
美里町 (みさとまち)	21	21	18	18	5	0	4	4	5	4
御船町 (みふねまち)	19	17	17	17	5	0	9	2	3	0

菊陽町 (きくようまち)	16	16	15	15	0	0	3	1	0	0
大津町 (おおづまち)	16	16	16	16	0	0	1	0	1	0
天草市 (あまくさし)	15	15	15	15	0	0	2	0	0	0
玉名市 (たまなし)	13	13	13	13	0	0	0	0	1	0
合志市 (こうしし)	14	13	13	13	0	0	0	0	0	0
水俣市 (みなまたし)	8	8	7	7	0	0	6	0	2	1
西原村 (にしはらむら)	9	8	8	7	0	0	5	1	0	0
山都町 (やまとちょう)	11	7	7	7	0	0	4	0	1	0
嘉島町 (かしままち)	7	7	7	7	1	1	1	1	1	1
芦北町 (あしきたまち)	7	6	4	3	0	0	7	5	2	1
菊池市 (きくちし)	10	5	4	4	0	0	2	0	6	0
阿蘇市 (あそし)	5	4	4	4	0	0	0	0	0	0
産山村 (うぶやまむら)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
南阿蘇村 (みなみあそむら)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
和水町 (なごみまち)	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0
あさぎり町 (あさぎりちょう)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	8	3	3	3	0	0	5	0	0	0
苓北町 (れいほくまち)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0

球磨村 (くまむら)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
玉東町 (ぎょくとうまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
高森町 (たかもりまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
山鹿市 (やまがし)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
津奈木町 (つなぎまち)	3	2	3	2	0	0	2	0	0	0
荒尾市 (あらおし)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
水上村 (みずかみむら)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
相良村 (さがらむら)	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
福岡県(合計)	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
朝倉市 (あさくらし)	3	3	3	3	0	0	0	0	1	1
長崎県(合計)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
南島原市 (みなみしまばらし)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
鹿児島県(合計)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
いちき串木野市 (いちきくしきのし)	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0

②障害児者関係施設の被害状況

熊本県内の 455 施設から以下のとおり報告あり。(8/31)

	被災施設数		被災状況別内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県(合計)	455	420	291	263	90	0	201	125	60	49
熊本市 (くまもとし)	125	115	88	81	11	0	20	5	8	4

八代市 (やつしろし)	96	86	49	39	11	0	53	40	19	14
宇城市 (うきし)	92	89	73	69	28	0	53	35	19	19
宇土市 (うとし)	45	43	33	32	18	0	34	19	12	11
甲佐町 (こうさまち)	11	11	3	3	2	0	5	3	0	0
菊陽町 (きくようまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
御船町 (みふねまち)	10	10	4	4	0	0	5	5	0	0
美里町 (みさとまち)	12	11	6	6	1	0	2	0	0	0
合志市 (こうしし)	7	7	5	5	0	0	0	0	1	0
天草市 (あまくさし)	5	5	4	4	0	0	2	2	0	0
益城町 (ましきまち)	21	18	11	8	12	0	4	4	0	0
水俣市 (みなまたし)	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	8	2	0	0	0	0	8	0	0	0
大津町 (おおづまち)	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
上天草市 (かみあまくさし)	3	3	2	2	0	0	2	2	0	0
氷川町 (ひかわちょう)	11	11	6	3	7	0	11	8	0	0
和水町 (なごみまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
阿蘇市 (あそし)	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0
嘉島町 (かしままち)	2	2	2	2	0	0	1	1	0	0

③その他施設の被害状況

熊本県内の救護施設から以下のとおり報告あり。(8/20)

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	4	3	2	2	0	0	2	0	1	0
熊本市 （くまもとし）	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
八代市 （やつしろし）	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0
芦北町 （あしきたまち）	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0
西原村 （にしはらむら）	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

（１９）保健・衛生関係（厚生労働省情報：８月 31 日 17:00 時点）

○人工透析患者の安否

熊本県内にある94カ所の透析施設のうち、日本透析医会の運営している災害時情報ネットワークを通じて、最大13カ所の透析施設より透析実施困難との報告があったが、給水支援、ライフラインの復旧等により13カ所全ての施設で透析実施可能となったと報告を受けている。(8/24)

熊本県及び透析医会を通じて、透析患者の医療機関調整の状況や透析施設の復旧状況をフォローアップ中。

○人工呼吸器在宅療養難病患者の安否

現時点で被害報告無し。

○火葬場の被害状況

熊本県内の2火葬場（宇城市、天草市）で受入れ停止（近隣火葬場で受入れ）していたが、うち1火葬場（宇城市）について通常稼働再開、残る1火葬場（天草市）も通常稼働再開、1火葬場（熊本市）が1炉稼働停止（全15炉）していたが、復旧し、全炉稼働。（県内28火葬場全て通常稼働中）(8/10)

（２０）薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係（厚生労働省情報：８月 31 日 17:00 時点）

①薬局、薬剤師

熊本県薬務衛生課より8月26日14時時点での被害状況について報告あり。

被害があった143施設中、営業不可の状態にあるのは4施設。

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		断水		停電		その他	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県 (合計)	143	143	93	89	59	59	22	20	34	34

熊本市 (くまもとし)	32	32	16	16	3	3	4	2	14	14
八代市 (やつしろし)	46	46	34	34	19	19	6	6	9	9
氷川町 (ひかわちょう)	2	2	1	1	0	0	2	2	0	0
菊陽町 (きくようまち)	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
山鹿市 (やまがし)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
宇土市 (うとし)	8	8	4	4	8	8	0	0	2	2
宇城市 (うきし)	25	25	18	18	19	19	7	7	3	3
美里町 (みさとまち)	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0
南阿蘇村 (みなみあそむら)	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1
天草市 (あまくさし)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
上天草市 (かみあまくさし)	8	8	2	2	7	7	0	0	0	0
人吉市 (ひとよしし)	2	2	2	1	1	1	0	0	1	1
嘉島町 (かしままち)	5	5	3	3	1	1	1	1	1	1
益城町 (ましきまち)	3	3	3	2	0	0	1	1	1	1
水俣市 (みなまたし)	3	3	2	2	0	0	0	0	1	1
芦北町 (あしきたまち)	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0

・イオンモール熊本内の薬局（１件）については人的被害なし（県薬剤師会より）。

②輸血用血液製剤の供給

現時点で被害報告なし。また、熊本県にある血しょう分画製剤メーカー（KM バイオリジクス（株））についても現時点で被害報告なし。

③毒物劇物

熊本県薬務衛生課より7/30時点での被害状況として、毒劇施設１件（美里町）の停電の報告があったものの、復旧済み。

（２）地方支分部局関係（厚生労働省情報）

（１）都道府県労働局関係（管内の状況）【８月３日 09:30 時点】

地震の発生に伴い、確認された都道府県労働局の被害状況は以下の２点のみ。

○熊本労働局管内

・八代労働基準監督署に勤務する非常勤職員が、勤務を終えて自宅にいたところ、肩を負傷して病院を受診した。

○鹿児島労働局管内

- ・川内公共職業安定所宮之城出張所において、空調の不具合が確認されたが、保守事業者に連絡をとり、所要の操作を行って復旧させた。

また、本日 8/3（月）の臨時閉庁状況は以下のとおり。

○熊本労働局

8/3（月）から、局及びすべての署所で通常通り開庁した。

なお、7/30（木）、熊本労働局に震災関係の特別労働相談窓口を設置し、震災に関する雇用・労働に係る相談への対応を開始した。

（２）地方厚生（支）局関係

- ・職員の人的被害なし。
- ・九州厚生局熊本事務所の入居庁舎（熊本第二合同庁）において一時的に断水があったが、21:40 時点で復旧が確認された。その他の庁舎においては被害なし。

（２２）労働関係（厚生労働省情報：8月31日17:00時点）

（１）労働基準関係

○労働基準局所管施設（障害者関係施設）の被害状況について

	被災施設数		被災状況内訳							
			建物被害		停電		断水		ガス停止	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県 （合計）	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0
宇土市 （うとし）	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0

○労働安全衛生関係

- ・労働災害発生状況
死亡者17名、休業（４日以上）135名
※ 8月28日19時00分時点で確認済みの情報

（２）人材開発関係

○能力開発施設等

- ・熊本県立高等技術専門校については、外壁にひび割れ等の被害報告あり。8/16まで夏季休暇、8/17より訓練再開。熊本県立技術短期大学校については、天井の崩落、外壁の表面剥離、ガラスの破損など多数の建物被害が発生。水道はトイレの使用が可能な程度まで復旧。7/28は休校とし、7/29から夏季休暇を前倒し。
- ・鹿児島県内の障害者職業能力開発校については、実習棟の壁の一部に亀裂が発生。
- ・介護労働安定センター熊本支部については、ひび割れ程度の被害はあるが通常使用は可能。介護労働講習は29日・30日を休講。
- ・熊本県内の地域若者サポートステーション（やつしろサポステ）については、電気、水道等の被害により臨時閉所となっていたが、7月31日から通常運営再開。
- ・熊本県職業能力開発協会における技能検定の実技試験については、県内で被災した会場で実施予定の試験を技能振興センターで実施するよう日程再調整中。一部の職種において前期試験実施期間の延期が必要な可能性あり。鹿児島県職業能力開発協会における8月4日（火）実施予定の随時検定（基礎級：パン製造）は、全受検者（10名）が熊本県内在住者のため、検定日を延期し日程等調整中。
- ・認定職業訓練施設のうち、職業訓練法人上益城建設職業訓練運営会については、材料小屋の瓦の落下、小屋に保管していた資材が扉を突き破る等の被害があったが全て修繕等は完了。職業訓練法人熊本市職業訓練センターについては、被災対応等で複数の受講困難者がいるため状況を確認しながら完全再開予定。その

他の施設は被害なし。

- ・熊本県内の離職者委託訓練実施機関及び求職者支援訓練実施機関の一部について、施設の被害や入居する建物の臨時休館があるため一時休校や代替施設での実施を調整していたが、順次従前の建物での訓練を再開。また、通所困難な受講生に対しオンライン訓練の対応を実施。

○その他の人材開発関連施設

- ・外国人技能実習機構（熊本支所、福岡事務所、高松事務所）については建物被害なく、職員についても全員無事を確認。7月29日朝から、被災状況及び技能実習生の安否確認を実施し、終了（8月10日）。ベトナム国籍の技能実習生1名の死亡を確認（工場内でクレーンが落下し、下敷きになったもの）。
- ・安否が確認できた技能実習生3,940名のうち、死亡1名、負傷4名、被害なし3,935名。

※震度6弱以上又は震度欠測の市町村在住者を対象に安否確認。

（23）（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構関係（厚生労働省情報：8月31日17:00時点）

- ・熊本県内の3施設（熊本職業能力開発促進センター・熊本職業能力開発促進センター荒尾訓練センター及び熊本障害者職業センター）に建物被害等はなく、職員についても全員無事を確認。

（24）児童福祉施設等関係（こども家庭庁情報：8月31日17:00時点）

（1）児童福祉施設等の被害状況

熊本県内の271施設から以下の報告あり（8/31）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

○保育所・認定こども園：宇城市・八代市・氷川町に所在する82施設は全て再開済み。

上記を含め県内の保育所等は全て、児童の受入れ体制を整えている。

（参考）

○放課後児童クラブ：宇城市・八代市・氷川町に所在する59か所のうち、57か所において再開済み（開所率97%）。（8/31現在、熊本県提供資料）

引き続き情報収集に努める。

市区町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	271	248	174	169	45	9	140	54
宇城市 （うきし）	28	27	18	18	7	2	18	10
八代市 （やつしろし）	53	48	21	19	6	3	43	18
御船町 （みふねまち）	5	4	4	4	0	0	1	0
益城町 （ましきまち）	19	16	16	16	9	0	3	0
甲佐町 （こうさまち）	2	2	2	2	1	0	1	0

熊本市 (くまもとし)	69	65	52	52	11	0	22	9
水俣市 (みなまたし)	10	10	10	10	0	0	0	0
合志市 (こうしし)	14	12	14	12	0	0	0	0
和水町 (なごみまち)	1	1	1	1	0	0	0	0
宇土市 (うとし)	32	26	13	12	6	1	30	5
南関町 (なんかんまち)	1	1	1	1	0	0	0	0
西原村 (にしはらむら)	1	1	1	1	0	0	0	0
芦北町 (あしきたまち)	3	3	2	2	0	0	2	0
嘉島町 (かしままち)	8	8	7	7	0	0	3	0
大津町 (おおづまち)	1	0	0	0	1	0	0	0
玉名市 (たまなし)	1	1	1	1	0	0	0	0
天草市 (あまくさし)	4	4	2	2	0	0	2	0
美里町 (みさとまち)	2	2	1	1	2	1	2	1
上天草市 (かみあまくさし)	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	1	1	8	7
阿蘇市 (あそし)	1	1	1	1	0	0	0	0
氷川町 (ひかわちょう)	5	5	2	2	1	1	5	4
菊陽町 (きくようまち)	2	2	2	2	0	0	0	0
合計	<u>271</u>	<u>248</u>	<u>174</u>	<u>169</u>	45	9	140	54

(25)障害児施設関係 (こども家庭庁情報：8月31日 17:00 時点)

(1) 障害児施設の被害状況

熊本県内及び長崎県内の 84 施設から以下の報告あり。(8/31)

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市区町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			建物被害		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
熊本県（合計）	82	<u>65</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	38	22	63	41
宇土市 （うとし）	20	<u>16</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	10	6	15	12
宇城市 （うきし）	25	<u>23</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	17	12	18	14
熊本市 （くまもとし）	15	10	5	5	5	1	12	1
御船町 （みふねまち）	4	4	0	0	0	0	4	4
益城町 （ましきまち）	3	1	0	0	3	1	0	0
嘉島町 （かしままち）	1	1	1	1	0	0	1	1
上天草市 （かみあまくさし）	1	0	0	0	0	0	1	0
人吉市 （ひとよしし）	1	0	0	0	0	0	1	0
氷川町 （ひかわちょう）	2	0	0	0	0	0	2	0
八代市 （やつしろし）	9	9	1	1	3	2	9	9
大津町 （おおづまち）	1	1	1	1	0	0	0	0
長崎県（合計）	2	2	0	0	0	0	2	2
島原市 （しまばらし）	2	2	0	0	0	0	2	2
合計	84	<u>67</u>	<u>29</u>	<u>29</u>	38	22	65	43

(2 6) 農林水産関係（農林水産省情報：8 月 31 日 17:00 時点）

① 農林水産関係の被害

令和 8 年 8 月 31 日時点で 1,300.7 億円。

なお、各県からの報告に基づくものであり、以後、被災自治体での調査の進展により内容は変動する見込み。

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	被害地域(現在7県より報告あり)
農作物等	農作物等	91ha	3.7	熊本、鹿児島(2県)
	家畜等	320頭羽	0.0	熊本
	農業用ハウス、農業用倉庫等、畜産用施設・農業・畜産用機械	2,500件	182.0	熊本、長崎(2県)
	共同利用施設	28件	74.5	熊本、鹿児島(2県)
	小計		260.2	
農地・農業用施設	農地	5,066箇所	62.0	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(6県)
	農業用施設等	10,017箇所	900.7	福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島(6県)
	小計		962.7	
林野関係	林地荒廃	11箇所	12.3	長崎、熊本(2県)
	治山施設	2箇所	0.2	福岡、宮崎(2県)
	林道施設等	113箇所	2.1	熊本
	木材加工・流通施設	29件	21.2	熊本
	特用林産物施設等	5件	0.0	熊本
	小計		35.8	
水産関係	漁船	2隻	0.0	熊本
	養殖施設	48件	0.4	熊本
	水産物	2件	1.0	熊本
	漁具倉庫等	6件	0.1	熊本
	漁港施設等	32漁港	40.0	熊本、鹿児島(2県)
	共同利用施設(水産)	17件	0.2	熊本、長崎(2県)
	小計		41.7	
			1,300.7	

※計数はそれぞれ四捨五入によっているため、合計とは一致しない場合がある。

②ため池・ダム等の被害情報

(1) 防災重点農業用ため池

①7月28日16時27分頃発生した地震

・点検対象の防災重点農業用ため池は674か所。すべて点検済みで56箇所で異常あり。

県	点検対象	点検済み	異常なし	異常あり	備考
福岡県	22	22	22	0	
長崎県	46	46	46	0	
熊本県	446	446	390	56	
大分県	4	4	4	0	
宮崎県	68	68	68	0	
鹿児島県	88	88	88	0	
合 計	674	674	618	56	

②7月29日22時19分頃発生した地震

・点検対象の防災重点農業用ため池は3か所(すべて①と重複)。
すべて点検済みで異常なし。

県	点検対象	点検済み			備 考
			異常なし	異常あり	
熊本県	3	3	3	0	
合 計	3	3	3	0	

③ 8月1日 21時47分頃発生した地震

- ・点検対象の防災重点農業用ため池は4か所（すべて①と重複）。すべて点検済みで異常なし

県	点検対象	点検済み			備 考
			異常なし	異常あり	
熊本県	4	4	4	0	
合 計	4	4	4	0	

(2) ダム

① 7月28日 16時27分頃発生した地震

- ・点検対象の農業用ダムは75か所（国造ダム：21か所、補助ダム：54か所）。すべて点検済みで1か所で異常あり。
- ・福岡県の補助ダム1箇所において、放流管の継手からの漏水を確認。

<国造ダム>

道県	河川内のダム	点検対象	点検済み	目視点検		詳細点検※	
				異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
愛媛県	○	1	1	1	0	1	0
福岡県	○	1	1	1	0	1	0
佐賀県	○	1	1	1	0	1	0
		4	4	4	0		
熊本県	○	1	1	1	0	1	0
大分県	○	2	2	2	0	2	0
宮崎県	○	7	7	7	0	7	0
		1	1	1	0		
鹿児島県	○	3	3	3	0	3	0
合 計		21	21	21	0	16	0

※震度4かつ25gal未満は詳細点検を省略

<補助ダム>

道県	河川内のダム	点検対象	点検済み	目視点検		詳細点検※	
				異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
山口県	○	3	3	3	0	3	0
福岡県	○	6	6	6	0	5	1
佐賀県	○	1	1	1	0	1	0
長崎県	○	3	3	3	0	3	0
熊本県	○	7	7	7	0	7	0
		3	3	3	0		
大分県	○	14	14	14	0	14	0
		2	2	2	0		
宮崎県	○	2	2	2	0	2	0
鹿児島県	○	13	13	13	0	13	0
合 計		54	54	54	0	48	1

※震度4かつ25gal未満は詳細点検を省略

② 7月29日22時19分頃発生した地震

- ・点検対象の農業用ダムは5か所（補助ダム：5か所）（すべて①と重複）
すべて点検済みで異常なし。

<補助ダム>

道県	河川内のダム	点検対象	点検済み	目視点検		詳細点検※	
				異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
熊本県	○	3	3	3	0	3	0
		1	1	1	0		
鹿児島県	○	1	1	1	0	1	0
合 計		5	5	5	0	4	0

③ 8月1日21時47分頃発生した地震

- ・点検対象の農業用ダムは2か所（補助ダム：2か所）（すべて①と重複）。
すべて点検済みで異常なし。

<補助ダム>

道県	河川内のダム	点検対象	点検済み	目視点検		詳細点検※	
				異常なし	異常あり	異常なし	異常あり
熊本県	○	1	1	1	0	1	0
		1	1	1	0		
合 計		2	2	2	0	1	

（3）農村生活環境施設

① 7月28日16時27分頃発生した地震

○農業集落排水施設（点検対象 119 地区）

＜佐賀県＞

- ・点検対象地区数 5 地区。すべて点検済みで異常なし。

＜長崎県＞

- ・点検対象地区数 21 地区。すべて点検済みで異常なし。

＜熊本県＞

- ・点検対象地区数 68 地区。すべて点検済みで、いずれの施設も汚水処理機能には支障は生じていない。ただし 3 地区で汚水処理施設の一部に異常があり、応急復旧を予定。このほか、一次調査で管路に変状が確認された 6 地区（うち 3 地区は汚水処理施設の一部に異常が確認された地区と同じ）では、対策の要否を判断する管路の二次調査を予定。

＜宮崎県＞

- ・点検対象地区数 11 地区。すべて点検済み異常なし。

＜鹿児島県＞

- ・点検対象地区数 14 地区。すべて点検済み異常なし。

○営農飲雑用水施設（点検対象 31 施設）

＜熊本県＞

- ・点検対象地区数 19 地区。すべて点検済み異常なし。

＜宮崎県＞

- ・点検対象地区数 10 地区。すべて点検済み異常なし。

＜鹿児島県＞

- ・点検対象地区数 2 地区。すべて点検済み異常なし。

② 7 月 29 日 22 時 19 分頃発生した地震

○農業集落排水施設（点検対象 4 地区）（すべて①と重複）

＜熊本県＞

- ・点検対象地区数 4 地区。すべて点検済みで異常なし。

③ 8 月 1 日 21 時 47 分頃発生した地震

○農業集落排水施設（点検対象 6 地区）（すべて①と重複）

＜熊本県＞

- ・点検対象地区数 6 地区。すべて点検済みで異常なし。

③卸売市場の被害情報

＜熊本県＞

- ・熊本地方卸売市場（熊本市西区）では、水道管の破裂による漏水や建物外壁の剥離等の被害が発生したが、市場機能には問題なく、通常営業を継続。（7 月 31 日時点）
- ・地方卸売市場八代青果食品（株）、八代共同魚市場及び地方卸売市場中九州青果（株）（いずれも八代市）では、施設内道路のひび割れ等の施設被害が発生したが、通常営業を継続。（7 月 31 日時点）
- ・熊本食肉地方卸売市場（菊池市）では、配管水漏れ等の施設被害が発生したが、通常営業を継続。（7 月 31 日時点）

＜長崎県＞

- ・佐世保市地方卸売市場食肉市場（長崎県佐世保市）において施設内エレベーターの一時停止や床面の亀裂が発生したものの、市場機能には問題なく、通常営業を継続。（7 月 31 日時点）

④食品産業の被害情報

＜熊本県＞

- ・納豆製造工場 2 か所（宇城市、宇土市）では、停電及び生産機械の位置ずれ等により、機械の確認・調整等を含め、操業停止中。（8 月 7 日時点）

- ・豆腐製造工場（阿蘇郡）では、天井の落下、一部の機械の水漏れ・配管のズレ等が発生。修理には数日を要する見込み。（7月31日時点）
- ・熊本県パン協組合傘下のパン製造工場10か所（宇城市、宇土市、八代市、熊本市）において、工場の火災による機械設備の損傷、水道管の破損等により、操業停止中。1か所（宇城市）では、8月10日から操業再開。（8月19日時点）
- ・醤油製造工場5か所（氷川町、八代市、宇土市）では、建物が倒壊。その他13か所（宇城市、熊本市、菊陽町、宇土市、阿蘇郡、芦北町、人吉市、上天草市、八代市）においても、工場設備や土壁等が損傷。（8月19日時点）
- ・製麺工場（熊本市）では、生産機械の位置ずれ及び横転に加え、倉庫内の保管製品が荷崩れしており、操業停止。一部製造ラインで操業再開。（8月18日時点）
- ・菓子製造工場（上益城郡）では、建屋、ラインの一部に被害があり稼働停止。8月17日より操業再開。（8月18日時点）
- ・飲料工場（熊本市）および製品倉庫で配管損傷や荷崩れにより操業停止中。営業拠点3か所において製品崩落が発生。（7月31日時点）工場や工場倉庫などの一部復旧が進み、順次出荷や稼働を再開。（8月6日時点）
- ・冷凍食品製造工場1か所（天草市）で断水、1か所（宇城市）で生産機械の位置ずれ、ガスの供給停止、断水により操業停止中。（8月4日時点）
- ・水産加工品製造工場1か所（宇城市）は、建物のねじれや工場内の地割れ、ガスの供給停止、断水中により操業停止中。2か所（八代市）では、一部製造ラインで操業再開。（8月25日時点）

⑤その他被害

- ・熊本県中央家畜保健衛生所の設備及び機器が破損したが、緊急病性鑑定検査が可能な状態に復旧。
- ・病害虫防除所が管理する病害虫発生予察灯2基（果樹研究所（宇城市）及び農業研究センター（合志市））について修理が必要（いずれも発生予察調査は継続可）。
- ・熊本中央食肉センター（宇城市）は、停電等によりと畜を中止していたが、と畜を再開中。
- ・熊本県家畜市場（大津町）は、7月29日の成牛市場の開催を中止したが今後のセリは通常どおり開催予定。

（27）文教施設関係（文部科学省情報：8月25日17:00現在）

①（児童生徒等）※学校管理下

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育・文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計			
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明
福岡県									1															1				
熊本県					3				14				9											26				
計					3				15				9											27				
2県					中 3				高 5 大学 4 専各 6				社教 9															

・地震で落下した物が頭や足に当たり打撲、部活中にトタン屋根崩落により、目の上を数針縫う等

②人的被害（教職員等）※学校管理下

都道府県名	国立学校施設(人)				公立学校施設(人)				私立学校施設(人)				社会教育・体育・文化施設等(人)				文化財等(人)				独立行政法人等(人)				計			
	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明	軽傷	重傷	死亡	不明
熊本県	2	2				2	2			5				3											12	4		
計	2	2				2	2			5				3											12	4		
1県	大学 高専	1 1	2		小高	1 1	2			大学 専各	2 3			社教	3													

・地震で落下した物が頭や足に当たり打撲、割れた窓ガラスで手にけが、金庫の下敷きになり、背骨、左手小指骨折、頭部打撲で病院入院 等

③物的被害情報

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
山口県	1		3										4	
高知県			1										1	
福岡県	2		12		7				3				24	
佐賀県	1		1		1		1						4	
長崎県	1		9		6		6		3				25	
熊本県	6		427		62		228		95		1		819	
大分県			8		1				1				10	
宮崎県	1		30				6						37	
鹿児島県	1		61		1		2		1				66	
計	13		552		78		243		103		1		990	
9県	幼小中 特別 大学 高専	1	幼	7	幼	9	社教	87	国宝(建)	2	独法	1		
		2	小	234				青少	4	重文(建)				13
		1	中	134	中	6	社体	123	登録(建)	56				
			義務 高	4	高	20	文化 ほか	27 2	重文(美)	2				
	1	特別	76					特史	1					
	5	大学	26		大学	8		史跡	20					
	3		1		短大	4		特名	1					
					専各	31		名勝	4					
								天然	3					
								世界遺産(※)	4					

主な被害状況: 柱、梁の損傷やひび割れ、内装材、設備などの剥がれや落下 等

※上記一覧表における「世界遺産」の被害件数は、上記一覧表における被害件数の「計」には含めない。

※「世界遺産」の件数は、被害を受けた国指定等文化財のうち世界遺産の構成資産になっているものの件数を示す。

④休校・短縮事業となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)		公立学校施設(校)		私立学校施設(校)		社会教育・体育・文化施設等(施設)		文化財等(件)		独立行政法人等(施設)		計	
	休校	短縮	休校	短縮	休校	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休館	短縮	休校等	短縮
熊本県							33						33	
計							33						33	
1県							社教 青少 社体 文化	18 3 2 10						

⑤避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育・文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
熊本県		21		11			32
計		21		11			32
1県		小中 特別	11 9 1	社教 青少	8 2		

(28)環境関係(環境省情報: 8月31日 17:00時点)

【廃棄物処理施設関係】

(熊本県)

- ・焼却施設は、全 15 施設通常稼働。
- ・収集運搬は、全市町村で通常通り。
- ・し尿処理施設は、稼働中が 13 施設、稼働不可 1（八代生活環境事務組合）→別施設で処理中。

（29）法務関係（法務省情報：8月9日10:00時点）

①人的被害

被害等情報なし

②収容施設の被害

被害情報等なし

③その他施設の被害

被害情報等なし

（30）金融機関等（金融庁情報：8月31日15:00時点）

地震の影響により、

1 金融機関 1 店舗が営業休止

7 金融機関 21 箇所の ATM が休業

5 政府の主な対応

（1）非常災害対策本部の設置等

- 7 月 28 日 18:20 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部設置
- 7 月 28 日 19:45 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 1 回）開催
- 7 月 29 日 13:30 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 2 回）開催
- 7 月 30 日 13:30 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 3 回）開催
- 7 月 31 日 17:20 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 4 回）開催
- 8 月 1 日 15:00 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 5 回）開催
- 8 月 4 日 11:30 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 6 回）開催
- 8 月 5 日 16:10 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 7 回）開催
- 8 月 7 日 15:00 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 8 回）開催
- 8 月 10 日 15:00 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 9 回）開催
- 8 月 12 日 15:00 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 10 回）開催
- 8 月 18 日 15:00 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 11 回）開催
- 8 月 21 日 15:00 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 12 回）開催
- 8 月 27 日 15:30 令和 8 年熊本地震非常災害対策本部会議（第 13 回）開催

令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合

- 7 月 29 日 17:55 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 1 回）
- 7 月 31 日 16:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 2 回）
- 8 月 1 日 16:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 3 回）
- 8 月 3 日 13:25 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 4 回）
- 8 月 5 日 13:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 5 回）
- 8 月 7 日 10:30 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 6 回）
- 8 月 10 日 13:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 7 回）
- 8 月 12 日 14:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 8 回）
- 8 月 14 日 14:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 9 回）
- 8 月 18 日 14:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 10 回）
- 8 月 21 日 14:00 令和 8 年熊本地震被災者生活・生業再建支援チーム会合（第 11 回）

（2）現地災害対策本部の設置等

○7月29日 政府調査団を熊本県に派遣
○7月30日14:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部設置
○7月31日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第1回）開催
○8月1日09:30 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第2回）開催
○8月1日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第3回）開催
○8月2日09:30 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第4回）開催
○8月2日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第5回）開催
○8月3日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第6回）開催
○8月4日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第7回）開催
○8月5日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第8回）開催
○8月6日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第9回）開催
○8月7日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第10回）開催
○8月8日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第11回）開催
○8月9日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第12回）開催
○8月10日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第13回）開催
○8月11日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第14回）開催
○8月13日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第15回）開催
○8月15日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第16回）開催
○8月17日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第17回）開催
○8月19日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第18回）開催
○8月21日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第19回）開催
○8月25日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第20回）開催
○8月28日16:00 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第21回）開催
○8月31日16:30 令和8年熊本地震非常災害現地対策本部会議（第22回）開催
（8月31日16時時点 現地対策本部要員96名）

（3）官邸の対応

○7月28日16:28 官邸対策室設置

（4）総理指示

○7月28日16:29 以下のとおり総理指示が発せられた

1. 早急に被害状況を把握すること
2. 地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと
3. 国民に対し、避難や被害等に関する情報提供を適時的確に行うこと

（5）総理等現地視察

○8月3日 総理による現地視察
○8月21日～22日 官房長官による現地視察

（6）災害救助法の適用

○7月28日 熊本県（10市10町1村）において災害救助法の適用を決定

（7）被災者生活再建支援法の適用

○8月10日 熊本県は被災者生活再建支援法（第1条第3号）の適用を決定

(8) 特定非常災害の指定

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」に基づき、「令和八年熊本地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図る。この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長（法第 3 条、政令第 3 条）
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第 4 条、政令第 4 条）
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第 5 条、政令第 5 条）
 - ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例（法第 6 条、政令第 6 条）
 - ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第 7 条、政令第 7 条）

(9) 激甚災害の指定

〈本激〉

- 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、令和八年熊本地震による災害を激甚災害として指定する政令を閣議決定。（令和 8 年 8 月 7 日閣議決定、同日公布・施行）
 - ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条、第 4 条）公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去 5 か年の実績の平均では公共土木施設等は 71%→84%に嵩上げ）
 - ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第 5 条）農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ（過去 5 か年の実績の平均では農地は 86%→97%に嵩上げ）
 - ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第 6 条）農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ（通常 20%→50%（農林水産大臣が告示した市町村は 90%））
 - ④ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第 24 条）国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入
- 「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置の追加指定見込み（2 回目）について（令和 8 年 8 月 22 日）
 - ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第 16 条）
公立社会教育施設の災害復旧事業に対し 2/3 の補助
 - ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第 17 条）
私立学校施設の災害復旧事業に対し 1/2 の補助
- 「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置の追加指定見込み（3 回目）について（令和 8 年 8 月 25 日）
 - ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第 19 条）
市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその 2/3 を負担
 - ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（法第 22 条）
激甚災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときには、当該公営住宅の建設費等に要する費用に対し 3/4 の補助

〈局激〉

○令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令を閣議決定。（令和8年8月25日閣議決定、28日公布・施行）

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条（対象市町村：熊本県八代市、宇城市、御船町、嘉島町、氷川町））

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。

6 各省庁の主な対応

（1）内閣府

- 7月28日 16:28 内閣府災害対策室設置
- 7月28日～29日 内閣府調査チーム7名を熊本県庁へ派遣
- 8月3日 あかま内閣府特命担当大臣（防災担当） 現地視察
- 8月13日 あかま内閣府特命担当大臣（防災担当） 現地視察

【プッシュ型支援の状況】

- ・飲料は約139万本到着済み。
- ・主食は約58万食到着済み。
- ・液体ミルクは約6,600本到着済み。
- ・エアコン・クーラーは1,075台到着済み。
- ・携帯トイレは45,000回分到着済み。
- ・段ボールベッドは5,000個広域物資拠点等に到着済み。
（別途、分散備蓄拠点到着済み）
- ・ブルーシートは経産省について約35,000枚が広域物資拠点等に到着済み。
国交省について約19,000枚到着済み。
※熊本県が独自で約26,000枚到着済み。
- ・水循環型シャワーは147台配備済み
- ・おむつは約106,000枚到着済み。
- ・生理用品は約46,000枚到着済み。

【ボランティア受入れ】

- ・災害ボランティアセンターについては、8/20時点で10市町（熊本市、宇土市、宇城市、八代市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町）で活動中（芦北町は8/17から一般ボラに移行した）。
 - ・NPO等による活動に関して、7/29以降毎日、熊本県の災害中間支援組織であるKVOADが情報共有会議（8/22に第24回開催）において支援調整を実施（現地参加約20団体、オンライン参加約35団体）。
- 災害ボランティアに関する情報は以下のリンクを参照
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/275523.html>
火の国会議の議事録は以下リンクを参照
<https://www.kvoad.com/p/hinokuni.html>

【船舶活用医療の状況（八代港）】

- ・8月5日14時 防衛省PFI船舶「はくおうⅡ」の一部にて医療提供を開始。
- ・8月5日からの実績 累計活動日数17日、累計利用者数46名
※台風13号接近に伴い、8月6日以降、医療提供は一時中断。8月11日に再開。

(2) 気象庁

- ・気象庁本庁記者会見（7/28 17:30、20:30、8/4 16:00）
- ・気象庁本庁報道発表（7/28 19:15、7/29 15:00、7/30 16:00、7/31 16:00、8/10 14:00、8/18 14:00、8/25 14:00）
- ・気象庁災害対策本部（7/28 21:00、7/29 18:00、7/30 16:00、7/31 19:15、8/1 17:00、8/4 15:30、8/7 10:15、8/10 17:00、8/14 14:00）
- ・気象庁では、令和8年7月28日16時27分に熊本県熊本地方で発生した地震について、その名称を「令和8年熊本地震」と定めた。
- ・気象庁ホームページに令和8年熊本地震のポータルサイトを開設。
- ・（日本語版）https://www.jma.go.jp/jma/menu/20260728_kumamoto_jishin.html
- ・（英語版）https://www.jma.go.jp/jma/en/The_2026_Kumamoto_Earthquake/index.html
- ・土砂災害に関する警報等の暫定的な運用開始（7/28）
- ・高潮に関する警報等の暫定的な運用開始（8/3）
- ・大雨に関する警報等の暫定的な運用開始（8/4）
- ・八代海沿岸地域での浸水・冠水に注意を呼びかけ（8/10）
- ・各地の気象台は、ホットラインや記者会見、説明会等を実施するとともに、JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣により、関係する自治体等に地震活動等の状況について説明を行っている。

(3) 警察庁

1 交通規制実施状況（8/31 15:30 現在 交通局調べ）

(1) 高速道路

地震の影響により、以下1路線1区間において道路管理者等による通行止めを実施

- 南九州西回り自動車道 八代JCT～八代南IC 上下（道路管理者）

(2) 一般道路

地震の影響により、宮崎県の県道1路線1区間で道路管理者による通行止めを実施

(3) 交通安全施設障害状況

鹿児島県で信号機1基が損壊（仮復旧済み）

2 警察活動等

(1) 体制

警察庁は、警備局長を長とする災害警備本部を設置（7/28 16:28）

※ 官邸は同時刻、官邸対策室を設置

⇒ 長官を長とする非常災害警備本部に改組（7/28 18:20）

※ 官邸は同時刻、非常災害対策本部に改組

関係警察は所要の警備体制を確立

熊本県警察及び他都道府県警察からの派遣部隊で全体約2,100名体制

(2) 警察活動

ア 警察庁及び関係警察は、関連情報の収集等を実施

イ 警察災害派遣隊

○ 広域緊急援助隊（警備部隊）

・ 第一次（7/28～8/2）計370名

（警視庁、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、鳥取、島根、岡山、広島、山口）

・ 第二次（7/30～8/2）計212名（大阪、兵庫）

○ 広域緊急援助隊（交通部隊）

・ 第一次（7/28～8/1）計85名

（福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島）

・ 第二次（8/1～8/5）計122名

（鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

- ・第三次（8/5～8/9）120名（警視庁）
- ・第四次（8/9～13）120名（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- ・第五次（8/13～8/17）120名（富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重）
- ・第六次（8/17～8/21）60名（福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島）
- ・第七次（8/21～8/25）30名（神奈川）

○広域警察航空隊

- ・7/28 福岡
- ・7/29 警視庁、鹿児島
- ・7/30 警視庁、鹿児島
- ・8/2 警視庁

○特別自動車警ら部隊

- ・第一次（7/29～8/7）計80名
（福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島）
- ・第二次（8/2～8/10）計160名
（京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
- ・第三次（8/9～8/17）計83名
（警視庁、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重）
- ・第四次（8/12～8/20）計160名
（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島）
- ・第五次（8/19～8/27）計132名
（京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
- ・第六次（8/22～8/30）計111名
（警視庁、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重）
- ・第七次（8/26～）8名（沖縄）
- ・第八次（8/28～）計124名
（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島）

○被災者支援部隊

- ・第一次（7/30～8/8）計45名
（福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島）
- ・第二次（7/31～8/9）計66名
（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
- ・第三次（8/9～8/17）計126名
（富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）
- ・第四次（8/15～8/24）計111名
（警視庁、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡）
- ・第五次（8/25～）計111名
（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島）

○機動警察通信隊

広域緊急援助隊警備部隊帯同

- ・第一次（7/28～7/31）計21名
（福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、広島、島根、岡山、鳥取、山口）
- ・第二次（7/30～8/2）計5名（兵庫、大阪）

応援派遣

- ・第一次（7/28～7/30）2名（大分）
- ・第二次（7/31～8/1）計4名（九州管区、福岡）

- ・第三次 (8/2～8/3) 計 4 名 (九州管区、福岡)
- 特別警備部隊
 - ・第一次 (8/2～8/12) 計 100 名
(福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島)
 - ・第二次 (8/12～8/21) 計 100 名
(福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島)
 - ・第三次 (8/21～8/30) 計 100 名
(福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島)
 - ・第四次 (8/30～) 計 50 名
(福岡、佐賀、宮崎)
- 特別犯罪抑止部隊
 - ・第一次 (8/10～8/19) 計 38 名
(鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知)
 - ・第二次 (8/23～) 計 12 名
(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
- 特別機動捜査部隊
 - ・第一次 (8/17～8/23) 計 24 名
(福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島)
 - ・第二次 (8/23～8/29) 計 24 名
(鳥取、島根、岡山、広島、山口)
 - ・第三次 (8/29～) 計 24 名
(大阪、兵庫、徳島、香川、愛媛、高知)
- ウ 警察犬
 - 7/29 2 頭 (熊本)
 - 7/30 計 4 頭 (熊本 2 頭、警視庁 2 頭)
 - 7/31 計 4 頭 (熊本 2 頭、警視庁 2 頭)
 - 8/1 計 4 頭 (熊本 2 頭、警視庁 2 頭)
- エ ドローン
 - 7/30 大阪府警察による空撮
- オ 映像配信 ※ () は官邸配信時間
 - ヘリテレ
 - ・7/28 熊本 (16:45～18:32)、福岡 (19:09～20:04)
 - ・7/29 熊本 (6:10～7:50、10:02～12:15)
鹿児島 (8:09～9:45、12:15～18:15)
 - ・7/30 熊本 (6:00～7:52、13:47～15:15)
 - モバイル
 - ・7/28 熊本 (19:26～30 日 8:48)
 - ・7/29 熊本 (15:16～30 日 0:45、18:15～30 日 8:30)、佐賀 (15:35～16:05)、
福岡 (16:10～16:41)、鳥取 (16:42～18:00、21:24～22:10)、
宮崎 (18:00～21:24)、鹿児島 (22:10～30 日 0:35)
 - ・7/30 熊本 (12:01～13:47、16:03～17:19、18:20～18:29)、
福岡 (0:35～2:07、8:55～9:23)、岡山 (0:45～1:30)、
大分 (7:07～8:48、8:55～11:00)、山口 (8:20～8:48)、
宮崎 (11:30～13:47)
 - ・7/31 熊本 (5:37～6:55、9:50～11:03、12:24～13:05、14:52～15:32、15:37～15:43)
兵庫 (5:42～7:07、11:04～12:34、15:00～15:32)
大阪 (6:00～7:25、9:12～9:30、14:59～15:32)
 - ・8/1 熊本 (13:57～14:43)
 - 高度警察情報通信基盤システム
 - ・7/28 熊本 (19:03～19:26、19:53～20:53)

・ 7/29 熊本（10:02～11:50、12:30～12:36）、福岡（10:02～10:19）

（４）消防庁

①地元消防機関等の対応状況

（１）熊本県内消防機関の活動状況

県内応援隊が約 30 名規模で地元救急体制を支援
被災市町消防団が在宅避難者支援・夜間巡回等の活動を実施

（２）都道府県防災ヘリの活動状況

【佐賀県】 7 月 28 日 16 時 57 分 佐賀県防災ヘリにより佐賀県内の情報収集を実施
【長崎県】 7 月 28 日 17 時 12 分 長崎県防災ヘリにより長崎県内の情報収集を実施
【熊本県】 7 月 28 日 18 時 25 分 熊本県防災ヘリにより熊本県内の情報収集を実施
7 月 29 日 06 時 03 分 熊本県防災ヘリにより熊本県内の情報収集を実施

②緊急消防援助隊等の活動等

（１）地元消防本部及び緊急消防援助隊（県内応援隊を含む）の救助・救急実績

（令和 8 年 7 月 30 日 12 時 00 分時点）

	救助人員数 （累計）		救急搬送数 （累計）	
		うちヘリ		うちヘリ
地元消防本部	73 人		586 人	
緊急消防援助隊	25 人	2 人	34 人	5 人
合計	98 人	2 人	620 人	5 人

※令和 8 年 7 月 28 日の地震発生後からの累計

（２）緊急消防援助隊の出動状況

7 月 28 日 16 時 27 分 消防庁長官から以下の県の部隊に対して出動の求め
【統括指揮支援隊】 福岡県（福岡市）
【指揮支援隊】 岡山県（岡山市）、広島県（広島市）、
福岡県（北九州市）
【都道府県大隊】 福岡県、大分県、宮崎県
【航空小隊】 福岡県（福岡市）
17 時 08 分 消防庁長官から以下の県の部隊に対して出動の求め
【都道府県大隊】 佐賀県
18 時 20 分 消防庁長官から緊急消防援助隊に対して出動の指示に切り替え
20 時 15 分 消防庁長官から以下の県の部隊に対して出動の指示
【航空指揮支援隊】 宮崎県
【航空小隊】 福岡県（北九州市）、長崎県
20 時 28 分 消防庁長官から以下の県の部隊に対して出動の指示
【都道府県大隊】 岡山県、広島県、山口県、鹿児島県
21 時 45 分 消防庁長官から以下の県の部隊に対して出動の指示
【航空小隊】 佐賀県
8 月 1 日 18 時 00 分 以下の県の部隊が引揚げ
【指揮支援隊】 岡山県（岡山市）、広島県（広島市）
【都道府県大隊】 岡山県、広島県、山口県
【航空指揮支援隊】 宮崎県
8 月 8 日 12 時 00 分 以下の県の部隊が引揚げ
【航空小隊】 福岡県（福岡市、北九州市）、佐賀県、長崎県
8 月 14 日 17 時 00 分 以下の県の部隊が引揚げ

【統括指揮支援隊】 福岡県（福岡市）
 【指揮支援隊】 福岡県（北九州市）
 【都道府県大隊】 福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県

③消防庁の対応

7月28日 16時27分 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）
 16時28分 震度5弱以上を観測した関係県に対し適切な対応及び被害報告について要請
 16時28分 津波注意報が発表された関係県に対し、適切な対応及び被害報告について要請
 17時30分 消防庁職員3人を熊本県庁に向け派遣
 7月29日 6時30分 消防庁職員及び消防研究センター職員9人を熊本県に向け追加派遣
 7月30日 12時24分 SNS、県や消防本部へのリーフレットの送付等により、災害時の熱中症予防について情報発信
 8月16日 総務大臣及び消防庁長官が被災地を視察するとともに、熊本県庁、嘉島町及び宇城市を訪問し、熊本県知事、宇城市長との面会、被災者との懇談、消防職員・消防団員・応援職員への激励を実施

(5)海上保安庁

○対応体制等

7月28日午後4時28分 海上保安庁災害対策本部設置
 第七管区海上保安本部災害対策室設置
 第十管区海上保安本部災害対策本部設置
 8月26日午前9時5分 第七管区海上保安本部災害対策室閉鎖

○対応勢力

(1) 巡視船艇・航空機

①巡視船艇 0隻（延べ100隻）
 ②航空機 0機（延べ13機）
 ③測量船 0隻（延べ8隻）

(2) 人員

機動救難士 0名（延べ5名）
 特殊救難隊 0名（延べ10名）

(3) リエゾン

福岡県庁 0名（七管区海上保安官）（延べ2名）
 長崎県庁 0名（七管区海上保安官）（延べ2名）
 熊本県庁 0名（十管区海上保安官）（延べ33名）
 政府現地対策本部 0名（十管区海上保安官）（延べ64名）

○航行警報等の発出状況

(1) 航行警報 1件

7月28日午後4時36分 日本航行警報（地震）（30日午後11時59分解除）
 午後4時41分 NAVTEX（地震）（30日午後11時59分解除）
 午後4時45分 地域航行警報（地震）（30日午後11時59分解除）
 午後8時55分 地域航行警報（灯台傾斜）（7（5）①関連）

7月29日午後10時15分 地域航行警報（灯浮標移動）（7（5）①関連）

7月31日午後1時45分 地域航行警報（灯台傾斜復旧）（7（5）①関連）

(2) 海の安全情報 1件

7月28日午後4時28分 地震発生（29日午前1時4分解除）
 午後4時29分 津波注意報発表
 午後6時10分 津波注意報解除

午後8時30分 灯台傾斜（7（5）①1ポツ関連）
29日午後9時20分 灯浮標移動（7（5）①2ポツ関連）

31日午前11時50分 灯台傾斜復旧（7（5）①1ポツ関連）

〔参考〕航行警報：航行船舶に対し、航行の障害となる漂流物の存在等船舶の安全な航行のために緊急に周知が必要な情報を提供（衛星通信、無線放送、インターネット、ファックス）

海の安全情報：広く海域利用者に対し、気象・海象の現況、気象警報・注意報の発表、大雪や発達した低気圧に伴う事故防止の注意喚起等の情報を提供（テレホンサービス、インターネット、メール）

○港湾における避難勧告等の発出状況

- （1）第一体制（警戒勧告） 〇港
- （2）第二体制（避難勧告） 〇港

○被害状況等

- （1）118番の通報状況
現在まで、地震に関連する通報なし
- （2）被害状況等
現在まで、海上における被害情報等なし

○支援の実施状況

- （1）給水等支援
7月29日（水）～8月26日（水）
 - ・八代港において自衛隊等給水車両及び住民等に給水支援
【給水支援合計：254台、557世帯、約549.3トン】
 - ・八代港において入浴支援
【入浴支援合計：3,024名】
 - ・八代港において給電支援
【給電支援合計：105名】
 - ・三角港において病院等給水車両及び住民等に給水支援
【給水支援合計：79台、851世帯、約313.0トン】
 - ・三角港において入浴支援
【入浴支援合計：735名】
 - ・三角港において給電支援
【給電支援合計：3名】
- （2）人員搬送
 - ・7月30日、回転翼機により、患者1名、医師1名及び患者家族1名を熊本労災病院から熊本大学病院に搬送
- （3）その他
 - ・測量船等による緊急調査等（海底障害物調査等）
測量船さくらひびき
7月30日午後4時50分 八代港水深調査終了（調査結果は、九地整へ共有済み）

※給水等支援の実施状況について、随時、広報及びSNS投稿（港湾局とも連携）により情報提供実施

○当庁人員・施設の被害状況

- （1）人員
 - ・被害なし
- （2）船艇・航空機
 - ・被害なし
- （3）庁舎等
 - ①熊本海上保安部（三角港湾合同庁舎）（業務継続中）
屋内壁面亀裂、断水解消

- ②八代海上保安署（八代港湾合同庁舎）（業務継続中）
外壁亀裂、断水解消
- ③熊本保安部職員入居宿舎（借り上げ宿舎）
断水解消（全 10 戸）
- ④八代海上保安署職員入居宿舎（合同宿舎）
断水解消（全 12 戸）
- ⑤八代浮標置場
塗装亀裂、地際に空隙
- （４）通信施設
・被害なし
- （５）航路標識及び験潮所
 - ①航路標識（２基）
 さしき はかりいし
 ・佐敷 港 計 石 西防波堤灯台（傾斜）（31 日復旧）
 ・八代港三ツ島南灯浮標（移動）
 - ②験潮所
 ・被害なし
 ※当庁験潮所なし

（６）防衛省

１．災害派遣要請

連番	要請日時	撤収日時	要請元	要請先	活動場所	活動内容
1	7 月 28 日（火） 17 時 30 分	-	熊本県知事	陸上自衛隊 第 8 師団長	熊本県	情報収集、人命救助、 物資輸送、生活支援等

２．防衛省・自衛隊の対応

【7 月 28 日】

- 1644 以降防衛、延べ 20 機態勢（固定翼機：11 機、回転翼機：9 機）で航空偵察を実施。
- 陸自第 8 偵察隊（北熊本・熊本）、第 4 偵察隊（福岡・福岡）等の初動対処部隊が地上偵察を実施。
- 陸自第 8 師団が 3,600 名態勢で活動を実施。
- 陸自別府駐屯地及び北熊本駐屯地を一時的な避難所として開放し、避難者の受け入れを実施（別府駐屯地 1 名、北熊本駐屯地 7 名）。
- イオンモール熊本において、陸自第 8 偵察隊（北熊本・熊本）及び第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）の人員約 30 名、車両約 10 両により活動を実施。

【7 月 29 日】

- 現時点において、陸自西部方面総監部等 220 部隊が情報収集態勢を強化し、情報収集活動を実施中。
- イオンモール熊本において、陸上自衛隊第 8 偵察隊（北熊本・熊本）、第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）、第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員約 170 名で人命救助活動を実施中
- 日本製紙八代工場において、陸自西部方面特科連隊（北熊本・熊本）、第 5 施設団（小郡・福岡県）の人員約 40 名で人命救助活動を実施中。
- 0207 以降、陸自第 8 飛行隊（高遊原・熊本）の UH-60×1 機にて患者後送を実施。
- 0520 以降、陸自西部方面航空隊（高遊原・熊本）の UH-1×2 機にて映像伝送を実施。
- 0522 以降、海自第 1 飛行隊（鹿屋・鹿児島）の P-1×1 機、海自第 22 航空群（大村・長崎）の SH-60×1 機、空自第 5 航空団（新田原・宮崎）及び空自第 8 航空団（築城・福岡）の T-4×2 機、空自新田原救難隊（新田原・宮崎）の UH-60×1 機にて情報収集を実施。

- 0630 以降、給水支援活動を実施中。
- ＜本日（29 日）の給水支援活動状況＞（8 自治体）
 - ・ 八代市役所：0630 以降、西部方面特科連隊（北熊本・熊本）の人員約 10 名、水トレーラー 3 両で給水支援開始。
 - ・ 宇城市内 5 箇所：0730 以降、第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）の人員約 25 名、水トレーラー 5 両で給水支援開始。
 - ・ 上益城郡嘉島町体育館：0850 以降、第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）の人員約 5 名、水トレーラー 2 両で給水支援開始。
 - ・ 宇土市：0732 以降、第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）の人員約 10 名、水トレーラー 3 両で給水支援開始。
 - ・ 上益城郡御船町：0730 頃、第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員約 10 名、水トレーラー 2 両で給水支援開始。
 - ・ 熊本市 2 箇所：1126 以降、陸自第 8 高射特科大隊（北熊本・熊本）の人員約 20 名、水トレーラー 3 両で給水支援開始。
 - ・ 上天草市内 4 箇所：1155 以降、陸自第 5 地对艦ミサイル連隊（健軍・熊本）の人員約 20 名、水トレーラー 4 両で給水支援開始。
 - ・ 氷川町 2 箇所：陸自第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員約 10 名、水トレーラー 1 両で給水支援開始。
- 熱中症対策のため、経済産業省をはじめとする関係省庁と連携し、クーラー約 300 台を入間基地から熊本空港へ空自 C-2 により輸送（1520 頃着）。県のニーズに基づき、熊本空港から各避難所等まで陸上自衛隊が輸送を実施。
 - ・ 宇城市小川防災拠点センター : 61 台
 - ・ 美里町総合体育館 : 19 台
 - ・ 八代市県南広域本部 : 32 台
 - ・ 御船町住宅型老人ホームまるもり : 20 台
 - ・ 宇土市役所 : 16 台
 - ・ グランメッセ熊本にて一時集積 : 176 台
- 現時点において、自衛隊員約 4,600 名態勢で活動中。
- 海自艦艇 5 隻（ぶんご、げんかい、えんしゅう、水中処分母船 5 号（YDT-05）、いせ）が、八代港沖へ前進（いせを除く 4 隻は、同日中に到着）。
- 海自災害救助犬は、3 頭及び人員 4 名が健軍駐屯地に前進し待機。
- 空自築城災害救助犬は、2 頭及び人員 4 名が健軍駐屯地に前進し待機。
- 空自新田原災害救助犬は、4 頭及び人員 11 名が健軍駐屯地に前進し待機。
- イオンモールでは、陸自第 8 師団と J U I D A（日本 U A S 産業振興協議会）加盟の企業 2 社が連携し、ドローンによる情報収集を実施。

【7 月 30 日】

- 現時点において、陸自西部方面総監部等約 210 部隊が情報収集態勢を強化し、情報収集活動を実施中。
- イオンモール熊本において、陸上自衛隊第 8 偵察隊（北熊本・熊本）、第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）、第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員約 170 名で人命救助活動を実施中。
- 日本製紙八代工場において、陸自西部方面特科連隊（北熊本・熊本）の人員約 30 で人命救助活動を実施中。
- 第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）の人員 4 名が、イオンモール熊本において地上伝送を実施予定。
- 0600 以降、順次給水支援活動を開始。
- ＜本日（30 日）の給水支援準備状況＞（9 自治体）
 - ・ 八代市役所：西部方面後方支援連隊（北熊本・熊本）が給水支援活動の実施に向け準備中。
 - ・ 宇城市内 7 箇所：陸自第 42 即応機動連隊（北熊本・熊本）、第 8 後方支援連隊（北熊本・

熊本)等が給水支援活動の実施に向け準備中。

- ・上益城郡嘉島町体育館：陸自第42即応機動連隊(北熊本・熊本)が給水支援活動の実施に向け準備中。
- ・宇土市内3箇所：陸自第42即応機動連隊(北熊本・熊本)、第8後方支援連隊(北熊本・熊本)が給水支援活動の実施に向け準備中。
- ・上益城郡御船町2箇所：陸自第8後方支援連隊(北熊本・熊本)が給水支援活動の実施に向け準備中。
- ・熊本市2箇所：陸自第8高射特科大隊(北熊本・熊本)及び西部方面衛生隊(北熊本・熊本)が給水支援活動の実施に向け準備中。
- ・上天草市内4箇所：陸自第5地对艦ミサイル連隊(健軍・熊本)が給水支援活動の実施に向け準備中。
- ・氷川町2箇所：陸自第8後方支援連隊(北熊本・熊本)が給水支援の実施に向け準備中。
- ・益城町：第8通信大隊(北熊本・熊本)が給水支援活動の実施に向け準備中。
- 現時点において、自衛隊員約5,070名態勢で活動中。
- 海自艦艇5隻(ぶんご、げんかい、えんしゅう、水中処分母船5号(YDT-05)、いせ)が、八代沖に到着(いせを除く)
- 海自呉災害救助犬は、3頭及び人員4名が健軍駐屯地で待機。
- 空自築城災害救助犬は、2頭及び人員4名が健軍駐屯地で待機。
- 空自新田原災害救助犬は、4頭及び人員11名が健軍駐屯地で待機。

【7月31日】

- 現時点において、陸自西部方面総監部等約125部隊が情報収集態勢を強化し、情報収集活動を実施中。
- イオンモール熊本において、第42即応機動連隊(北熊本・熊本)の人員約170名、海自呉災害救助犬3頭で人命救助活動を実施予定。
- 現時点において、自衛隊員約5,100名態勢で活動中。
- 海自艦艇5隻(ぶんご、げんかい、えんしゅう、水中処分母船5号(YDT-05)、いせ)のうち4隻が、八代沖に到着し活動中。いせは、天草西方海域へ前進中。
- 0530以降、給水支援活動を開始。
＜本日(31日)の給水支援実施状況＞(24箇所約120名)
 - ・八代市2箇所：0530以降、陸自第8特殊武器防護隊(北熊本・熊本)の人員4名、水トレーラー1両、除染車1両で給水支援開始。
 - ・このほか、熊本市、上天草市、芦北町、宇土市、益城町、大津市、御船町の22箇所において、人員約120名、水トレーラー等約30両で活動予定。

【8月1日】

- 現時点において、陸自西部方面総監部等約123部隊が情報収集態勢を強化し、情報収集活動を実施中。
- 現時点において、自衛隊員約5,100名態勢で活動中。
- 海自艦艇5隻(ぶんご、げんかい、えんしゅう、水中処分母船5号(YDT-05)、いせ)が、現地に到着し活動中。
- 0532以降、給水支援活動を開始。
＜本日(31日)の給水支援実施状況＞(39箇所約189名)
 - ・八代市14箇所：0532以降、陸自第8特殊武器防護隊(北熊本・熊本)の人員10名、西部方面特科連隊(北熊本・熊本)の人員12名、第8後方支援連隊(北熊本・熊本)の人員26名が給水支援開始。
 - ・嘉島町1箇所：陸自第42即応機動連隊(北熊本・熊本)の人員4名が給水支援開始予定。
 - ・熊本市3箇所：陸自第8高射特科大隊(北熊本・熊本)の人員16名、西部方面衛生隊(県軍・熊本)の人員12名が給水支援開始予定。

- ・宇城市 9 箇所：陸自第42即応機動連隊（北熊本・熊本）の人員20名、空自西部航空方面隊（春日・福岡）の人員24名が給水支援開始予定。
- ・上天草市 2 箇所：陸自第 5 地对艦ミサイル連隊（健軍・熊本）の人員 9 名が給水支援開始予定。
- ・益城町 1 箇所：陸自第 8 飛行隊（高遊原・熊本）の人員 3 名が給水支援開始予定。
- ・宇土市 3 箇所：陸自第 8 施設大隊（川内・鹿児島）の人員 8 名が給水支援開始予定。
- ・御船町 1 箇所：陸自第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員 9 名が給水支援開始予定。
- ・菊池市 1 箇所：陸自第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員 4 名が給水支援開始予定。
- ・芦北町 2 箇所：陸自第12普通科連隊（国分・鹿児島）の人員 4 名が給水支援開始予定。
- ・氷川町 2 箇所：陸自第43普通科連隊（都城・宮崎）、第 8 後方支援連隊（北熊本・熊本）の人員28名が給水支援開始予定。
- 昨日（31日）海上自衛隊のヘリコプターにより、救援物資を護衛艦「いせ」から陸自高遊原分屯地等に輸送を実施。また、1500以降、陸上自衛隊オスプレイにより、救援物資の輸送を実施。
- 昨日（31日）、熊本市 火の君文化センターで入浴支援活動を開始。

【8月2日】

- 本日の態勢
 - ・約5,100名
- 艦艇
 - ・ 5 隻（給水支援 4 隻）
- 給水車
 - ・ 83両（11市町35箇所）

【8月3日】

- 本日の態勢
 - ・約5,100名
- 艦艇
 - ・ 4 隻（給水支援 2 隻）
- 給水車
 - ・ 87両（12市町50箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5 市町 6 箇所
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）

【8月4日】

- 本日の態勢
 - ・約5,100名
- 艦艇
 - ・ 4 隻（給水支援 2 隻）
- 給水車
 - ・ 70両（11市町31箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5 市町 6 箇所
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）

【8月5日】

- 本日の態勢
 - ・約5,100名
- 艦艇
 - ・ 4 隻（給水支援 2 隻）

- 給水車
 - ・ 60両（11市町37箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5市町7箇所 ※八代港における「はくおうⅡ」での入浴支援を含む
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）
- PFI 船舶「はくおうⅡ」（8月5日利用分 ※本日1400から支援開始予定）
 - ・ オンライン事前予約者数（自家用車で来場する者）：194名
（内訳 男性88名、女性106名）

【8月6日】

- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 4隻（給水支援2隻）
- 給水車
 - ・ 58両（7市町31箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5市町6箇所
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）
- PFI 船舶「はくおうⅡ」（※8月5日1400から支援開始）
（利用者）
 - ・ 8月5日 乗船 185名 うち入浴 175名

【8月7日】

- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 3隻（給水支援2隻）
- 給水車
 - ・ 57両（7市町29箇所）
- 入浴支援
 - ・ 3市町4箇所
（宇城市、宇土市、氷川町）
- PFI 船舶「はくおうⅡ」（※8月5日1400から支援開始）
（利用者）
 - ・ 8月5日 乗船 187名 うち入浴 182名
 - ・ 8月6日 0600 令和8年台風第13号の接近に伴い八代港を出港。
- ブルーシートの展張作業時の地上における補助作業
 - ・ 8月6日、八代市において実施。
 - ・ 8月7日、八代市及び宇城市において実施。

【8月8日、9日】

- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 3隻（給水支援2隻）
- 給水車
 - ・ 50両（5市町21箇所）

- 入浴支援
 - ・ 4 市町 5 箇所
(宇城市、宇土市、八代市、氷川町)
- P F I 船舶「はくおうⅡ」(※ 8 月 5 日 1400 から支援開始)
(利用者)
 - ・ 8 月 6 日 0600、令和 8 年台風第 13 号の接近に伴い八代港を出港し、8 月 9 日現在離岸中
- ブルーシートの展張作業時の地上における補助作業
 - ・ 8 月 8 日、八代市及び宇城市において実施予定。
 - ・ 8 月 8 日 2035、熊本県知事より第 8 師団長に対し、「施工業者の実施するブルーシートの展張作業時の地上における補助作業」に関する災害派遣撤収要請がなされ、活動を終了。
 - ・ 8 月 6 日から 8 日の間、延べ 144 人をもって、八代市及び宇城市において、施工業者の実施するブルーシート展張時の地上における補助作業を計 70 軒実施。

【8 月 10 日】

- 本日の態勢
 - ・ 約 5,100 名
- 艦艇
 - ・ 3 隻 (給水支援 2 隻)
- 給水車
 - ・ 53 両 (5 市町 23 箇所)
- 入浴支援
 - ・ 5 市町 6 箇所
(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町)
- P F I 船舶「はくおうⅡ」(※ 8 月 5 日 1400 から支援開始)
 - ・ 8 月 6 日 0600、令和 8 年台風第 13 号の接近に伴い八代港を出港し
 - ・ 8 月 10 日 1430 八代港に入港予定
- 米軍の支援
 - ・ 8 月 9 日、米軍 KC-130 により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資 (500ml ペットボトル水 32,760 本) を輸送。
 - ・ 8 月 10 日、米軍 C-130 により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資 (500ml ペットボトル水 32,760 本) を輸送予定。

【8 月 11 日】

- 本日の態勢
 - ・ 約 5,100 名
- 艦艇
 - ・ 3 隻 (給水支援 2 隻)
- 給水車
 - ・ 36 両 (6 市町 18 箇所)
- 入浴支援
 - ・ 4 市町 6 箇所
(熊本市、宇城市、八代市、氷川町)

【8 月 12 日】

- 本日の態勢
 - ・ 約 5,100 名
- 艦艇
 - ・ 3 隻 (給水支援 2 隻)

- 給水車
 - ・ 16両（5市町12箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5市町7箇所
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）
- PFI 船舶「はくおうⅡ」（※8月5日1400から支援開始）
（利用者）
 - ・ 8月11日1000、台風第13号に伴う避泊から復帰してはじめての入浴支援を開始。（入浴107名）
- 米軍の支援
 - ・ 8月9日、米軍KC-130により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資（500mlペットボトル水 28,392本）を輸送。
 - ・ 8月10日、米軍C-130により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資（500mlペットボトル水 21,840本）を輸送。
 - ・ 8月11日、米軍C-130×2機により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資（500mlペットボトル水 37,128本、菓子類2個パレット程度）を輸送予定。

【8月13日】

- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 2隻（給水支援2隻）
- 給水車
 - ・ 10両（4市町6箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5市町7箇所
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）
- PFI 船舶「はくおうⅡ」（※8月5日1400から支援開始）
（利用者）
 - ・ 8月12日0900、14日からの宿泊予約を開始。
 - ・ 8月12日1000、入浴支援を再開。（入浴127名）
- 米軍の支援
 - ・ 8月9日、米軍KC-130により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資（飲料水（500mlペットボトル×約28,000本））を輸送。
 - ・ 8月10日、米軍C-130により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資（飲料水（500mlペットボトル×約22,000本））を輸送。
 - ・ 8月11日、米軍C-130×2機により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資（飲料水（500mlペットボトル×約37,000本）、食料（スナック類））を輸送。

【8月14日】

- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 2隻（給水支援1隻）
- 給水車
 - ・ 9両（4市6箇所）
- 入浴支援
 - ・ 5市町7箇所

(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町)

○ P F I 船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

(利用者)

- ・ 8月13日1000以降、入浴支援を実施。(入浴162名)
- ・ 8月14日1300以降、宿泊支援を開始予定。

○ 米軍の支援

- ・ 8月9日、米軍KC-130により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資(飲料水(500mlペットボトル×約28,000本))を輸送。
- ・ 8月10日、米軍C-130により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資(飲料水(500mlペットボトル×約22,000本))を輸送。
- ・ 8月11日、米軍C-130×2機により、横田基地から高遊原分屯地まで支援物資(飲料水(500mlペットボトル×約37,000本)、食料(スナック類))を輸送。

【8月15日】

○ 本日の態勢

- ・ 約5,100名

○ 艦艇

- ・ 2隻(給水支援1隻)

○ 給水車

- ・ 9両(4市5箇所)

昨日までの給水実績 約4,800 t

○ 入浴支援

- ・ 5市町7箇所

(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町)

昨日までの利用実績 約13,000名

○ P F I 船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

昨日までの利用者数 入浴：618名、宿泊：217名

(利用者)

- ・ 8月14日1200以降、入浴支援を実施。(入浴40名)
- ・ 8月14日1300以降、宿泊支援を開始。(宿泊217名)

【8月16日】

○ 本日の態勢

- ・ 約5,100名

○ 艦艇

- ・ 2隻(給水支援1隻)

○ 給水車

- ・ 8両(4市4箇所)

昨日までの給水実績累計 約4,850 t

○ 入浴支援

- ・ 5市町7箇所

(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町)

昨日までの利用者数累計 約13,900名

○ P F I 船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

昨日までの利用者数累計 入浴：713名、宿泊：217名

(利用者)

- ・ 8月15日1200以降、入浴支援を実施。(入浴95名)

- ・ 8月15日も宿泊支援を継続。(宿泊217名のうち93名がチェックアウト)

【8月17日】

○ 本日の態勢

- ・ 約5,100名

○ 艦艇

- ・ 2隻

○ 給水車

- ・ 8両(4市4箇所)

昨日までの給水実績累計 約4,900 t

○ 入浴支援

- ・ 5市町6箇所 ※8月17日、はくおうⅡが休船日のため箇所数が減少。

(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町)

昨日までの利用者数累計 約14,800名

○ PFI船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

昨日までの利用者数累計 入浴：930名、宿泊：217名

(利用者)

- ・ 8月16日も宿泊支援を継続。(宿泊217名のうち124名がチェックアウト)

- ・ 8月17日、休船日のため各種支援は一時休止。

【8月18日】

○ 本日の態勢

- ・ 約5,100名

○ 艦艇

- ・ 2隻(給水支援1隻)

○ 給水車

- ・ 8両(4市4箇所)

昨日までの給水実績累計 約4,950 t

○ 入浴支援

- ・ 5市町7箇所

(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町) ※はくおうⅡの入浴支援を含む。

昨日までの利用者数累計 約15,500名

○ PFI船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

昨日までの利用者数累計 入浴：約930名、宿泊：約217名

(利用者)

- ・ 8月18日、入浴支援、宿泊支援を再開予定。

【8月19日】

○ 本日の態勢

- ・ 約5,100名

○ 艦艇

- ・ 2隻(給水支援1隻)

○ 給水車

- ・ 8両(4市4箇所)

昨日までの給水実績累計 約5,000 t

○ 入浴支援

- ・ 5市町7箇所

(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町) ※はくおうⅡの入浴支援を含む。

- 昨日までの利用者数累計 約16,400名
- P F I 船舶「はくおうⅡ」(※8月5日14:00から支援開始)
 - 昨日までの利用者数累計 入浴：約1,000名、宿泊：約360名
(利用者)
 - ・ 8月18日1100以降、入浴支援を再開。(入浴：67名)
 - ・ 8月18日、宿泊支援を再開。(宿泊：146名)
- 【8月20日】
- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
 - 艦艇
 - ・ 2隻(給水支援2隻)
 - 給水車
 - ・ 8両(4市4箇所)
 - 昨日までの給水実績累計 約5,040 t
 - 入浴支援
 - ・ 5市町7箇所
(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町) ※はくおうⅡの入浴支援を含む。
 - 昨日までの利用者数累計 約17,200名
 - P F I 船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)
 - 昨日までの利用者数累計 入浴：約1,060名、宿泊：約360名
(利用者)
 - ・ 8月19日1200以降、入浴支援を実施。(入浴：56名)
 - ・ 8月19日も宿泊支援を継続。(宿泊：146名のうち63名がチェックアウト)
- 【8月21日】
- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
 - 艦艇
 - ・ 2隻(給水支援2隻)
 - 給水車
 - ・ 8両(4市4箇所)
 - ・ 八代市については、病院への給水支援
 - ・ 熊本市、宇城市、宇土市については、入浴支援のための給水
 - 昨日までの給水実績累計 約5,090 t
 - 入浴支援
 - ・ 5市町6箇所※8月21日、はくおうⅡが休船日のため箇所数が減少。
(熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町) ※はくおうⅡの入浴支援を含む。
 - 昨日までの利用者数累計 約17,900名
 - P F I 船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)
 - 昨日までの利用者数累計 入浴：約1,140名、宿泊：約360名
(利用者)
 - ・ 8月20日1100以降、入浴支援を実施。(入浴：86名)
 - ・ 8月20日も宿泊支援を継続。(宿泊：146名のうち83名がチェックアウト)
 - ・ 8月21日休船日のため各種支援は一時休止。
- 【8月23日】
- 本日の態勢

- ・ 約5,100名
 - 艦艇
 - ・ 2 隻（給水支援 2 隻）
 - 給水車
 - ・ 8 両（4 市 4 箇所）
 - ・ 八代市については、病院への給水支援
 - ・ 熊本市、宇城市、宇土市については、入浴支援のための給水
- 昨日までの給水実績累計 約5,180 t
- 入浴支援
 - ・ 5 市町 7 箇所
（熊本市、宇城市、宇土市、八代市、氷川町）
- 昨日までの利用者数累計 約19,000名
- P F I 船舶「はくおうⅡ」（※ 8 月 5 日1400から支援開始）

昨日までの利用者数累計 入浴：約1,200名、宿泊：約550名
（利用者）

 - ・ 8 月22日1100以降、入浴支援を再開。（入浴：67名）
 - ・ 8 月22日、宿泊支援を再開。（宿泊：189名）
- 【8月25日】
- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 2 隻（給水支援 2 隻）
- 給水車
 - ・ 6 両（3 市 3 箇所）
 - ・ 八代市については、病院への給水支援
 - ・ 宇城市、宇土市については、入浴支援のための給水
- 昨日までの給水実績累計 約5,240 t
- 入浴支援
 - ・ 4 市町 4 箇所
（宇城市、宇土市、八代市、氷川町）
- 昨日までの利用者数累計 約20,000名 ※はくおうⅡの入浴支援を含む。
- P F I 船舶「はくおうⅡ」（※ 8 月 5 日1400から支援開始）

昨日までの利用者数累計 入浴：約1,280名、宿泊：約550名
（利用者）

 - ・ 8 月 23 日も宿泊支援を継続。（宿泊：189 名のうち 85 名がチェックアウト）
 - ・ 8 月 24 日、入浴支援は、台風第 18 号の影響を鑑みて一時中止。
 - ・ 8 月 24 日も宿泊支援を継続。（宿泊：189 名のうち 104 名がチェックアウト）
 - ・ 8 月 25 日、休船日のため各種支援は一時休止。
- 【8月27日】
- 本日の態勢
 - ・ 約5,100名
- 艦艇
 - ・ 2 隻（給水支援 2 隻）
- 給水車
 - ・ 6 両（3 市 3 箇所）

- ・八代市については、病院への給水支援
- ・宇城市、宇土市については、入浴支援のための給水

昨日までの給水実績累計 約5,290 t

○ 入浴支援

- ・ 4市町5箇所

(宇城市、宇土市、八代市、氷川町)

昨日までの利用者数累計 約20,640名 ※はくおうⅡの入浴支援を含む。

○ PFI船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

昨日までの利用者数累計 入浴：約1,300名、宿泊：約670名
(利用者)

- ・ 8月26日1100以降、入浴支援を実施。(入浴：25名)
- ・ 8月26日も宿泊支援を継続。(宿泊：121名)

【8月31日】

○ 本日の態勢

- ・ 約5,100名

○ 艦艇

- ・ 1隻(入浴支援のための給水1隻)

○ 給水車

- ・ 6両(3市3箇所)

八代市については、病院への給水支援

宇城市、宇土市については、入浴支援のための給水

昨日までの給水実績累計 約5,380 t

○ 入浴支援

- ・ 3市4箇所

(宇城市、宇土市、八代市)

昨日までの利用者数累計 約21,870名 ※はくおうⅡの入浴支援を含む。

○ PFI船舶「はくおうⅡ」(※8月5日1400から支援開始)

昨日までの利用者数累計

入浴：約1,450名、宿泊：約730名

(利用者)

- ・ 8月27日1200以降、入浴支援を実施。(入浴：49名)
- ・ 8月27日も宿泊支援を継続。(宿泊：121名のうち50名がチェックアウト)
- ・ 8月28日1100以降、入浴支援を実施。(入浴：44名)
- ・ 8月28日も宿泊支援を継続。(宿泊：121名のうち71名がチェックアウト)
- ・ 8月29日、休船日のため各種支援は一時休止。
- ・ 8月30日1100以降、入浴支援を実施。(入浴：59名)
- ・ 8月31日、宿泊支援を再開。(宿泊：52名)

3. 連絡員の派遣状況

- 現時点で、約23カ所に約70名を派遣

(最大時：約47カ所 約125名派遣)

4. その他

- ・ 7月28日(火)1850、防衛省災害対策本部設置
- ・ 7月28日(火)1850、第1回防衛省災害対策本部会議
- ・ 7月29日(水)1130、第2回防衛省災害対策本部会議
- ・ 7月30日(木)1200、第3回防衛省災害対策本部会議

(7) 総務省

- 7月28日(火) 16時29分、大臣官房総務課に災害対策本部(長:大臣官房長)を設置。
- 7月28日(火) 18時20分、総務省非常災害対策本部(長:総務大臣)に格上げ
- 7月28日(火) 総務省非常災害対策本部会議(第1回)開催
- 7月29日(水) 総務省非常災害対策本部会議(第2回)開催
- 7月30日(木) 総務省非常災害対策本部会議(第3回)開催
- 7月31日(金) 総務省非常災害対策本部会議(第4回)開催
- 8月1日(土) 総務省非常災害対策本部会議(第5回)開催
- 8月4日(火) 総務省非常災害対策本部会議(第6回)開催
- 8月5日(水) 総務省非常災害対策本部会議(第7回)開催
- 8月7日(金) 総務省非常災害対策本部会議(第8回)開催
- 8月10日(月) 総務省非常災害対策本部会議(第9回)開催
- 8月12日(水) 総務省非常災害対策本部会議(第10回)開催
- 8月18日(火) 総務省非常災害対策本部会議(第11回)開催
- 8月21日(金) 総務省非常災害対策本部会議(第12回)開催
- 8月27日(木) 総務省非常災害対策本部会議(第13回)開催

○ 人的支援について

- ・ 7月28日(火) 16時32分、震度7を観測した熊本県の危機管理・防災担当部局宛てに公務員部応援派遣室から「躊躇なく応援要請をされたい」旨のメールを発出。
- ・ 8月4日(火)までに、熊本県内7市町に対し、7都県市から総括支援チーム(災害マネジメント支援等)の派遣を決定。

<総括支援チームの派遣状況(速報値)>

被災県	被災市町	派遣統括団体	延べ派遣人数(人・日)
熊本県	熊本市	東京都	86人
	八代市	大分県	94人
	宇土市	福岡県	99人
	宇城市	福岡市	129人
	美里町	(長崎県)	28人
	嘉島町	(宮崎県)	8人
	氷川町	佐賀県	196人
計	7市町	7都県市	640人

※都道府県には管内市町村職員を含む。

※各被災市町への応援派遣を終了した応援職員派遣団体は、団体名を()で記載

- ・ 8月7日(金)までに、熊本県内8市町に対し、65都道府県市から対口支援チーム(各避難所等の運営に係るマンパワー支援等)の派遣を決定。

<対口支援チームの派遣状況(速報値)>

被災県	被災市町	派遣団体	延べ派遣人数
熊本県	熊本市	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、横浜市、相模原市(千葉県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市)	4,530人
	八代市	大分県、福井県、京都府、大阪府、岡山県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県、	5,338人

		さいたま市、名古屋市、京都市、大阪市、北九州市（静岡市）	
	宇土市	福岡県、滋賀県、京都府、徳島県、香川県	1,526 人
	宇城市	福岡市、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、長崎県、宮崎県、仙台市、川崎市、新潟市、静岡市、堺市、神戸市（千葉市）	6,121 人
	美里町	長崎県	499 人
	御船町	宮城県、山形県、福島県、新潟県	140 人
	嘉島町	北海道、青森県、岩手県、秋田県	225 人
	氷川町	佐賀県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、浜松市、広島市（岡山市）	3,656 人
計	8 市町	65 都道府県市	22,035 人

※都道府県には管内市町村職員を含む。

※各被災市町への応援派遣を終了した応援職員派遣団体は、団体名を（）で記載。

○ 偽誤情報対策

熊本県を震源とする地震に関して、流通する危険性のあるインターネット上の偽・誤情報への注意喚起を、総務省の SNS アカウントを通じて情報発信を実施。SNS における根拠のない情報拡散に対して、利用規約等を踏まえた適切な対応を行っていただくよう、主要な SNS 等のデジタルプラットフォーム事業者（Google、LINE ヤフー、Meta、X、TikTok）に対して要請を実施。

○ 被災地への総務省職員の派遣

- ・ 7 月 28 日（火）18 時 20 分、九州総合通信局から熊本県庁へ、リエゾン 3 名を派遣。
→ 7 月 29 日（水）8 時 20 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 3 名から 2 名体制へ変更。
→ 7 月 31 日（金）9 時 30 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 2 名から 4 名体制へ変更。
→ 8 月 3 日（月）9 時 30 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 4 名から 3 名体制へ変更。
→ 8 月 11 日（火）9 時 30 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 3 名から 2 名体制へ変更。
→ 8 月 18 日（火）8 時 30 分、九州総合通信局から熊本県庁へのリエゾン派遣を 2 名から 1 名体制へ変更。
- ・ 7 月 29 日（水）、公務員部から熊本県庁へ、リエゾン 2 名を派遣。
→ 8 月 1 日（土）、公務員部から熊本県庁へのリエゾン派遣を 2 名から 5 名体制へ変更。
→ 8 月 4 日（火）、公務員部から熊本県庁へのリエゾン派遣を 5 名から 6 名体制へ変更。
→ 8 月 6 日（木）、公務員部から熊本県庁へのリエゾン派遣を 6 名から 5 名体制へ変更。

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

自治体からの要請を受け、以下の通信機器を貸与。

7 月 28 日（火）：宇土市、宇城市	スターリンク各 1 台
7 月 29 日（水）：熊本県	スターリンク及びポータブル電源各 2 台
7 月 30 日（木）：八代市	スターリンク 8 台ポータブル電源 6 台
7 月 31 日（金）：熊本県	スターリンク及びポータブル電源各 6 台
8 月 4 日（火）：熊本県	簡易無線機 8 台
宇城市	スターリンク及びポータブル電源各 1 台

8月 5日（水）：熊本県 公共安全モバイルシステム端末 50 台
8月 7日（金）：八代市 スターリンク及びポータブル電源各 8 台

○ 電波法に基づく臨機の措置

7月 29日（水）：国土交通省から航空局 1 局の空中線追加の変更申請があり、即座に許可。

7月 31日（金）：八代広域行政事務組合から基地局 4 局の設置場所（通信所の追加）の変更申請があり、即座に許可。

8月 6日（木）：神戸市から陸上移動局 2 局の移動範囲の変更申請があり、即座に許可。

○ 電波利用料

・ 7月 28日（火）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

・ 7月 28日（火）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の納入告知書の送付を当面の間停止する措置を実施。

○ 財政支援について

・ 7月 29日（水）、政府非常災害対策本部会議（第 2 回）において、総理から、普通交付税の繰上げ交付の迅速な実施について指示。

・ 7月 29日（水）、総務省非常災害対策本部（第 2 回）において、総務大臣から、普通交付税の繰上げ交付について、速やかに手続きを行うよう指示。

・ 7月 30日（木）、政府非常災害対策本部会議（第 3 回）において、総務大臣から、熊本県及び災害救助法が適用された熊本県内 20 市町村からの要望を踏まえ、7月 31 日の交付決定に向けて、手続きを進めている旨発言。

・ 7月 31日（金）、熊本県及び熊本県内 20 団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（616 億円）を、8月 3日（月）に繰り上げて交付することを決定。

・ 8月 3日（月）、熊本県及び熊本県内 20 団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（616 億円）を繰り上げて交付。

・ 8月 31日（月）、熊本県及び熊本県内 20 団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、11月に定例交付すべき普通交付税の一部（616 億円）を、9月 2日（水）に繰り上げて交付することを決定。

○ 行政書士による被災者の生活再建に向けた支援

・ 7月 30日（木）に日本行政書士会連合会に対して、被災者支援の協力依頼。

・ 7月 31日（金）に日本行政書士会連合会作成の「行政書士会・行政書士会員が行える支援」リストを熊本県を通じて、被災地方公共団体に周知。

・ 熊本県行政書士会から以下の団体に行政書士を派遣。

8月 4日（火）～ 宇城市（2 名）、宇土市（2 名）

8月 10日（月）～ 八代市（2 名）

8月 17日（月）～ 氷川町（2 名）、益城町（2 名）、甲佐町（1 名）

・ 熊本県行政書士会は 8月 25日（火）から、被災者を対象として、罹災証明書のオンライン申請のサポートや窓口での代理申請を無料で行う「罹災証明書申請支援事業」を開始。

○ 被災者に対する情報提供・特別行政相談の実施等

・ 8月 2日（日）、被災地での生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応する特別行政相談活動の準備調整のため、行政評価局から熊本行政評価事務所へ 2 名派遣。

・ 8月 3日（月）～ 生活支援情報をまとめたガイドブックを公表、随時更新。

・ 8月 4日（火）～ ガイドブックの配布開始。

・ 8月 5日（水）～ 行政評価局等から熊本行政評価事務所へ追加で 6 名を派遣。計 8 名の応援体制を以後継続。

- ・ 8月6日（木）～ 災害専用フリーダイヤルを開設。
 - ・ 被災者からの相談に対応する特別行政相談所を開設
8／25 及び 26 熊本市
※今後、8／31 及び 9／1 美里町、9／9 八代市で開設予定。
- 8月4日（火）付で、被災者に対する地方税の減免措置等について、自治税務局長通知を发出。
- 特定非常災害の指定に伴う行政手続の特例に関する措置関係
- ・ 8月7日（金）、熊本地震による災害を「特定非常災害」に指定する政令を閣議決定（同日公布・施行）。本政令により運転免許のような許認可等の満了日の延長（具体的には各府省が告示で制定）や、行政上の義務を履行できない場合の刑事上・行政上の責任の免責等が措置される。
 - ・ 同日、報道発表を行い、総務省の X（旧 Twitter）等で情報発信。
 - ・ 同日、熊本地震特設ページ（総務省 HP）に措置の概要を説明するチラシを掲載。
 - ・ 以後、各府省庁における告示の制定を促しつつ、各府省庁が制定する告示の状況を HP 上で随時更新の上公表。
- 消費者保護に関する取組の状況
- ・ 8月6日（木）、携帯電話不正利用防止法施行規則を改正し、被災者が本人確認書類を喪失したために本人確認書類が提出できない場合においても携帯電話の契約を行うことが出来る特例を令和9年1月31日（日）までを対象期間として設定。

（8）法務省

- 1 八代拘置支所に収容中の被収容者の移送について
7月29日（水）に、同所に収容中の被収容者5名につき移送実施（裁判所の公判延期によるもの）
- 2 法務省矯正局特別機動警備隊の派遣について
8月3日（月）に派遣を決定し、同月4日（火）、法務省矯正局特別機動警備隊14名が東京拘置所を出発し、被災地へ向けて移動を開始。
同月5日（水）八代拘置支所に到着し、現在、八代市での支援活動（物資の運搬や水補給活動等）を実施中。
- 3 地域住民に対する支援状況
7月29日（水）に開設した熊本刑務所の避難所につき、8月3日（月）をもって閉鎖。
- 4 把握した偽情報・誤情報の内容及び各情報への対応
当省業務に関する各情報の把握なし
- 5 その他（震災の影響等）
特になし

（9）財務省

- 7月28日
財務省災害情報連絡室設置
関係地方公共団体に対し、避難先や廃棄物等の仮置き場、応急的な住まいとして使用可能な国有財産のリストを提供。
- 7月29日
日本政策金融公庫等へ「令和8年熊本地震に伴う災害に関する当面の貸付業務について」の配慮要請を実施。同公庫等が特別相談窓口を設置。
使用可能な国有財産について、要請に基づき使用許可及び貸出を開始。
- 7月31日
現地災害対策本部要員を登録。

九州財務局と包括連携協定を締結している宇土市からの要請に基づき、罹災証明発行業務への人的支援を決定。

- 8月1日
現地対策本部へ職員1名を派遣開始
- 8月3日
宇土市へ職員2名を派遣開始（※17日から10人前後に増員）
- 8月4日
令和8年熊本地震に係る国税の申告・納付等の期限の延長（地域指定）を決定
- 8月6日
被災自治体からの要請に基づき、8/6から甲佐町及び芦北町に職員（8名、14名）を派遣（家屋被害認定調査（一次調査）の補助業務）
- 8月7日
県からの要請に基づき、8/7から宇城市に職員5名を派遣（避難所における物資運搬等の支援業務）
- 8月10日
熊本県から、使用可能な国有財産リストに計上されている31戸（公務員宿舎）につき被災者用の住宅として使用許可申請があり、それを許可。（19日HP掲載、20日窓口受け付け開始予定）
- 8月25日
激甚災害指定の決定を踏まえ、日本政策金融公庫等において実施している災害復旧貸付の利率引下げ措置を行った

※熊本県からの要請に基づく職員派遣の状況

- 8/6～14、8/17：甲佐町、8名（家屋被害認定調査（一次調査）の補助業務）
芦北町、12～14名（家屋被害認定調査（一次調査）の補助業務）
- 8/7～13：宇城市、5名（罹災証明書受付事務）
- 8/10～13：宇城市、5名（被災者支援制度受付等事務）
- 8/14：美里町、4名（家屋被害認定調査関係事務）
- 8/15～16：宇城市、6名
八代町、8～9名
- 8/16：美里町、5名

市区町村名	派遣人数	対応業務	派遣開始日
宇土市	2～3名	罹災証明書受付業務、家屋被害認定調査	8/3～
	8名	家屋被害認定調査	8/17～
宇城市	5名	罹災証明書受付業務	8/7～
	5名	被災者支援制度受付業務	8/10～
	6名		8/15～
甲佐町	8名	家屋被害認定調査	8/6～
芦北町	12～14名	家屋被害認定調査	8/6～
美里町	4～5名	家屋被害認定調査	8/14～
八代市	8～9名		8/15～

○職員派遣状況（8/20 10:00 時点）

- 現地対策本部：1名
- 宇土市：2～3名 罹災証明書受付業務、家屋被害認定調査
8名 家屋被害認定調査の準備作業事務
- 甲佐町：8名 家屋被害認定調査
- 芦北町：12～14名 家屋被害認定調査

(10)文部科学省

【省内の体制整備等】

- ・文部科学省災害情報連絡室（室長：参事官（施設防災担当））を設置。（令和8年7月28日16時27分）
- ・全国の教育委員会等の関係機関に対し、児童生徒、教職員、施設の利用者等の安全確保と施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。（令和8年7月28日）
- ・教育委員会等の関係機関に対し、児童生徒、教職員、施設の利用者等の安全確保と施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。（令和8年7月28日～）
- ・文部科学省災害応急対策本部（本部長：官房長）へ改組。（令和8年7月28日18時00分）
- ・文部科学省災害応急対策本部会議（本部長：官房長）を開催。（令和8年7月28日20時10分～）
- ・文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）へ改組。（令和8年7月28日20時50分）
- ・文部科学省非常災害対策本部会議（本部長：事務次官）を開催。（令和8年7月29日9時30分～）
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会（臨時会）を開催（令和8年7月29日16時00分～）
- ・令和8年熊本地震非常災害対策本部会議（第9回、第11回、第12回）に文部科学大臣が出席。

【職員の派遣等】

- ・「被災地学び支援派遣等枠組み」（D-EST）の一環として以下を実施。
- ①被災地の被害状況等を把握するため、文部科学省職員3名（令和8年8月13日）を熊本県に派遣。（令和8年7月28日～）
- ②被災した学校施設の使用の可否を判定するため文部科学省職員及び国立大学法人職員による応急危険度判定士のべ92人、建築構造の専門家1人を熊本県に派遣。必要な施設の確認を完了。（令和8年7月29日～令和8年8月9日：187施設を調査）

【児童生徒等の安全確保、災害復旧等】

- ・熱中症対策の観点からも避難所としての普通教室等の活用に関する通知を发出。（令和8年7月29日）
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、事前着工の着手等について、各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を发出。（令和8年7月29日）
- ・被災文教施設の応急危険度判定への支援に関する事務連絡を发出（令和8年7月29日）
- ・令和8年熊本地震における被災地域の児童生徒等の安全確保及び就学機会の確保等に関する通知を发出（令和8年7月29日）
- ・令和8年熊本地震により被災した学生への配慮等について、大学、高等専門学校に対し、通知を发出（令和8年7月29日）
- ・令和8年熊本地震により被災した学生等への対応等について、専修学校及び各種学校に対し、通知を发出。（令和8年7月30日）
- ・医療的ケア児の学校在校時における発災への備え（非常用電源の確保）について、関係県教育委員会特別支援教育主管課宛てに事務連絡を发出。（令和8年8月6日）
- ・令和8年熊本地震により大きな被害を受けた学校施設の復旧に当たって実施する被災度区分判定調査等について、各設置者による調査の実施が困難である場合は、文部科学省において実施することも可能であることについて、熊本県教育委員会等宛てに事務連絡を发出。（令和8年8月20日）

【被災した児童生徒等への支援・配慮等】

〔学習指導等関連〕

- ・通信制高等学校における学習指導等の配慮について、各都道府県私立高等学校事務担当課等宛てに事務連絡を发出。（令和8年8月4日）

- ・被災した学生の学修機会の確保について、各国公立大学法人担当課等宛てに事務連絡を発出（令和8年8月4日）
- ・被災した学生等の学修機会の確保について、専修学校及び各種学校に対し、事務連絡を発出。（令和8年8月17日）
- ・令和8年熊本地震の発生に伴う夏季休業明けにおける留意点について、各都道府県教育委員会等に通知を発出。（令和8年8月18日）

[教職員等の体制関連]

- ・災害発生時のスクールカウンセラー等の追加配置について、関係都道府県教育委員会に周知。（令和8年7月29日）
- ・地震による被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について、各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに事務連絡を発出。（令和8年7月29日）
- ・地震の対応等に伴う職員の健康管理・安全衛生について、関係都道府県・指定都市教育委員会人事主管課・労働安全衛生主管課宛てに事務連絡を発出。（令和8年7月29日）
- ・教職員加配の追加措置について、各都道府県・指定都市教育委員会に周知。（令和8年7月30日）
- ・教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の追加申請について、各都道府県・指定都市教育委員会に周知。（令和8年7月30日）
- ・災害発生時のスクールカウンセラー等の追加配置や派遣手続き等について、関係都道府県教育委員会等に事務連絡を発出するとともに、関係団体に対してスクールカウンセラーの派遣協力を要請。（令和8年7月30日）
- ・学校における医療的ケア看護職員の確保について、熊本県教育委員会特別支援教育主管課、同県私立学校主管課及び熊本市教育委員会特別支援教育主管課宛てに事務連絡を発出。（令和8年8月19日）

[子ども・子育て支援制度関連]

- ・被災された保護者等に係る子ども・子育て支援制度に関する利用者負担額や利用定員等の対応に関して、各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に事務連絡を発出。（令和8年7月28日）

[教科書の取扱い関連]

- ・教科書に関する事務の取扱いについて、各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を発出。（令和8年7月29日）
- ・各都道府県に存する小学校の設置者に対して、学習指導要領に対応した小学校外国語活動教材の再配布が可能である旨の事務連絡を発出。（令和8年8月5日）
- ・令和8年熊本地震による災害が「特定非常災害」に指定されたことによる令和9年度に使用する教科用図書の採択の取扱いについて、各都道府県、指定都市教育委員会宛てに事務連絡を発出。（令和8年8月7日）

[就学援助・就学支援関連]

- ・地震により被災した児童生徒等に係る就学援助、高等学校等就学支援金及び高等生等奨学給付金等の事務の取扱い等について、各都道府県・指定都市教育委員会の修学支援担当課等宛に事務連絡を発出。（令和8年7月31日）
- ・令和8年熊本地震により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等に関するQ&Aとフローチャートについて、事務連絡を発出。（令和8年8月18日）

[その他]

- ・公立学校共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に対し、マイナ保険証等を紛失した場合でも、氏名等を申し出ることにより保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を発出。（令和8年7月29日）

- ・ 8月6日（木）、7日（金）に実施予定の令和8年度第1回高等学校卒業程度認定試験について、地震の影響により、熊本県の会場においてやむを得ず受験できない方で再試験の申請があった方を対象に、8月27日（木）、28日（金）に再試験を実施することについて報道発表。（令和8年7月31日）
- ・ 特定非常災害特措法に基づく特定非常災害指定等を内容とする政令の公布・施行を踏まえ、履行期限のある宗教法人法上の義務の延長について、各都道府県に対し、通知を发出（令和8年8月7日）。
- ・ 被災した学生・生徒等への就職活動に係る配慮の要請について、経済団体等に通知を发出。（令和8年8月14日）
- ・ 地震の影響により就職活動等に支障が生じた学生・生徒等に対する支援として、特別労働相談窓口が設置されていることや、内定取消し等の事案を把握した場合の連絡・相談について周知するため、各都道府県教育委員会等に通知を发出（令和8年8月18日）
- ・ 令和8年熊本地震に伴う学生等のボランティア活動について、各大学等宛てに通知を发出（令和8年8月18日）
- ・ 医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて、各都道府県教育委員会等宛てに事務連絡を发出。（令和8年8月21日）

[文化財関係]

- ・ 文化財等の被害情報を収集するため、文化庁文化財監査官、文化財調査官等を派遣。（令和8年8月3日：熊本県熊本市、8月5日：熊本県八代市、8月18日：熊本県大津町・熊本市・山鹿市、8月19日：熊本県阿蘇市・宇城市・熊本市・美里町・八代市・山都町）
- ・ 熊本県からの支援要請を踏まえ、文化財ドクター派遣事業・文化財レスキュー事業を実施する旨の依頼を独立行政法人国立文化財機構に发出。（令和8年8月7日）

[文化財ドクター派遣事業]

文化財建造物を保護するため、国・地方の指定等の有無を問わず、文化財（建造物）を対象として応急措置及び復旧に向けて専門家を派遣し技術支援等を行う事業

[文化財レスキュー事業]

文化財の廃棄・散逸を防止するため、国・地方の指定等の有無を問わず、被災し緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管する事業

- ・ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条の規定の基づき、「令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行されたことを踏まえ、文部科学省関係の特別措置につき、関係機関に「文化財保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法関係（重要文化財等の毀損等に係る届出義務不履行の免責等、登録を受けた銃砲又は刀剣類に係る届出義務不履行の免責）」を速やかに通知。（令和8年8月7日）
- ・ 令和8年熊本地震によって被災した文化施設の復旧に向けた相談窓口を設置（令和8年8月20日）

<国立大学法人等の対応>

- ・ 国立大学病院間の災害時における相互支援協定に基づく、熊本大学病院に対する支援体制を構築済み。
- ・ 熊本大学病院は、被害の大きい病院から126名の患者を受け入れ。（令和8年8月3日時点）
- ・ 国公私立の44大学病院から延べ61チームのDMAT（災害派遣医療チーム）を派遣済み。（令和8年8月20日時点）

<国立高等専門学校機構の対応>

- ・ 高専機構の保有する練習船（大島丸・弓削丸・広島丸）により、八代港において給水支援とシャワーの提供を決定。
- ・ 現地の支援員として、九州地区の高専から職員を派遣。

- ・大島丸は8月14日～16日、弓削丸は8月18日～19日、広島丸は8月21日～22日の期間で支援を実施予定。(令和8年8月12日時点)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・防災科学技術研究所内に災害対策本部を設置。(令和8年7月28日～)
- ・「防災クロスビュー：令和8年熊本地震」を開設。(令和8年7月28日)

<https://bosai.maps.arcgis.com/apps/instant/portfolio/index.html?appid=49fe2d60166748fbba0bc2f4188098a>

- ・自治体の災害対策本部等への業務支援のため現地にISUTとして職員を派遣
- ・九州拡大版の強震モニタをHPで公開。(令和8年7月29日～)

<http://www.kmoni.bosai.go.jp/>

- ・令和8年熊本地震の解析結果をHPで公開。(令和8年7月30日～)

<https://www.hinet.bosai.go.jp/topics/kumamoto260728/?LANG=ja>

<公立学校共済組合>

- ・公立学校共済組合所管の全国の宿泊施設について、災害救助法の適用を受けた地域の被災者を宿泊料無料(食事代等は実費負担)で受け入れることを決定。(令和8年8月5日)
- ・四国中央病院からDMAT(災害派遣医療チーム)を派遣済み。(令和8年8月5日)
- ・九州中央病院から看護師を8月27日～31日の日程で被災地へ派遣予定。(令和8年8月5日)

<日本学生支援機構>

- ・独立行政法人日本学生支援機構は、以下の受付を開始。
 1. 災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用
 2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出
 3. 居住する住宅に半壊以上の被害を受けた学生等からの災害支援金の申請(令和8年7月29日プレスリリース)

<日本私立学校振興・共済事業団>

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設について、被災された加入者(家族も含む)を宿泊料無料(食事代のみ実費負担)で受け入れることを決定。(令和8年7月31日)

<国立青少年教育振興機構>

- ・独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置する国立阿蘇青少年交流の家において、被災した地域の子供たちに心と体をリフレッシュしてもらう取組として、レクリエーション出張プログラムの受付を開始。(令和8年8月5日～)

<宇宙航空研究開発機構(JAXA)>

- ・防災関係機関からの要請により、「だいち2号」(ALOS-2)及び「だいち4号」(ALOS-4)での緊急観測を実施し、観測プロダクトを提供。(令和8年7月28日夜～8月1日)
- ・国際災害チャータ及びセンチネルアジアの枠組みを活用し、JAXAから緊急観測を要請し、順次観測プロダクトが公開されている。(令和8年7月28日～)
- ・ALOS-2による建物被害推計データを熊本県へ提供。(令和8年7月29日～)
- ・JAXAの有人機・無人機連携プロジェクトチームが現地に入り、民間ヘリやドローンに係る関係者間の情報共有・運用連携への支援を実施(7月31日、8月1日)。

【今後の対応】

- ・引き続き、教育委員会等の関係機関と連携を密にしつつ、被害状況の把握に努める。

(11)厚生労働省

- 07/28 16:27 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 07/28 18:20 厚生労働省災害対策本部設置（本部長：厚生労働大臣）
- 07/28 21:15 第1回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/29 16:10 第2回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/30 14:00 厚生労働省現地対策本部設置
- 07/30 15:45 第3回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 07/31 18:30 第4回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/01 15:45 第5回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/04 17:20 第6回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/05 17:30 第7回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/07 16:15 第8回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/10 16:15 第9回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/12 持ち回り開催 第10回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/18 16:15 第11回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/21 16:15 第12回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 08/27 持ち回り開催 第13回令和8年熊本地震に関する厚生労働省災害対策本部会議
- 熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県に対し、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用した迅速な災害対応を依頼（7/28 熊本県、佐賀県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- 厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム（チーム長：医務技監）について、情報連携開始。（7/28）
- 熊本県の現地対策本部に対して厚生労働省から職員を11名派遣（8/26）

①医療関係

（1）医療関係情報（8月31日16:00時点）

- 7月28日16時28分 熊本県 EMIS 災害モードに変更
- 7月28日16時31分 長崎県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時32分 栃木県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時32分 福岡県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時31分 佐賀県 EMIS 災害モードに変更
- ⇒佐賀県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時29分 三重県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時33分 岡山県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時27分 北海道 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時30分 香川県 EMIS 警戒モードに変更
- ⇒EMIS 警戒モード解除
- 7月28日16時34分 福井県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時35分 群馬県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時33分 京都府 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時35分 岐阜県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時34分 大分県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時35分 山口県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時36分 東京都 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時33分 宮城県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時36分 鹿児島県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時36分 奈良県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時35分 静岡県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時37分 埼玉県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時37分 山梨県 EMIS 警戒モードに変更
- 7月28日16時38分 大阪府 EMIS 警戒モードに変更

7月28日16時33分 宮崎県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時39分 広島県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時27分 神奈川県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時30分 秋田県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時41分 徳島県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時27分 青森県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時40分 愛媛県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時40分 岩手県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時42分 茨城県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時41分 和歌山県 EMIS 警戒モードに変更
 ⇒EMIS 警戒モード解除
 7月28日16時42分 福島県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時44分 滋賀県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時27分 千葉県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時45分 石川県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時46分 新潟県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時27分 島根県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時31分 愛知県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時52分 富山県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時55分 沖縄県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時27分 鳥取県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時55分 長野県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日16時58分 山形県 EMIS 警戒モードに変更
 7月28日17時03分 兵庫県 EMIS 警戒モードに変更
 ⇒EMIS 警戒モード解除
 7月28日17時03分 高知県 EMIS 警戒モードに変更

(2) DMAT の活動状況 (8月30日15:00時点)

熊本県内において DMAT11隊、コーディネーションチーム13隊が活動中(本部活動13隊、現場活動11隊)

全国の DMAT が自動待機
 島根県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 兵庫県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 長崎県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 熊本県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 佐賀県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 京都府 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 鹿児島県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 宮崎県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 香川県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 群馬県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 福岡県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 沖縄県 : DMAT 調整本部設置 (7/28)
 大阪府 : DMAT 調整本部設置 (7/29)
 和歌山県 : DMAT 調整本部設置 (7/29)
 鳥取県 : DMAT 調整本部設置 (7/29)
 岡山県 : DMAT 調整本部設置 (7/29)
 愛媛県 : DMAT 調整本部設置 (7/29)
 広島県 : DMAT 調整本部設置 (7/29)

山口県：DMAT 調整本部設置（7/29）
 徳島県：DMAT 調整本部設置（7/29）
 大分県：DMAT 調整本部設置（7/29）
 滋賀県：DMAT 調整本部設置（7/30）
 茨城県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 神奈川県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 三重県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 奈良県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 愛知県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 静岡県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 長野県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 福井県：DMAT 調整本部設置（7/31）
 千葉県：DMAT 調整本部設置（8/2）
 栃木県：DMAT 調整本部設置（8/4）
 京都府：DMAT 調整本部設置（8/6）
 熊本県は、
 ・ 7/28に九州各県
 ・ 7/29九州・中国・四国各県
 ・ 7/31に中国・四国・近畿各県
 ・ 8/3に近畿各県と中部のうち富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
 ・ 8/7に福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県
 に対して DMAT の派遣を要請。

（３）DPAT の活動状況（８月31日16:00時点）

熊本県内において日本 DPAT 4 隊が活動中

（本部活動 4 隊、現地活動 0 隊）

全国の DPAT に待機要請

宮崎県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 熊本県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 長崎県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 鹿児島県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 東京都：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 佐賀県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 福岡県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/28）
 青森県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 群馬県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 島根県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 愛媛県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 北海道：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 栃木県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 神奈川県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 三重県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 兵庫県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 岡山県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 大分県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 沖縄県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 石川県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 静岡県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）

愛知県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 京都府：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 鳥取県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 山口県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 香川県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/29）
 山梨県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/30）
 滋賀県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/30）
 茨城県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 新潟県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 長野県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 愛知県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 和歌山県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 徳島県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 高知県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 大阪府：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 広島県：DPAT 調整本部立ち上げ（7/31）
 岐阜県：DPAT 調整本部立ち上げ（8/3）
 千葉県：DPAT 調整本部立ち上げ（8/3）
 埼玉県：DPAT 調整本部立ち上げ（8/4）
 奈良県：DPAT 調整本部立ち上げ（8/7）
 熊本県は、全国の DPAT に対して派遣要請。

（４）災害支援ナースの活動状況（８月31日12:00時点）

7/30から、熊本県内の医療機関に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県内外（熊本県、兵庫県）の災害支援ナース2名が、1医療機関（八代市）で活動中）

8/3から、熊本県内の避難所に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県内外（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県）の災害支援ナース28名が、15避難所（宇城市氷川町、八代市、宇土市）で活動中）

8/6から、熊本県内の介護施設に対し災害支援ナースの派遣を実施。（県外（京都府）の災害支援ナース 4 名が、2 施設（氷川町）で活動中）

これまで、延べ485名の災害支援ナースを派遣。

（５）医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

各都道府県、関係団体に対し、注意喚起を行うとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/28）。

各関係団体に対し、医薬品・医療機器等の供給に支障が生ずることのないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう依頼（7/28）。

（６）衛生用品等の支援状況

内閣府防災担当の支援物資チームを通じたプッシュ型支援の枠組みにより、関係団体・企業の協力のもと、以下のとおり物資支援を実施している。

到着日	配送先	対象品目	依頼先
7月31日	八代市総合体育館	乳幼児用紙おむつ1,048枚、 大人用紙おむつ600枚	日本衛生材料工業 連合会
7月31日	グランメッセ熊本	大人用紙おむつ12,048枚、 乳幼児用紙おむつ9,272枚	日本衛生材料工業 連合会
8月1日	グランメッセ熊本	生理用品10,764枚	日本衛生材料工業 連合会

8月3日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ6,348枚、大人用紙おむつ870枚、ガーゼ1,072枚	日本衛生材料工業連合会
8月4日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	乳幼児用紙おむつ6,528枚、生理用品4,212枚、ガーゼ56枚、大人用紙おむつ2,772枚、尿取りパッド3,456枚	日本衛生材料工業連合会
8月4日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ1,320枚、生理用品1,152枚、おりものシート1,728枚	日本衛生材料工業連合会
8月5日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	マスク100,000枚	国備蓄品を日通 (株)にて配送
8月6日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	絆創膏20,800枚	日本衛生材料工業連合会
8月6日	グランメッセ熊本	救急セット30セット、ディスポ綿球400球、ガーゼ5,000枚、絆創膏1,340枚、乳幼児用紙おむつ12,336枚、大人用紙おむつ24,096枚	日本衛生材料工業連合会
8月6日	熊本県八代保健所	伸縮杖20本	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月6日	熊本県宇城保健所	伸縮杖20本	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月7日	グランメッセ熊本	大人用紙おむつ14,340枚	日本衛生材料工業連合会
8月7日	グランメッセ熊本	体温計200本、血圧計60個	(株)テルモ
8月7日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	救急セット50セット、マスク35,000枚	日本衛生材料工業連合会
8月8日	アクアドームくまもと	マスク1,600枚	国備蓄品を日通 (株)にて配送
8月8日	アクアドームくまもと	大人用紙おむつ13,180枚、尿取りパッド3,060枚	日本衛生材料工業連合会
8月8日	グランメッセ熊本	救急セット15セット	(株)マツキヨココカラ&カンパニー
8月8日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	救急セット15セット	(株)マツキヨココカラ&カンパニー
8月10日	グランメッセ熊本	マスク2,000枚	国備蓄品を日通 (株)にて配送
8月10日	グランメッセ熊本	車椅子16台	日本福祉用具・生活支援用具協会
8月11日	グランメッセ熊本	乳幼児用紙おむつ252枚	日本衛生材料工業連合会
8月11日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	大人用紙おむつ780枚	日本衛生材料工業連合会
8月12日	グランメッセ熊本	生理用品14,922枚、おりものシート13,392枚、尿取りパッド6,030枚	日本衛生材料工業連合会
8月13日	グランメッセ熊本	縫合セット10セット、パルス	(株)キシヤ

		オキシメーター26個、体温計30本、血糖測定器1個	
8月13日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	パルスオキシメーター30個、 血糖測定器10個、医療用手袋 500枚	(株) キシヤ
8月15日	熊本県八代保健所	介護用シャワーチェア15台	日本福祉用具供給 協会
8月15日	熊本県宇城保健所	介護用シャワーチェア5台	日本福祉用具供給 協会
8月17日	グランメッセ熊本	ガーゼ10,160枚	日本衛生材料工業 連合会
8月17日	グランメッセ熊本	弾性ストッキング3,000枚	東レ・メディカル (株) 川本産業(株) アルケア(株) カーディナルヘル ス(株)
8月20日	熊本県八代保健所	置き型手すり152個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月20日	熊本県宇城保健所	置き型手すり100個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月20日	グランメッセ熊本	体温計5本	(株) テルモ
8月21日	熊本県八代保健所	歩行器5個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月22日	熊本県宇城保健所	置き型手すり10個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月24日	熊本県八代保健所	車椅子用可搬型スロープ2 個	日本福祉用具・生 活支援用具協会
8月28日	株式会社亀万運送 八代港湾支店	置き型手すり1個	日本福祉用具・生 活支援用具協会

(7) その他の医療班の活動状況

・独立行政法人国立病院機構の活動状況(8月31日17:00時点)

7月30日から8月2日まで熊本県内の医療機関において初動医療班2チームが活動。
8月1日より更に医療班2チームを追加派遣し、8月3日から更に医療班2チームを
追加派遣し、現在4チームが活動中。8月7日より熊本県内の避難所等へ看護師派遣
を開始。8月21日より体制を縮小し、2チームが活動。8月30日をもって医療班の活
動を終了。

・JDAT(日本災害歯科支援チーム)の活動状況(8月31日16:00時点)

熊本県より、JDATの歯科医療従事者の派遣要請あり。(7/31)

日本歯科医師会に対し、派遣依頼の事務連絡を发出。(7/31)

熊本県より、県庁の歯科専門職とJDATの調整支援のため、厚生労働省職員の派遣要
請あり。(8/1)

熊本県に対して厚生労働省から、8月2日から8月15日まで職員(歯科技官1名)
を派遣。

熊本県において8月3日からJDATの派遣がはじまり、現在2チームが活動中(避難
所等で口腔衛生用品の配布を含む歯科保健活動等)。(8/31)

・日赤救護班の活動状況(8月26日18:00時点)

医療救護班15班、日赤災害医療コーディネートチーム7チーム、こころのケア班4班

が活動中

- ・ JMAT（日本医師会災害医療チーム）の活動状況（8月26日15:00時点）
熊本県において25チーム92人が活動中（引き継ぎによる入れ替え、本部支援を含む）
- ・ JMATに参加する医師の医師資格証の提示について

日本医師会が発行する医師資格証は、医師の資格確認を可能とするものであることについて、熊本県に周知するとともに、管内市町村への周知を要請。（8/28）

※「令和8年熊本地震に伴う JMAT の医師資格証の提示について（周知）」（令和8年8月28日付け厚生労働省医政局医事課・政策統括官付医療情報連携担当参事官室事務連絡）を熊本県に送付。（8/28）

- ・ JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）の活動状況（8月25日18:00時点）
熊本県において15チーム73人が活動中

（8）在宅人工呼吸器及び在宅酸素使用患者の安否確認（8月6日07:00時点）

在宅人工呼吸器使用患者の安否確認について、日本医療機器工業会を通じて製造販売メーカー8社に対して情報提供するよう依頼（7/30）

在宅酸素使用患者の安否確認について、日本産業・医療ガス協会及び在宅酸素供給装置保守点検事業者8社に対して情報提供するよう依頼（7/28）

②社会福祉施設等関係

（1）九州地方各県に対し、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/28）

（2）DWATの活動状況

- ・ 熊本県内において DWAT19チームが活動中。（8/31）
- ・ 各都道府県に対して、管内の DWAT チーム員との連絡体制の確保等を依頼済み（7/30）。
- ・ 各都道府県に対し、熊本県への DWAT 派遣についての協力を依頼（7/31）。

（3）社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣状況

- ・ 熊本県内の25施設から職員派遣の要望があり、25施設と調整済み（8/31）。
- ・ 各都道府県に対し、被災地の社会福祉施設等への介護職員等の派遣に係る協力を依頼（8/5）。
- ・ 被災した社会福祉施設等に対し、県内施設からの介護職員等の派遣に加え、他の都道府県の施設等からの派遣を開始（8/12）。

（4）被災者の生活保護の取扱いについて

被災地の自治体で生活された方が他の自治体に避難した後、生活困窮に至る事案が想定されることなどを踏まえ、保護の実施責任などの留意点について自治体に周知済み。（7/29）。

一時的に保護費の支給が困難な状況にある場合の「緊急小口資金」活用について自治体に周知済み（8/7）。

被災者に対する義援金等に係る収入認定の取扱いについて、自治体に周知済み（8/24）

（5）その他

- ・ 各都道府県・指定都市・中核市等に対し、児童福祉施設や保護施設等において、定員を超過して要援護者を受け入れて差し支えないこと、その場合においても所定の措置費を支弁することができること、被災し、費用負担が困難であると認められる場合に減免できること等を周知（7/30）。
- ・ 各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。また、法人間、関係

- 団体との連携による応援職員の確保を依頼するとともに、関係団体に対しても協力を要請（7/31）。
- ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震における福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る費用（旅費及び宿泊費）の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知（7/31）。
 - ・各都道府県・指定都市・中核市に対し、「令和八年熊本地震による災害」が激甚災害に指定されたことを受け、建物被害があった施設の復旧費を支援する「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の申請期限について、被災後30日から60日に延長し、受け付ける旨を周知（8/7）。
 - ・熊本県ほか被災自治体に対し、井戸水を使用している高齢者施設等の井戸の復旧費について「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となることを周知（8/10）。
 - ・各都道府県に対し、被災した社会福祉施設等が、現に避難者を受け入れているか否かに関わらず、避難を希望する者を受け入れる体制を整える場合には、福祉避難所とみなすことが可能であり、この場合、派遣職員の人件費及び旅費等については、災害救助費の対象となる旨等を周知（8/13）。
 - ・熊本県ほか被災自治体に対し、施設内配水管の検査や小規模分散型水循環システムの利用に関する費用について、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となることを周知（8/14）。
 - ・熊本県ほか被災自治体に対し、井戸水を使用している高齢者施設等の井戸の復旧費について「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となること及び施設内配水管の検査や小規模分散型水循環システムの利用に関する費用について、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」及び「令和8年度社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）」により補助対象となることを周知（8/17）。

③保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。

また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（7/28）。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（7/28）。

(3) DHEAT の活動状況

・DHEAT：7チーム活動中

派遣先	派遣元	派遣期間
八代保健所	福岡県	7/31～8/31
	大分県	8/4～8/31
	北海道	8/31～9/14
宇城保健所	福岡市	7/31～8/31
	広島県	8/26～8/31

	香川県	8/31～9/14
	佐賀県	8/31～9/14

(4) 保健師等チームの活動状況

熊本県内において保健師等チーム29チームが活動中

派遣先	派遣元自治体	活動開始日
熊本市	宮崎市	7月31日から
	北九州市（8月26日終了）	8月1日から
	福岡市	8月1日から
	岡山市（8月28日終了）	8月4日から
八代保健所管内	広島市（8月26日終了）	8月4日から
	愛媛県	8月2日から
	京都府、大阪府（8月31日終了）	8月4日から
	滋賀県、鹿児島市（8月31日終了）	8月5日から
	奈良県、神奈川県、山口県	8月5日から
	大阪市（8月31日終了）	8月7日から
	岩手県	8月7日から
	山梨県（8月31日終了）	8月9日から
	栃木県（8月31日終了）	8月10日から
	八代市	大分県、長崎県※
氷川町	佐賀県	7月31日から
	宮崎県	8月1日から
宇城保健所管内	和歌山県（8月31日終了）	7月31日から
	石川県、岐阜県（8月28日終了）	8月4日から
	徳島県（8月30日終了）	8月4日から
	静岡県	8月5日から
	長野県、三重県	8月10日から
	福岡県	7月31日から
	沖縄県（8月31日終了）	8月4日から
	福島県、神戸市（8月31日終了）	8月5日から
	兵庫県	8月5日から
	香川県	8月6日から
宇土市	鹿児島県	7月31日から

※ 長崎県は、7/31～8/18まで美里町を支援

・派遣までの経緯については以下のとおり。

7/29熊本県において保健師等チームの派遣要請あり。九州地域各県に対し、7/31以降、7チームを熊本県内4市2町へ派遣予定（7/29）。宮崎県は、八代市支援予定だったが、7/31から主に氷川町を支援することで調整済み。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣可否について（照会）」（令和8年7月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

※「（事務連絡）令和8年熊本地震に係る保健師等チームの応援派遣調整結果について」（令和8年7月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

熊本県より保健師等チームの追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、15チームを随時追加派遣。

※「（事務連絡）令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣調整結果について」（令和8年7月30日、31日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

8/3熊本県より保健師等チーム9チーム追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、9チームを随時追加派遣。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否につい

て（照会）」（令和8年8月3日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡8/7熊本県より保健師等チーム4チーム追加の派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、4チームを随時追加派遣。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について（照会）」（令和8年8月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）8/20熊本県より9月以降の保健師等チームについて派遣要請あり。追加派遣依頼の事務連絡を発出し、9月以降チーム数合計22チームとなるよう派遣調整。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る保健師等チームの追加応援派遣可否について（照会）」（令和8年8月20日付け厚生労働省健康・生活衛生局健康課事務連絡）

(5) 被災者の健康管理

- ・各都道府県等に対し、地震の影響による保健所等の被害情報の収集や保健所等に被害があった場合に厚生労働省へ連絡することを要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、熱中症やエコノミークラス症候群等に対し十分な対策を行うよう依頼（7/28）。

- ・各都道府県・保健所設置市・特別区に、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援に関する対応を依頼。（7/29）

※「令和8年熊本地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡）

- ・日本栄養士会に対し、避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援と、その一環として、要配慮者への食品等の提供に係る体制整備（特殊栄養食品ステーションの設置）について依頼。（7/29）

※「令和8年熊本地震による災害に係る避難所等で生活する方への栄養・食生活の支援について（協力依頼）」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局健康課事務連絡）

- ・日本栄養士会が、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）2チームを八代地区・宇城地区に派遣。熊本県栄養士会及び熊本県総合保健センターに特殊栄養食品ステーションを設置（7/30）。
- ・熊本県内において、JDA-DAT 1 チームが活動中（8/31）。

(6) 感染症対策

- ・避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。（7/28）

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る感染症対策等について」（令和8年7月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

- ・被災者の申出により、他自治体が被災者に対して定期接種を実施して差し支えないこと、当該定期接種の実施に当たっては健康状態をよく把握すること及び法令に定める接種時期を超えた場合も被災者に対する定期接種を実施できることを周知。（8/7）

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に伴う予防接種の取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）

(7) DICT・FETPの活動状況

熊本県内において DICT 1 隊が活動中。

- ・災害時感染制御チーム（DICT）の活動状況（8月31日17:00時点）

熊本県より DICT の派遣要請あり（7/31 20時）。先遣隊は8月4日に現地到着。5

日に本隊が到着し、八代市保健所管内、宇城市保健所管内を中心に重点支援避難所を同定し避難所の巡回・アセスメント等を実施。

コロナ発生時の対応フローを作成し、調整本部を通じて各保健医療福祉活動チームに提供。また巡回した避難所において、感染症対策に関する助言を行い、実情に合わせて必要な感染対策が取られていることを確認。

・実地疫学専門家（FETP）の活動状況（8月31日17:00時点）

熊本県より FETP の派遣要請あり（8月2日14時）。8月4日より現地にて感染症疫学情報の分析と環境衛生の評価等を実施。8月18日より遠隔支援に移行し、8月28日で毎日のレポート提供は終了し、必要に応じて支援を行う体制へ移行。

（参考）8月4日以降、八代市及び宇城市内の複数の避難所で発熱や呼吸器症状を呈する方を認め、一部の避難所では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者も確認された。その後の支援活動等により感染症患者の発生は減少し、避難所で療養されている感染症患者は、DICT からの報告によると、8月30日現在、八代市において、COVID-19が1名、インフルエンザが1名となっている。

（8）公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県及び関係団体宛に発出（7/28）。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和8年7月28日付け関係課連名事務連絡）

（9）食中毒対策

避難所における食中毒の発生防止及び発生時の情報共有について事務連絡をリーフレットとともに発出。（7/29）

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に伴い設置された避難所での食中毒対策について」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）

（10）アレルギー対策

都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請（7/29）。

- ・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用
- ・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

※「令和8年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」（令和8年7月29日付け3省庁連名課長通知）

また、各都道府県に対し、避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応として、避難所でのアレルギー疾患に対する特段の配慮について事務連絡を発出（7/29）。

※「避難所等におけるアレルギー疾患を有する方への対応について」（令和8年7月29日付け健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）

（11）生活衛生関係団体への協力要請

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、令和8年7月29日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合には積極的に協力を行うことを文書で要請するとともに、関係自治体に対して上記の内容を情報提供し、必要に応じ、管下の生活衛生同業組合と連絡調整するよう依頼（7/29）。

（12）日本政策金融公庫への協力要請

- ・日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、当面の貸付業務についての配慮を要請（7/29）
- ・日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予の手続き及び提出書類の簡素化等についての配慮を要請（8/5）。
- ・日本政策金融公庫の融資に関して、局激甚指定を受けた市長村において、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業・小規模事業者等を対象に、特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施（貸付後3年間、1千万円まで）（8/25）。

（13）心のケアについて

被災者及び支援者の心のケアとして、継続的な相談対応やリーフレットによる情報提供を行うよう事務連絡を発出。（8/4）

※「【事務連絡】被災された方の心のケアに関する対応について」（令和8年8月4日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室事務連絡）

④薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

（1）薬局、薬剤師

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

- ・モバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）の活動を宮崎県薬剤師会が8月9日まで、熊本県・福岡県薬剤師会が8月12日まで実施。
- ・熊本県薬剤師会が避難所における、おくすり相談対応等を8月17日まで実施。
- ・災害薬事コーディネーターが災害時の薬事ニーズに関する調整を8月17日まで実施（熊本県庁、八代保健所、宇城保健所、熊本県薬剤師会）
- ・引き続き情報の収集に努める。

各都道府県等に対して、被災地における医薬品等の取扱いについて周知。

※「令和8年熊本地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」（令和8年7月29日付け厚生労働省医薬局総務課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/29）。

熊本県より、医療救護活動及びそれに関連する支援業務を行う薬剤師の派遣要請あり。（8/9）

- ・日本薬剤師会と日本病院薬剤師会に対し、派遣依頼の事務連絡を発出。（8/9）
- ・医療機関の病院薬剤部門に対し、病院薬剤師会による薬剤師派遣を8月24日まで実施（熊本県病院薬剤師会、日本病院薬剤師会）

（2）輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日本赤十字社）に対し、採血所や製造施設に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

（3）毒物劇物

各都道府県、保健所設置市、特別区に対し、薬局に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（7/28）。

（4）麻薬

- ・各都道府県等に対して、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの医療用麻薬の譲渡の手続きについて周知。

※「令和8年熊本地震における医療用麻薬の譲渡の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）」（令和8年7月29日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/29）。

- ・各都道府県等に対して、他県の麻薬卸売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの被災県内への医療用麻薬の県境移動の手続きについて周知。

※「令和8年熊本地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」（令和8年7月30日付け厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を送付（7/30）。

⑤障害者支援関係

(1) 被災した要援護障害者等への対応について

○災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/28）。

○八代市・氷川町・宇城市・宇土市・美里町において、県内外の相談支援専門員が障害福祉サービス等を利用してない在宅の障害児者を個別訪問して状況把握等をする取組を実施（八代市・氷川町は8/5～8/8、宇城市・宇土市・美里町は8/17～8/22で実施）。訪問総数は八代市171件・氷川町93件・宇城市71件・宇土市64件・美里町131件。

○ストーマ用品セーフティーネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヶ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。（8/6）

(2) 精神保健福祉法における入院手続について

被災地で新たに措置入院を行う際の手続や、医療保護入院者の転院を行う際に同意する家族等を見つけるのが困難な場合における手続等について Q&A を発出（7/28）。

(3) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（7/29）

(4) 介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて

災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求期限等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/29）。

(5) 障害福祉サービスの支給決定や利用について

○被災により受給者証を紛失等した場合に、受給者証を提示しなくても障害福祉サービス等を受けることができる旨、被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県等に周知（7/29）。

○やむを得ない理由により、利用者の居宅等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合に報酬算定ができることや、報酬算定の対象となる具体的な事例について周知。（8/7）

(6) 被災に係る介護給付費の取扱いについて

障害福祉サービスの利用者や事業所が被災した場合等における障害福祉サービス等報酬の加算等について、緊急的に柔軟な対応が可能であることを各都道府県等に周知。被災地に職員を派遣した派遣元の障害福祉サービス事業所において、人員配置基準の柔軟な取扱いを可能とすることを各都道府県等に周知。（7/29）

(7) 介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて

災害に係る介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求について、概算請求や利用者負担額減免等に係る請求を行う場合の取扱いを各都道府県等に周知（7/31）

(8) 障害福祉サービス等の利用者負担額の猶予・免除について

○障害福祉サービス等の利用料の支払いが困難な者について、利用者負担額の猶予・免除等ができることについて各都道府県等に周知し、利用者負担額の猶予・免除等の実施について、熊本県及び県内市町村あてに意向確認を依頼。(8/4)

○障害福祉サービス等の利用料の支払いが困難な者について利用料の免除を行った場合には、当該免除額については、令和8年度予算「被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置」において、各市町村への財政支援を行う予定である旨を周知。(8/13)

(9) 令和8年熊本地震による災害に伴う被災者に係る利用者負担額及び支給決定等有効期間の取扱いにおける国保連システムの対応について

○障害福祉サービス等に係る利用者負担額の支払い猶予及び支給決定等有効期間の延長に関する国保連システムの対応方法を周知。(8/18)

⑥医療保険関係

○被災に伴い被災者がマイナ保険証又は資格確認書を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(7/28)。

※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」(令和8年7月28日付け保険局医療課事務連絡)を送付(7/28)。

○全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和8年7月28日付け保険局保険課事務連絡)を送付(7/28)

○各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和8年7月28日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(7/28)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「【事務連絡】令和8年熊本地震に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(令和7年7月28日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付(7/28)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

○被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施(7/28)。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(7/28)。

※「令和8年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和8年7月28日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡)を送付(7/28)。

○今般発生した令和8年熊本地震が、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(令和8年3月31日付け保医発0331第2号保険局医療課長通知)に規定する「対象となる災害」に該当すること等について、関係者に対する周知を関係団体、都道府県、地方厚

生（支）局に要請（7/29）。

※「令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和8年7月29日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/29）。

○令和8年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを定め、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/30）。

※「令和8年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて（令和8年7月30日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/30）。

○被災地域以外に所在する医療機関等であっても、被災者の受け入れ等の事情により当該機能の利用を希望する施設からの申請受付を開始（7/30）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/30）。

※「令和8年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その2）」（令和8年7月30日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（7/30）。

○令和8年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の事務に係る取扱いを定め、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/31）。

※「令和8年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（令和8年7月31日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/31）。

○一部負担金免除等の実施の要請・意向確認依頼について、熊本県及び後期高齢者医療広域連合に対し連絡。

※「令和8年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について（要請・意向確認依頼）」（令和8年8月3日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付（8/3）。

○被災者が医療機関・薬局等で受診等する際、対象者である旨を申告することで、窓口での支払いが猶予となる旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局等に要請（8/7）。

※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて」（令和8年8月7日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡）を送付（8/7）。

（以後、実施の意向の報告があった保険者の拡大に伴い、8月13日、14日、19日付けで医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局等に要請再周知。）

○国民健康保険及び後期高齢者医療における一部負担金等の免除額について、市町村及び後期高齢者医療広域連合に対して特別調整交付金、国民健康保険組合に対して特別調整補助金による財政支援を行う予定である旨を記載した事務連絡を発出。

※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（保険者等向け）」（令和8年8月7日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/7）。

○被災者が受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについての周知を、地方厚生（支）局、都道府県に要請（8/7）

※令和8年熊本地震に伴う災害の被災者が受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（令和8年8月7日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/7）。

○一部負担金等の取扱いに関するQ & Aについて、都道府県等に対し連絡。

※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いに関するQ & Aについて」（令和8年8月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/10）

○特別調整交付金・特別調整補助金による財政支援の対象となる国民健康保険料（税）の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を发出。

※「令和8年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等について」（令和8年8月12日付け保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）を送付（8/12）。

○保険者等による保険医療機関等の請求額の按分方法等について、都道府県等へ連絡。

※「令和8年熊本地震による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」（令和8年8月12日付け保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付（8/12）。

○特定被災区域内の保険医療機関・保険薬局の指定の更新期限を令和9年1月27日まで延長すること等の周知を、関係団体、地方厚生（支）局に要請（8/18）。

※「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和9年1月27日とする措置を指定する件」における保険医療機関又は保険薬局の取扱いについて（令和8年8月18日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/18）。

○令和8年熊本地震に関連する診療報酬等の取扱いを定め、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に周知を要請（8/18）。

※令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（令和8年8月18日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/18）。

○被災者の治療用装具に係る療養費の取扱いについての周知を、地方厚生（支）局、都道府県に要請（8/21）。

※令和8年熊本地震による被災者の治療用装具に係る療養費の取扱いについて（令和8年8月21日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/21）

○事業状況報告の記載方法等について、保険者等へ連絡。

※「令和8年熊本地震による被災に伴う健康保険・船員保険事業状況報告、国民健康保険毎月事業状況報告書及び後期高齢者医療広域連合における後期高齢者医療毎月事業状況報告書の記載方法等について」（令和8年8月25日付け）保険局調査課事務連絡）及び「令和8年熊本地震による被災に伴う健康保険・船員保険事業状況報告の記載方法等について」（令和8年8月25日付け）保険局調査課事務連絡）を送付（8/25）

○令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置について、令和8年9月1日以降も当面の間継続することとし、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に周知を要請（8/26）。

※令和8年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について（令和8年8月26日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/26）。

⑦介護保険関係

（1）被災した要介護高齢者等への対応について

○災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別

な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/28熊本県）。

- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（7/28）。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（7/28）。
- 八代市・氷川町・宇城市において、県内外の介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士等が在宅の高齢者等を個別訪問して状況把握等をする取組を実施（八代市・氷川町は8/5開始。宇城市は8/24開始）訪問総数は8/26までで八代市553件、氷川町471件、宇城市12件。

（2）被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（7/28）。
- 請求明細書の提出期限等について柔軟な対応が可能であることや被災事業所がサービス提供記録等を滅失又は棄損等した場合に令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行うことを可能とすることを周知（7/29）。
- サービス提供記録等を滅失又は棄損等した被災事業所が令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行う際の取扱いやその他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて周知（7/30）。
- 熱中症予防の取組を含めた要援護高齢者等の状況確認と適切な支援の実施、ケアマネジメントに係る基準及び介護報酬等に係る柔軟な取扱いが可能であること等について、事務連絡を発出。
※「令和8年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて」を送付（7/30）
- 7月30日に発出したサービス提供記録等を滅失又は棄損等した被災事業所が令和8年7月サービス提供分について概算による請求を行う際の取扱いやその他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについての事務連絡を一部更新した事務連絡を発出。（8/20）

（3）被災者に係る利用者負担の免除等の実施について

- 保険者等（熊本県及び市町村）に対し、利用者負担の免除等の実施を要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう求める事務連絡を発出（8/3）。
- ※「令和8年熊本地震による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施について」を送付（8/3）。
- 介護保険における利用者負担の猶予・免除等に関する取扱いを示すとともに、免除額については特別調整交付金による財政支援を行う旨を記載した事務連絡を発出（8/7）。
- ※「令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」及び「令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」を送付（8/7）。
- 介護サービスの利用料の取扱いに関するQ & A及び利用料減免の要綱について記載した事務連絡を発出（8/18）。
- ※「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ & A及び介護保険の利用料減免の取扱要綱について」を送付（8/18）。
- 福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ & Aについて記載した事務連絡を発出（8/18）。
- ※「令和8年熊本地震を受け、福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いに関するQ & Aについて」を送付（8/18）。
- 特別調整交付金による財政支援の対象となる介護保険料の減免の具体的な基準等について示す事務連絡を発出（8/20）。

※「令和8年熊本地震に伴う災害により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」を送付（8/20）。

- (4) 避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続きについて
○避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し、当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスや介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟な取扱いを可能とすることを周知（8/4）。
- (5) 避難所への福祉用具のプッシュ型支援について
○熊本県より八代市・宇城市の避難所における据置型手すり及び杖の設置に関し支援要請を受け、内閣府防災の支援物資チームを通じたプッシュ型支援の枠組みにより、日本福祉用具・生活支援用具協会の協力のもと、八代市保健所へ手すり150台・杖20本、宇城市保健所へ手すり100台・杖20本を、日本福祉用具供給協会の協力のもと、八代市保健所へシャワーチェア15台、宇城市保健所へシャワーチェア5台を配送中（8/5～）。配送後は JRAT（日本災害リハビリテーション支援協会）が各避難所へ運搬し、設置する予定。また、熊本県を通じ、県及び宇城市、八代市より車椅子16台の支援要請があり、日本福祉用具・生活支援用具協会において手配し、グランメッセ熊本（益城町）へ配送済み（8/6・7）。
- (6) 避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について
各都道府県に対して、避難生活に伴う心身機能の低下の予防及び避難所における認知症高齢者やそのご家族に対する適切な支援に関するマニュアル、リーフレット等を送付し、避難所等への掲示・配布や関係各所への共有等を依頼（8/13）。
- (7) 介護支援専門員更新研修等の取扱いについて
○熊本県に対し、介護支援専門員更新研修等の受講について受講者に不利益が生じることのないように弾力的な取扱いについて事務連絡を発出。
※「令和8年熊本地震に伴う介護支援専門員更新研修等の取扱いについて」を送付（8/25）。

⑦労働関係

(1) 労働基準関係

○労働基準関係の業務運営について

- ・各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示（7/28）。

※「自然災害時における労働基準関係行政の運営について（令和8年熊本地震）」（令和8年7月28日付け事務連絡）

- ①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化
- ②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施
- ③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する 未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

○地震に伴う休業・解雇・災害時の時間外労働に関する取扱いについて

- ・地震の影響に伴う休業・解雇等・災害時の時間外労働等に関する一般的な考え方を取りまとめQ&Aを公表（8/4）。
- ・上記Q&Aに賃金・年次有給休暇・労働時間・労災補償・安全衛生等の項目を追加し公表

(8/7)・更新 (8/25)

○特定非常災害への指定を踏まえた措置

- ・令和8年熊本地震による災害が特定非常災害に指定されたことを踏まえ、
 - ①労働者災害補償保険法に基づく労災保険給付の請求期限
 - ②賃金の支払の確保等に関する法律に基づく未払賃金の立替払の請求期限
 - ③労働安全衛生法に基づく特定機械等の検査証や登録の期限等について延長等の措置を講じた。(8/7)

○労災補償給付について

- ・預金通帳・届出印等を紛失した場合の金融機関等における払戻しの取扱い及び労災年金証書を紛失した場合の労働基準監督署における再発行の取扱いをホームページに掲載(7/31～)
- ・郵便局窓口での現金払いで労災給付を受領している方で、送金通知書が届かなかった場合、または、受け取りに必要な送金通知書や年金証書を紛失した場合の取扱いをホームページへ掲載。(8/10)
- ・労災保険の特例請求に係る事務の取扱いを定め、都道府県労働局に指示するとともに、関係団体に対して周知を要請(8/3)

※「令和8年熊本地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」(令和8年8月3日付け労働基準局補償課長通達)

- ・定期報告書の提出期限が令和8年6月末日となっている労災年金等受給者の方で、まだ提出できていない方への対応について都道府県労働局に指示するとともに、同旨についてホームページへ掲載。(8/7)

※「令和8年熊本地震の被災者における定期報告の取扱いについて」(令和8年8月7日付け労働基準局労災保険業務課長通達)

○労働保険料等について

- ・令和8年8月12日付けで「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」(令和8年厚生労働省告示第314号)を公布し、指定地域(熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町)に所在地を有する事業場の事業主等の労働保険料等について納期限等を延長。都道府県労働局に取扱い及び周知について指示。(8/12)

※『「熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」(令和8年8月12日付け労働基準局長・職業安定局長通達)

○労働安全衛生関係

- ・復旧作業等における安全確保のため、熊本労働局・各労働基準監督署等による作業現場の安全パトロールの実施(7/30～)
- ・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、業界団体及び関係行政機関に要請(7/31)
- ・災害復旧工事に当たる方の熱中症防止のため、経口補水液を熊本労働局・労働基準監督署に配布(8/12、約1,600本配送済。安全パトロールにおいて必要な方への配布や助言を行う)
- ・がれき処理や建築物の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底等について、環境省と連名で業界団体及び関係行政機関に要請(7/31)するとともに、作業に当たる方の安全衛生確保のため、呼吸用保護具(防塵マスク)を熊本労働局・労働基準監督署に配布(8/7、2,500枚発送済。安全パトロールにおいて必要な方への配布や助言を行う)
- ・復旧工事における石綿ばく露防止対策のため、アスベストアナライザー(建材等に含有される石綿を赤外線検知できる携帯型検出器)を熊本労働局に追加配備(1台→3台)(8/5)
- ・(独)労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応(7/29～)
- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に、被災者に対するこころのケアの参考になる情報を掲載(7/29～)

○労災病院・産業医科大学病院関係

- ・労災病院（長崎、中国等）、産業医科大学病院から DMAT を派遣
- ・熊本労災病院において災害対策本部設置済。DMAT 活動拠点本部設置済、DMAT 受入済み
- ・産業医科大学災害産業保健センターから熊本県庁に産業医等の専門家を派遣し、自治体職員や JMAT 等の対応者への健康支援を実施（8/3～）

（2）職業安定関係

○雇用保険関係

- ・各都道府県労働局宛に事務連絡を周知し次の事項を指示（7/29）。（事務連絡「災害救助法適用時における求職者給付の支給に関する特例措置に関する留意事項等について」）
- ①災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
- ②被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

○雇用調整助成金の特例措置の実施

- ・雇用調整助成金の特例措置について、関係省令を8月25日に公布し、同日施行。
- ・特例措置の主な内容（地震発生日（7月28日）に遡って適用）
- ① 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する全国の事業主を対象
- ② 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ③ 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- ④ 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）

○障害者雇用関係

- ・指定地域（熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町）に主たる事業所の所在地を有する事業主の障害者雇用納付金について納期限等を延長。都道府県労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に取扱い及び周知について指示。（8/12）

※『『熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件』の制定等について』（令和8年8月12日付け労働基準局長・職業安定局長通達、職業安定局長通達）を送付。

（3）人材開発関係

○能力開発施設等

- ・「令和8年熊本地震への対応について（人材開発関係）」（8/10）を発出し、以下を通知。
- ①被災により職業訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱う
- ②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の公共職業能力開発施設の敷地を、被災地域及びその周辺地域の地方公共団体等から要請等があった場合に、仮設住宅用敷地等として提供する
- ③災害発生前から事業主が開始していた認定職業訓練等について、被災により訓練が中止又は中断された場合であっても、当該訓練に既に要した経費は補助の対象とする
- ・「令和8年熊本地震を受けた令和8年度前期技能検定試験の取扱いについて」（8/26）を発出し、被災により実施が困難となった技能検定実技試験について、実施期間の延長を通知。

○その他の人材開発関連施設

- ・実習実施者の事業所が被災した技能実習生について、当該事業所における瓦礫等の片付け作業等、技能実習を行うに当たっての環境を復旧する作業を行う場合、当面の間、資格外活動許可を受けることなく、当該作業に従事することができる旨の通知（「令和8年熊本地震で被災した技能実習事業所での復旧作業について」（7/29）を発出。
- ・外国人技能実習機構において、特別相談窓口の設置及び実習継続困難時の届出や実習先変更

についての支援を行うことなどについて、通知（「令和8年熊本地震による災害に伴う技能実習への対応について（依頼）」（7/30））を発出。

- ・くまもと新卒応援ハローワークに特別相談窓口を設置し（7/30）、被災により就職活動等に支障が生じた学生・生徒等の職業相談等を実施。
- ・監理団体の許可の有効期間の延長について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条に基づき告示を制定（8/7）。
- ・災害発生前から開始していた職業訓練等について、被災により訓練等の修了が困難となった場合であっても、当該訓練等に既に要した経費及び賃金は人材開発支援助成金の助成対象とする旨の通知（「令和8年熊本地震への対応について（人材開発支援助成金関係）」（8/10））を発出。
- ・被災した学生・生徒等に対し柔軟な採用活動を行うよう、文部科学省と連名で全国の経済団体・業界団体へ要請（8/14）。
- ・就職活動等に支障が生じた学生等に対する対応に万全を期すよう、都道府県労働局安定部長向けに内かんを発出（8/14）。
- ・令和8年厚生労働省告示第324号によりキャリアコンサルタントの登録期間の延長を措置済み。当該告示の制定及び特例措置に係る留意点等について、指定登録機関の長宛て通知を発出（8/19）。特例措置について、厚労省HPにて周知。

（4）勤労者生活関係

○勤労者退職金共済機構

- ・被災した共済契約者（事業場）の掛金についての納付期限の延長、支払手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を機構ホームページにて周知（7/29）
- ・被災した財形持家転貸融資返済中の方に対する返済猶予等の措置及び住宅等に被害を受け新たに財形持家転貸融資を受ける方に対する貸付金利引下げ措置を機構ホームページにて周知（7/29）

○労働金庫（ろうきん）

- ・通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等について、労働金庫のホームページにて周知（九州労働金庫（7/29））

⑧年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、対象市町村に対しても周知（7/29）
- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（7/29）
- 日本年金機構に対し、八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町に所在地を有する適用事業所に対する厚生年金保険料等の納期限の延長について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出（8/12）
- 八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町に所在地を有する確定拠出年金の実施事業所の事業主等に係る事業主掛金等について、事業主掛金等の納期限を当面延長。（8/12）
また、地方厚生（支）局に対し、事業主への周知を指示する事務連絡を発出。（8/12）
- 八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町において厚生年金保険料等の納期限が延長されたことを受け、厚生年金基金及び国民年金基金についても、同様の取扱いとすることが望ましい旨、また、制度の弾力的な取扱いに努めるべき旨、地方厚生（支）局に対し、通知を発出し、厚生年金基金及び国民年金基金の指導を指示。（8/12）
- 日本年金機構に対し、災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険、船員保険等の年金受給権者等の届書等の提出期限の延長について、通知を発出（8/17）。
また、地方厚生（支）局にも対しても周知（8/17）。

⑨災害ボランティア関係

- 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている自治体は、1県10市町

であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
熊本県	—	7月29日	—
熊本県	熊本市	8月3日	—
熊本県	八代市	7月29日	—
熊本県	宇土市	8月1日	—
熊本県	宇城市	8月1日	—
熊本県	御船町	7月31日	—
熊本県	嘉島町	7月31日	—
熊本県	益城町	8月1日	—
熊本県	甲佐町	7月29日	—
熊本県	美里町	7月29日	—
熊本県	氷川町	8月1日	—
熊本県	芦北町	8月4日	8月17日

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

⑩消費生活協同組合関係

○国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を发出(7/29)。

○日本生活協同組合連合会は、生協くまもと、コープ九州事業連合、中四国エリアの生協と連携し、熊本県等からの要請に基づき、水・食料・ブルーシート等の物資を提供。(8/6)

○生協くまもと「コープ春日店」において、駐車場や給水用の水道の開放、マンホールトイレの設置などを実施。(8/6)

⑪生活福祉資金貸付関係

○8月7日付けで、当座の生活費を貸し付ける生活福祉資金貸付の緊急小口資金について、今般、災害救助法が適用された地域等においては、本来は低所得世帯としている貸付対象を被災世帯に拡大するなどの措置を通知(熊本県において8月19日から受付を開始)。

(12)農林水産省

①職員派遣(MAFF-SAT)

	8月30日まで	8月31日	31日までの 延べ人数	備 考
福岡県	4人	0人	4人	
佐賀県	5人	0人	5人	
長崎県	15人	0人	15人	
熊本県	3,915人	116人	4,031人	
宮崎県	6人	0人	6人	
計	3,945人	116人	4,061人	

②各部局における取組状況

[本省]

- ・大臣官房地方課災害総合対策室に農林水産省情報連絡室を設置（7月28日（火）16時28分）
- ・大臣より被害状況の迅速な把握、国民に対する適時的確な情報提供等を指示（7月28日（火）18時14分）
- ・令和8年熊本地震に関する農林水産省緊急自然災害対策本部を設置
- ・第1回会議を開催（7月28日（火）18時30分）
- ・第2回会議を開催（7月28日（火）23時00分）
- ・第3回会議を開催（7月29日（火）16時00分）
- ・第4回会議を開催（7月30日（木）17時00分）
- ・第5回会議を開催（7月31日（金）17時45分）
- ・第6回会議を開催（8月1日（土）15時25分）
- ・第7回会議を開催（8月4日（火）12時00分）
- ・第8回会議を開催（8月5日（水）16時50分）
- ・第9回会議を開催（8月7日（金）15時40分）
- ・第10回会議を開催（8月10日（月）15時40分）
- ・第11回会議を開催（8月12日（水）15時40分）
- ・第12回会議を開催（8月18日（火）15時40分）
- ・第13回会議を開催（8月21日（金）15時40分）
- ・第14回会議を開催（8月27日（木）16時30分）

[林野庁]

- ・森林管理局、各地方自治体の関係部局に対し、連絡体制を確認（7月28日（火））

[水産庁]

- ・水産庁災害情報連絡会議において非常体制を立ち上げ（7月28日（火）16時29分）
- ・水産庁災害情報連絡会議を開催
（7月28日（火）16時37分、17時46分、19時00分、23時53分）
（7月29日（水）09時30分、17時00分）
（7月30日（木）09時30分）
（7月31日（金）10時30分）
（8月3日（月）10時30分）
（8月4日（火）09時30分）
（8月5日（火）10時00分）
（8月6日（木）09時30分）
（8月7日（金）09時30分）
（8月10日（月）09時30分）
（8月12日（水）09時30分）
（8月13日（木）09時30分）
（8月17日（月）10時30分）
（8月21日（金）09時30分）
（8月31日（月）11時40分）
- ・水産庁漁業取締船「白鷗丸」が三角港において、給水及び入浴支援を実施（8月6日及び8月8日。）
- ・（国研）水産研究・教育機構調査船「陽光丸」が三角港において、給水支援を実施（8月11日）。
- ・（国研）水産研究・教育機構調査船「陽光丸」が三角港において、給水及び入浴支援を実施（8月14日～8月18日）。

- ・水産庁漁業取締船「白萩丸」が三角港において、給水及び入浴支援を実施（8月22日～8月28日）。

[地方農政局等]

<東北農政局>

- ・東北農政局情報連絡室を設置（7月28日（火）16時27分）

<九州農政局>

- ・九州農政局災害対策本部を設置（7月28日（火）16時30分）
- ・九州農政局災害対策本部会議を開催
- ・第1回（7月28日（火）18時50分）
- ・第2回（7月29日（水）09時00分）
- ・第3回（7月29日（水）16時40分）
- ・第4回（7月30日（木）17時30分）
- ・第5回（7月31日（金）18時00分）
- ・第6回（8月1日（土）16時00分）
- ・第7回（8月4日（火）16時00分）
- ・第8回（8月5日（水）17時10分）
- ・第9回（8月7日（金）15時55分）
- ・第10回（8月10日（月）16時00分）
- ・第11回（8月12日（水）16時00分）
- ・第12回（8月18日（火）16時00分）
- ・第13回（8月21日（金）17時00分）
- ・被災した市町の避難所における局からの人的支援。

○食料プッシュ型支援

（7月31日（金）宇土市3名）

（8月1日（土）宇土市3名、宇城市4名、美里町6名、合計13名）

（8月2日（日）宇土市3名、宇城市4名、美里町6名、氷川町3名、合計16名）

（8月3日（月）宇土市3名、宇城市6名、美里町4名、氷川町3名、合計16名）

（8月4日（火）氷川町3名、八代市12名、宇土市3名、宇城市6名、美里町4名、合計28名）

（8月5日（水）氷川町3名、八代市12名、宇土市3名、宇城市6名、美里町4名、合計28名）

（8月6日（木）氷川町3名、八代市12名、宇土市3名、宇城市6名、美里町2名、合計26名）

（8月7日（金）氷川町3名、八代市12名、宇城市6名、美里町2名、合計23名）

（8月8日（土）氷川町3名、八代市12名、合計15名）

（8月9日（日）氷川町3名、八代市12名、合計15名）

（8月10日（月）八代市24名）

（8月11日（火）八代市12名）

（8月12日（水）八代市12名）

（8月13日（木）八代市12名）

（8月14日（金）八代市12名）

（8月15日（土）八代市12名）

（8月16日（日）八代市12名）

○冷たい飲み物支援

（8月4日（火）氷川町11名、八代市8名、合計19名）

（8月5日（水）宇城市16名）

（8月7日（金）宇土市2名）

（8月13日（木）八代市6名、氷川町3名、合計9名）

<沖縄総合事務局>

- ・沖縄総合事務局農林水産部 応援対策室（地震）警戒体制発令（8月11日（火）14時00分）

- ・ 沖縄総合事務局農林水産部 応援対策室（地震）警戒体制解除（8月15日（土）15時20分）
- ＜九州森林管理局＞
- ・ 九州森林管理局災害対策本部を設置（7月28日（火）16時28分）
- ・ 九州森林管理局災害対策本部会議を開催
 - 第1回会議を開催（7月28日（火）21時00分）
 - 第2回会議を開催（7月29日（水）8時30分）
 - 第3回会議を開催（7月29日（水）17時30分）
 - 第4回会議を開催（7月30日（木）17時30分）
 - 第5回会議を開催（7月31日（金）16時30分）
 - 第6回会議を開催（8月3日（月）9時00分）
 - 第7回会議を開催（8月4日（火）17時30分）
 - 第8回会議を開催（8月5日（水）9時00分）
 - 第9回会議を開催（8月7日（金）11時45分）
 - 第10回会議を開催（8月10日（月）16時20分）
 - 第11回会議を開催（8月18日（火）16時30分）
 - 第12回会議を書面開催（8月21日（金））
 - 第13回会議を開催（8月27日（木）16時45分）
- ・ 長崎県防災ヘリ調査へ九州森林管理局（長崎森林管理署）職員1名同乗
 - （7月29日（水）6時00分）
- ・ 熊本県のヘリ調査を実施（熊本県と合同）（7月30日（木）9時00分）
- ・ 熊本県、長崎県のヘリ調査を実施（長崎県と合同）（7月30日（木）13時40分）
- ・ 被災した自治体への避難所における物的支援
 - 7月30日（木）被災した市町に対し、局の水等の災害備蓄品を提供可能である旨を打診し、要請のあった市町に提供。
 - 宇土市役所へ水 408ℓ（34箱）を提供。（7月30日（木）2名）
 - 美里町役場へ水 600ℓ（50箱）を提供。（7月31日（金）2名）
 - 八代市役所へ水 720ℓ（60箱）を提供。（7月31日（金）4名）
 - 氷川町役場へ水 360ℓ（30箱）を提供。（7月31日（金）2名）
 - 山都町役場へ水 360ℓ（30箱）を提供。（7月31日（金）2名）
 - 御船町役場へ水 432ℓ（36箱）を提供。（8月3日（月）2名）
 - （一社）九州林業土木協会から飲料水 4,800ℓ（400箱）、九州国有林採石協会から飲料水 1,800ℓ（150箱）が提供される。（8月5日（水））
 - 宇土市役所へ水 1,200ℓ（100箱）を提供。（8月5日（水）6名）
 - 氷川町役場へ水 1,200ℓ（100箱）を提供。（8月5日（水）6名）
 - 上天草市役所へ水 1,200ℓ（100箱）を提供。（8月6日（木）6名）
 - 山都町役場へ水 1,200ℓ（100箱）を提供。（8月6日（木）6名）
 - 九州国有林林業生産協会から飲料水 3,600ℓ（300箱）、林道安全協会九州支所から飲料水 120ℓ（10箱）が提供される。（8月6日（木））
 - 氷川町役場へ水 2,400ℓ（200箱）を提供。（8月7日（金）10名）
 - 美里町役場へ水 1,200ℓ（100箱）を提供。（8月7日（金）8名）
 - 九州林業土木協会からブルーシート 493枚、九州国有林林業生産協会から 73枚、九州国有林採石協会から 20枚が提供される。（8月6日（木）～8月11日（火））
 - 八代市にブルーシート 100枚を提供。（8月13日（木）4名）
 - 山都町にブルーシート 102枚を提供。（8月17日（月）7名）
 - 氷川町にブルーシート 100枚を提供。（8月18日（火）6名）
 - 御船町にブルーシート 100枚を提供。（8月19日（水）6名）
 - 益城町にブルーシート 100枚を提供。（8月19日（水）6名）
 - 芦北町にブルーシート 100枚を提供。（8月20日（木）6名）
- ・ 被災した自治体への避難所等における人的支援
 - 八代市内の避難所に3名を派遣（8月12日（水））

八代市内の避難所に3名を派遣（8月13日（木））
 八代市内の避難所に3名を派遣（8月14日（金））
 八代市内の避難所に3名を派遣（8月15日（土））
 八代市内の避難所に3名を派遣（8月16日（日））
 八代市内の避難所に3名を派遣（8月17日（月））
 八代市内の避難所に3名を派遣（8月18日（火））
 八代市内の避難所に3名を派遣（8月19日（水））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月20日（木））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月21日（金））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月22日（土））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月23日（日））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月24日（月））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月25日（火））
 八代市内の避難所に2名を派遣（8月26日（水））
八代市内の避難所に2名を派遣（8月27日（木））
八代市内の避難所に2名を派遣（8月28日（金））
八代市内の避難所に2名を派遣（8月29日（土））
八代市内の避難所に2名を派遣（8月30日（日））
八代市内の避難所に2名を派遣（8月31日（月））

③食料支援の対応状況

・到着済の物資

累計数量について、左列は直近の数量。右列は前回報告時点の数量。

品 目		累計数量	
食 料	パン	164,800 個	(164,800 個)
	カップ麺	142,200 食	(142,200 食)
	栄養バランスに配慮した食事（カップ ごはん・パン・パックおにぎり等）	37,700 食	(37,700 食)

	アルファ化米	134,500 食	(134,500 食)
	パックご飯	45,000 食	(45,000 食)
	ベビーフード	38,400 食	(38,400 食)
	カップみそ汁	64,300 食	(64,300 食)
	カップスープ	100,100 食	(100,100 食)
	菓子 (塩分タブレットを含む)	41,500 袋	(41,500 袋)
	介護食	10,700 食	(10,700 食)
	レトルト食品	99,600 食	(99,600 食)
	栄養補助食品	83,600 食	(83,600 食)
	缶詰 (主食・おかず)	269,700 食	(269,700 食)
	缶詰 (フルーツ)	40,000 食	(40,000 食)
	その他食料	25,200 食	(25,200 食)
飲 料	ミネラルウォーター	675,800 本	(675,800 本)
	スポーツドリンク	243,000 本	(243,000 本)
	茶系飲料	203,600 本	(203,600 本)
	野菜・果物ジュース	156,600 本	(156,600 本)
	LL 牛乳	21,600 本	(21,600 本)
	ゼリー飲料	7,100 本	(7,100 本)
	その他飲料	57,800 本	(57,800 本)
乳幼児用	液体ミルク	6,600 本	(6,600 本)
	粉ミルク	3,300 缶	(3,200 缶)
	乳児用経口補水液	2,200 本	(2,200 本)
	乳児用果汁・野菜飲料	2,200 本	(2,200 本)
冷たい飲料等	飲料・ゼリー (冷凍・冷蔵)	28,800 個	(28,800 個)
	ミネラルウォーター (冷蔵)	13,900 本	(13,900 本)

・外食事業者の協力を得て、キッチンカーを利用した食事や冷たい飲料の提供及び弁当等の提供を実施。

[牛丼・冷たい飲料 (茶系飲料)] : 8 月 3 日～ (氷川町、宇城市、宇土市)

[お弁当] : 8 月 5 日～ (宇城市)、8 月 7 日 (氷川町)

[カレー] : 8 月 6 日～ (八代市)

[五目炒飯風ごはん、オニオンスープ等] : 8 月 8 日 (八代市)

[牛丼] : 8 月 9 日～ (八代市)

[うどん] : 8 月 10 日～ (八代市)

[コーヒー飲料・ドーナッツ] : 8 月 17 日～ (宇城市、宇土市、小川町)

[おかゆ (牛丼味)] : 8 月 17 日～ (八代市)

[茶系飲料] : 8 月 18 日～ (八代市)

[ピザ・ナゲット] : 8 月 20 日～ (八代市)

[ちゃんぽん] : 8 月 21 日～ (宇城市)

④地方公共団体等に対する情報提供

<令和8年7月28日>

- ・林野庁が全国木材組合連合会、日本合板工業組合連合会、日本木材防腐工業組合に対して、今後の応急仮設住宅建設の動きに備えて、円滑な資材（合板、杭等）供給に向けた協力を要請。
- ・林野庁が熊本県に対して、今後の連絡体制を確認するとともに、今後の応急仮設住宅建設の動きに備えて、木材関係団体に協力要請を行っている旨を周知。
- ・水産庁が都道府県、漁業用海岸局（中短波）各局、（一社）全国漁業無線協会及び漁業団体に対して「水産庁漁業安全情報」を発出し情報提供。

<令和8年7月29日>

- ・九州農政局が熊本県と熊本県の農協系統金融機関等に対し「令和8年熊本地震に係る災害等に対する金融上の措置について」を通知。
- ・経営局が金融機関等に対し、「令和8年熊本地震による災害に関する被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）」を通知。
- ・経営局が熊本県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年熊本地震に係る農業保険の対応について」を通知。
- ・九州農政局が管内7県及び農協系統金融機関等に対し「令和8年熊本地震による災害に関する被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）」を通知。
- ・林野庁が九州各県（沖縄県除く）、愛媛県、山口県、広島県に対して、今後の応急仮設住宅建設の動きに備えて、木材関係団体に協力要請を行っている旨を周知。
- ・林野庁が木造仮設住宅の建設を担う住宅関係団体に対して、今後の応急仮設住宅建設に関係して、木材関係団体に協力要請を行っている旨を周知。
- ・水産庁が熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、全国漁業協同組合連合会、全国漁業信用基金協会、長崎県漁業信用基金協会に対して「令和8年熊本地震による災害に関する被害漁業者等に対する資金の円滑な融通及び既往債務の償還猶予等について（依頼）」を通知。
- ・水産庁が熊本県、全国共済水産業協同組合連合会に対して「令和8年熊本地震による災害に対する金融上の措置について」を通知。
- ・水産庁が日本漁船保険組合、全国漁業共済組合連合会、福岡県漁業共済組合、佐賀県漁業共済組合、長崎県漁業共済組合、熊本県漁業共済組合、鹿児島県漁業共済組合に対し「令和8年熊本地震による漁業被害に対する迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払等について（依頼）」を通知。
- ・水産庁が特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に対し、「令和8年熊本地震の発生に伴い「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」及び「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」の実施に影響を受ける漁業者等に対する配慮について（依頼）」を通知。
- ・水産庁が国立研究開発法人水産研究・教育機構に対し、「令和8年熊本地震に係る支援協力について（協力要請）」を通知。
- ・畜産局が飼料関係団体等に対し「令和8年熊本地震により経営への影響を受ける畜産経営者に対する飼料代金の支払猶予について」を通知。
- ・農村振興局が熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県及び鹿児島県へ「地震等による災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について」を通知
- ・消費・安全局が消費者庁及び厚生労働省と連携し、被災地への食料供給が円滑になされるよう、「令和8年熊本地震を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」を各都道府県等宛てに通知。
- ・国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターが森林保険の窓口業務を担う各道府県森林組合連合会等に対して継続契約手続きを一定期間猶予する「災害救助法の適用を受けた区域を対象とした森林保険の対応について（令和8年熊本地震に係る災害）」を通知。

<令和8年7月30日>

- ・九州農政局が管内7県及びその他畜産関係者に対して「令和8年熊本地震の発生に伴う家畜

の飼養管理等の留意点について」を通知。

- ・経営局が熊本県及び全国農業共済組合連合会に対し「令和8年熊本地震による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」を通知。

<令和8年7月31日>

- ・経営局、水産庁が関係省庁連名で金融機関等に対し、「令和8年熊本地震の影響を受けた事業者への資金繰り支援の徹底等について」を通知。

<令和8年8月4日>

- ・林野庁が木材関係団体に対して、災害復旧関連の支援策を周知。
- ・九州農政局が管内7県に対し、農地・農業用施設の災害復旧に係る「査定前着工の積極的な活用」、「再度災害防止に向けた取組の推進」を周知。

<令和8年8月5日>

- ・九州農政局が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び宮崎県に対し、災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて通知。
- ・九州農政局が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び宮崎県に対し、災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱いについて通知。
- ・経営局が株式会社日本政策金融公庫に対し、「被災農林漁業者等の既往債務の負担軽減に係る対応について」を通知。

<令和8年8月6日>

- ・九州農政局が鹿児島県に対し、災害時の復旧作業における中山間地域等直接支払交付金の取扱いについて通知。
- ・九州農政局が鹿児島県に対し、災害時の復旧作業における多面的機能支払交付金の取扱いについて通知。
- ・林野庁が調査測量事業者の団体に対して「令和8年熊本地震による災害復旧に向けた協力依頼について」を通知。

<令和8年8月7日>

- ・経営局が鹿児島県に対し「令和8年熊本地震による農作物等の被害に係る迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払及び収入保険に係るつなぎ融資の実施等について」を通知。
- ・水産庁が都道府県及び金融機関等に対して「令和8年熊本地震に係る災害復旧関係資金の融資の円滑化についての制定について」を通知
- ・水産庁が都道府県及び金融機関等に対して「水産金融総合対策事業のうち漁業経営基盤強化金融支援事業の利子助成金の交付対象者についての一部改正について」を通知
- ・経営局が金融機関等に対し、「農業関係制度資金に係る関連通知等の一部改正について」を通知（被災農業者等に対する円滑な資金融通のため、金利負担軽減、保証料免除、実質無担保・無保証人化、貸付限度額の引上げ等の特例措置を発動）
- ・新事業・食品産業部が関係省庁連名で関係事業者団体に対し、「令和8年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について」を通知。

<令和8年8月10日>

- ・九州森林管理局が熊本県に対し、製紙系列の木材会社や熊本県内の原木市場における原木流通に関する動き等について情報提供

<令和8年8月13日>

- ・九州農政局が熊本県及び熊本県下関係21市町村に対して「令和8年熊本地震に伴う農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定の有効期間の延長の取扱いについて」を通知

<令和8年8月14日>

- ・九州農政局が管内全県に対して「令和8年熊本地震による農作物、農業用施設等への被害に係る技術指導の徹底 について」を通知

(13) 経済産業省

(1) 経済産業省の対応

- ・ 7月28日（火）16:30に災害連絡室を設置。
- ・ 7月28日（火）20:20に経済産業省非常災害対策本部を設置
（第2回：7月29日、第3回：7月30日、第4回：7月31日、第5回：8月4日、
第6回：8月5日、第7回：8月7日、第8回：8月10日、第9回8月12日、
第10回8月18日、第11回8月21日）
- ・ 7月28日（火）に九州電力に職員を2名派遣
- ・ 7月29日（水）に熊本県庁へ職員を7名、ガス事業者へ2名派遣
- ・ 7月30日（木）に熊本県内の自治体に職員を8名派遣
- ・ 7月31日（金）に熊本県庁へ職員を3名派遣
- ・ 8月1日（土）に熊本県庁へ職員を1名派遣
- ・ 8月2日（日）に熊本県庁へ職員を1名、熊本県内の自治体に職員を4名派遣
- ・ 8月3日（月）に熊本県庁へ職員を4名、熊本県内の自治体に職員を1名、現地調査へ職員を3名派遣
- ・ 8月4日（火）に熊本県庁へ職員を5名、熊本県内の自治体に職員を3名派遣
- ・ 8月5日（水）に熊本県庁へ職員を2名、現地調査へ職員を2名派遣
- ・ 8月6日（木）に熊本県庁へ職員を2名、熊本県内の自治体に職員を1名派遣
- ・ 8月7日（金）に熊本県庁へ職員を1名、熊本県内の自治体に職員を2名派遣
- ・ 8月8日（土）に熊本県庁へ職員を3名、熊本県内の自治体に職員を2名派遣
- ・ 8月9日（日）に熊本県庁へ職員を1名、熊本県内の自治体に職員を2名、現地調査へ職員を2名派遣
- ・ 8月10日（月）に熊本県庁へ職員を8名、熊本県内の自治体に職員を1名派遣
- ・ 8月12日（水）に熊本県庁へ職員を2名、現地調査へ職員を2名派遣
- ・ 8月13日（木）に熊本県庁へ職員を3名、熊本県内の自治体に職員を2名派遣
- ・ 8月14日（金）に熊本県庁へ職員を4名、熊本県内の自治体に職員を2名派遣
- ・ 8月15日（土）に熊本県庁へ職員を2名派遣
- ・ 8月16日（日）に熊本県庁へ職員を1名、熊本県内の自治体に職員を2名派遣
- ・ 8月17日（月）に熊本県庁へ職員を1名、熊本県内の自治体に職員を2名、現地調査は職員を3名派遣
- ・ 8月18日（火）に熊本県庁へ職員を3名派遣
- ・ 8月19日（水）に熊本県庁へ職員を3名、熊本県内の自治体に職員を4名派遣
- ・ 8月20日（木）に熊本県庁へ職員を1名、現地調査に職員を2名派遣
- ・ 8月21日（金）に熊本県庁へ職員を4名派遣
- ・ 8月22日（土）に熊本県内の自治体に職員を1名派遣
- ・ 8月23日（日）に熊本県庁へ職員を2名、熊本県内の自治体に職員を3名派遣
- ・ 8月24日（月）に熊本県内の自治体に職員を1名派遣
- ・ 8月25日（火）に現地調査に職員を2名派遣
- ・ 8月26日（水）に熊本県庁へ職員を2名、熊本県内の自治体に職員を1名派遣
⇒ 8月27日（木）現在で、経済産業省現地派遣チーム計13名

（2） 物資支援

【熱中症対策】

○持ち運び型エアコン

- ・ 1,075台を発注済、すべて物資集積拠点に到着。うち、829台を自治体向けに発送。

○業務用エアコン

- ・ 15か所で設置済。

八代市：鏡小学校【8/2 設置済】

第二中学校【8/10 設置済】

太田郷小学校【8/10 設置済】

文政小学校【8/12 設置済】

氷川町：氷川中学校【8/2 設置済】

竜北西部小学校【8/2 設置済】
竜北中学校【8/21 設置済】
宇城市：松橋中学校【8/10 設置済】
不知火体育館【8/7 設置済】
旧豊野小学校【8/16 設置済】
熊本市：豊田小学校【8/8 設置済】
杉上小学校【8/8 設置済】
隈庄小学校【8/8 設置済】
富合中学校【8/8 設置済】
美里町：美里町総合体育館武道場【8/18 設置済】

○その他

・汗拭きシート 3,727 箱が広域物資拠点から避難所等に到着。

【生活支援物資】

- ・水循環型シャワー（WOTA 社の WOTA BOX）を 147 台配備済。（宇城市 39 台、氷川町 24 台、熊本市 22 台、宇土市 12 台、八代市 50 台）
- ・仮設トイレを 34 か所 113 基配備済。
- ・簡易トイレを 46 か所 123 個配備済。
- ・段ボールベッド 2,169 基が広域物資拠点から避難所等に到着。
- ・ブルーシート 16,395 枚が広域物資拠点から避難所等に到着。

※その他物資についても、順次避難所等に到着。

※水・パン等の食料については、農林水産省で手配。

（３） 中小企業・小規模事業者支援

- ・災害救助法の適応を受けた熊本県 10 市 10 町 1 村に対し、現地の商工会議所等に特別相談窓口を設置するとともに、被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会による通常とは別枠で 100%保証を行うセーフティネット保証 4 号の適用による資金繰り支援等の措置を講じている（7 月 29 日（水）15 時）。
- ・中小企業分野の局激甚災害の指定（熊本県八代市、御船町、宇城市、氷川町、嘉島町）を閣議決定（8/25）。7 日（金）に 1,800 業界団体及び国・自治体の長に中小受託事業者との取引への配慮要請済。
- ・局激指定見込みを踏まえ、「自治体連携型補助金」を通じて熊本県が実施する県内全域の中小・小規模事業者向けの復旧支援事業に、なりわい再建支援補助金と同等の高い補助率の支援が可能。補助対象事業者の範囲や多重被災事業者への支援については関係省庁と検討。
- ・局激指定地域では「災害復旧貸付」の金利をさらに引き下げ（1,000 万円まで▲0.9%）、「セーフティネット保証 4 号」とはさらに別枠の 100%保証も実施。

（１４）国土交通省

○大臣指示（7/28 16:29）

○国土交通省 非常災害対策本部会議

（第 1 回 7/28 19:00、第 2 回 7/28 22:30、第 3 回 7/29 10:30、第 4 回 7/29 15:30、第 5 回 7/30 14:30、第 6 回 7/31 18:10、第 7 回 8/1 16:00、第 8 回 8/4 12:10、第 9 回 8/5 17:10、第 10 回 8/7 16:00、第 11 回 8/10 16:00、第 12 回 8/12 16:00、第 13 回 8/18 16:00、第 14 回 8/21 16:00、第 15 回 8/27 16:30）

○体制等

・非常体制：本省、九州地整、九州運輸、気象庁、地理院、国総研、土研、建研

(1) ホットライン構築状況 (5弱以上)

26市22町8村と構築済み

都道府県	ホットライン構築数
熊本県	13市18町7村
鹿児島県	5市3町
宮崎県	2市1村
佐賀県	1市1町
福岡県	2市
長崎県	3市

(2) TEC-FORCE 等【現時点 90人派遣】(これまでのべ 5,289人・日 (予定含む))

○リエゾン:【現時点 27人派遣】(これまでのべ 1,030人・日 (予定含む))

○JETT:【現時点派遣なし】(これまでのべ 289人・日 (予定含む))

○被災状況調査班等:【現時点 63人派遣】(これまでのべ 3,970人・日 (予定含む))

これらのうち、本省からの派遣状況:【現時点 32人派遣 (指定職2人を含む)】

(これまでのべ 964人・日 (予定含む))

リエゾン派遣先		派遣元	~8/29	8/30	8/31	合計
都道府県	市町村等		979	24	27	1030
熊本県	熊本県庁	本省(水局)	143	3	3	149
熊本県	熊本県庁	本省(住宅局)	32	1	1	34
熊本県	熊本県庁	本省(道路局)	47	2	2	51
熊本県	熊本県庁	本省(港湾局)	106	4	3	113
熊本県	八代港	本省(港湾局)	54	2	4	60
熊本県	熊本県庁	本省(物自局)	65	2	3	70
熊本県	熊本県庁	本省(運安防)	37	1	1	39
熊本県	熊本県庁	国土地理院	74	2	2	78
熊本県	熊本県庁	九州地整	70	0	0	70
長崎県	長崎県庁	九州地整	4	0	0	4
鹿児島県	鹿児島県庁	九州地整	2	0	0	2
熊本県	八代市	九州地整	125	2	2	129
熊本県	宇城市	九州地整	47	1	1	49
熊本県	氷川町	九州地整	50	1	1	52
熊本県	美里町	九州地整	9	0	0	9
熊本県	宇土市	九州地整	26	0	0	26
熊本県	甲佐町	九州地整	5	0	0	5
熊本県	熊本県庁	中部地整	0	0	1	1
熊本県	熊本県庁	九州運輸	83	3	3	89

JETT 派遣先	派遣元	~8/29	8/30	8/31	合計
----------	-----	-------	------	------	----

都道府県	市町村等		285	2	2	289
熊本県	熊本県庁	福岡管区気象台	214	2	2	218
熊本県	八代市	福岡管区気象台	5	0	0	5
熊本県	氷川町	福岡管区気象台	5	0	0	5
熊本県	宇城市	福岡管区気象台	6	0	0	6
熊本県	芦北町	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	宇土市	福岡管区気象台	5	0	0	5
熊本県	熊本市	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	甲佐町	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	美里町	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	嘉島町	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	合志市	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	大津町	福岡管区気象台	5	0	0	5
熊本県	西原村	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	益城町	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	上天草市	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	御船町	福岡管区気象台	2	0	0	2
長崎県	長崎県庁	福岡管区気象台	4	0	0	4
佐賀県	佐賀県庁	福岡管区気象台	4	0	0	4
福井県	福井県庁	東京管区気象台	2	0	0	2
熊本県	菊陽町	福岡管区気象台	3	0	0	3
熊本県	菊池市	福岡管区気象台	3	0	0	3
熊本県	天草市	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	山鹿市	福岡管区気象台	3	0	0	3
熊本県	水俣市	福岡管区気象台	2	0	0	2
熊本県	津奈木町	福岡管区気象台	2	0	0	2

被災状況調査班等 派遣先		派遣元	班	詳細	～8/29	8/30	8/31	合計
都道府県	市町村等				3846	61	63	
熊本県	熊本市	本省	先遣調査班	上下水	169	7	7	183
熊本県	熊本県庁	本省	先遣調査班	上下水	140	6	6	152
熊本県	八代市等	本省	先遣班	港湾	11	0	0	11
熊本県	益城町	本省	先遣班	空港	15	0	0	15
九州地整	本局	本省	先遣班	港湾	72	2	2	76
熊本県	八代市等	本省	給水支援班	港湾	8	0	0	8

熊本県		本省	高度技術指導班	都市	3	<u>0</u>	<u>0</u>	3
熊本県	八代市等	国総研	高度技術指導班	港湾	15	<u>0</u>	<u>0</u>	15
熊本県	八代市等	国総研	高度技術指導班	道路	10	<u>0</u>	<u>0</u>	10
熊本県	八代市	土研	高度技術指導班	道路	3	<u>0</u>	<u>0</u>	3
熊本県	八代市等	港空研	高度技術指導班		18	<u>0</u>	<u>0</u>	18
熊本県	熊本地方	国土地理院	被災状況調査班	航空測量グループ	16	<u>0</u>	<u>0</u>	16
熊本県	熊本地方	国土地理院	被災状況調査班	現地調査グループ	15	<u>0</u>	<u>0</u>	15
熊本県	熊本県庁	九州地整	先遣調査班		15	<u>0</u>	<u>0</u>	15
熊本県	熊本県庁	九州地整	広報班		42	<u>0</u>	<u>0</u>	42
熊本県	宇城市	九州地整	先遣調査班		12	<u>0</u>	<u>0</u>	12
熊本県	氷川町	九州地整	先遣調査班		12	<u>0</u>	<u>0</u>	12
熊本県	八代市	九州地整	先遣調査班		12	<u>0</u>	<u>0</u>	12
熊本県	八代市等	九州地整	被災状況調査班	ヘリ調査	25	<u>0</u>	<u>0</u>	25
長崎県	島原市	九州地整	被災状況調査班	ヘリ調査	5	<u>0</u>	<u>0</u>	5
熊本県	八代市等	九州地整	港湾空港班		<u>185</u>	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>189</u>
熊本県	甲佐町	九州地整	応急対策班		<u>60</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>60</u>
熊本県	甲佐町	九州地整	被災状況調査班	ドローン	3	<u>0</u>	<u>0</u>	3
熊本県	美里町	九州地整	情報通信班		6	<u>0</u>	<u>0</u>	6
熊本県	八代市等	九州地整	情報通信班		2	<u>0</u>	<u>0</u>	2
熊本県	熊本県庁	九州地整	現地支援班		<u>158</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>172</u>
熊本県	熊本市	九州地整	現地支援班		<u>63</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>69</u>
熊本県	宇城市	九州地整	現地支援班		20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	宇土市	九州地整	現地支援班		16	<u>0</u>	<u>0</u>	16
熊本県	氷川町	九州地整	被災状況調査班	河川	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	氷川町	九州地整	被災状況調査班	河川	9	<u>0</u>	<u>0</u>	9
熊本県	宇城市	九州地整	被災状況調査班	河川	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	宇城市	九州地整	被災状況調査班	河川	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	八代市	九州地整	被災状況調査班	河川	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	八代市	九州地整	被災状況調査班	河川	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	宇土市	九州地整	被災状況調査班	河川	88	<u>0</u>	<u>0</u>	88
熊本県	宇城市	九州地整	被災状況調査班	道路	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	宇城市	九州地整	被災状況調査班	道路	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	宇城市	九州地整	被災状況調査班	道路	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20
熊本県	八代市	九州地整	被災状況調査班	道路	6	<u>0</u>	<u>0</u>	6
熊本県	八代市	九州地整	被災状況調査班	道路	16	<u>0</u>	<u>0</u>	16
熊本県	八代市	九州地整	被災状況調査班	道路	20	<u>0</u>	<u>0</u>	20

熊本県	甲佐町	九州地整	被災状況調査班	道路	3	<u>0</u>	<u>0</u>	3
熊本県	美里町	九州地整	被災状況調査班	道路	2	<u>0</u>	<u>0</u>	2
熊本県	熊本市	九州地整	被災状況調査班	建築	1	<u>0</u>	<u>0</u>	1
熊本県	氷川町	九州地整	被災状況調査班	建築	1	<u>0</u>	<u>0</u>	1
九州地整	本局	中国地整	先遣班		56	<u>0</u>	<u>0</u>	56
熊本県	氷川町等	中国地整	応急対策班	給水支援	<u>204</u>	<u>4</u>	<u>8</u>	<u>216</u>
熊本県	甲佐町	中国地整	応急対策班	電源支援	18	<u>0</u>	<u>0</u>	18
熊本県	熊本市	中国地整	被災状況調査班	港湾	52	<u>0</u>	<u>0</u>	52
九州地整	本局	四国地整	先遣班		32	<u>0</u>	<u>0</u>	32
熊本県	熊本市	四国地整	被災状況調査班	ヘリ調査	1	<u>0</u>	<u>0</u>	1
熊本県	八代市等	四国地整	応急対策班	給水支援	<u>89</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>95</u>
熊本県	氷川町等	四国地整	応急対策班	電源支援	6	<u>0</u>	<u>0</u>	6
熊本県	熊本市等	四国地整	被災状況調査班	港湾	48	<u>0</u>	<u>0</u>	48
熊本県	八代市	四国地整	現地支援班	港湾	15	<u>0</u>	<u>0</u>	15
熊本県	八代市	四国地整	現地支援班	港湾	15	<u>0</u>	<u>0</u>	15
熊本県	宇城市等	北海道開発局	応急対策班	給水支援	<u>91</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>97</u>
九州地整	本局	東北地整	先遣班		70	<u>0</u>	<u>0</u>	70
熊本県	宇城市等	東北地整	応急対策班	給水支援	<u>186</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>198</u>
九州地整	本局	関東地整	先遣班		64	<u>0</u>	<u>0</u>	64
熊本県	熊本市等	関東地整	応急対策班	給水支援	109	<u>0</u>	<u>0</u>	109
熊本県	八代市	関東地整	現地支援班	港湾	21	<u>0</u>	<u>0</u>	21
九州地整	本局	北陸地整	先遣班	港湾	12	<u>0</u>	<u>0</u>	12
熊本県	宇城市	北陸地整	現地支援班	港湾	331	<u>0</u>	<u>0</u>	331
熊本県	八代市	北陸地整	現地支援班	港湾	<u>21</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	21
熊本県	嘉島町等	北陸地整	応急対策班	給水支援	<u>90</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>96</u>
九州地整	本局	中部地整	先遣班	港湾	22	<u>0</u>	<u>0</u>	22
九州地整	本局	中部地整	先遣班	総括	45	<u>0</u>	<u>0</u>	45
熊本県		中部地整	現地支援班	港湾	<u>341</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>341</u>
熊本県		中部地整	応急対策班	給水支援	<u>124</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>132</u>
熊本県		中部地整	応急対策班	入浴支援	30	<u>0</u>	<u>0</u>	30
九州地整	本局	近畿地整	先遣班		46	<u>0</u>	<u>0</u>	46
九州地整	本局	近畿地整	輸送支援班		1	<u>0</u>	<u>0</u>	1
熊本県	熊本市等	近畿地整	応急対策班	給水支援	<u>186</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>194</u>
熊本県	宇城市	近畿地整	応急対策班	入浴支援	13	<u>0</u>	<u>0</u>	13
熊本県	八代市	近畿地整	応急対策班	港湾	<u>15</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>21</u>
熊本県	八代市	沖縄総合	応急対策班	給水支援	<u>42</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>48</u>
熊本県	益城町	大阪航空局	先遣班		13	<u>0</u>	<u>0</u>	13

(3) 災害対策用ヘリコプター等による被災状況調査

- ・ はるかぜ号 熊本県を調査 7/28、7/29、7/30、8/1、8/3、8/4、8/5、8/6、8/20
熊本県、長崎県を調査 8/2
- ・ 愛らんど号 熊本県を調査 7/29
- ・ おりづる号 熊本県、長崎県を調査 7/31
- ・ きんき号 熊本県を調査 8/1

(4) 災害対策用機械等派遣先

- 散水車（給水機能付）：現時点派遣 17 台（これまでのべ 594 台・日）
- 散水車：現時点派遣 0 台（これまでのべ 3 台・日）
- 照明車：現時点派遣 3 台（これまでのべ 354 台・日）
- 対策本部車：現時点派遣 1 台（これまでのべ 58 台・日）
- トイレカー：現時点派遣 1 台（これまでのべ 29 台・日）
- コンテナ型トイレ：現時点派遣 15 台（これまでのべ 416 台・日）
- 大型浚渫兼油回収船：現時点派遣 0 台（これまでのべ 24 台・日）
- 調査観測兼清掃船：現時点派遣 0 台（これまでのべ 62 台・日）

機械名	都道府県	活動内容	台数	稼働	現場 即応 待機	移動	後方 待機・ 撤収	その他
散水車 （給水機能付）	熊本県	給水支援	20	<u>9</u>	<u>8</u>		<u>3</u>	7/28～
		小計	20	<u>9</u>	<u>8</u>		<u>3</u>	
散水車	熊本県	給水支援 （トイレ用）	1				1	7/30～ 8/1
		小計	1				1	
照明車	熊本県	夜間作業支 援・電源支 援・前進配備	22		3		19	7/28～
		小計	22		3		19	
対策本部車	熊本県	後方支援	2	1			1	7/28～
		小計	2	1			1	
トイレカー	熊本県	生活支援	1		1			8/3～
		小計	1		1			
コンテナ型トイレ	熊本県	生活支援	15	15				7/31～
		小計	15	15				
大型浚渫兼油回収船	熊本県	給水支援	2				2	7/29～
		小計	2				2	
調査観測兼清掃船	熊本県	給水支援	2				<u>2</u>	7/29～
		小計	2				<u>2</u>	

(5) 台風 13 号等への備え

- ・ 日本建設業連合会の協力のもとブルーシート等の物資支援を実施（8/4～）
- ・ ブルーシート展張作業要員の調整（熊本県の要請により熊本県建設業協会が 8/6～現地作業を開

始)

(15) 環境省

【省全体関係】

- 環境省災害情報連絡室を設置（7月28日）
- 環境省災害対策チームに改組（7月28日）
- 環境省非常災害対策本部に改組（7月28日）
- 第1回環境省非常災害対策本部会議を開催（7月29日）
- 第2回環境省非常災害対策本部会議を開催（7月30日）
- 第3回環境省非常災害対策本部会議を開催（7月31日）
- 第4回環境省非常災害対策本部会議を開催（8月3日）
- 第5回環境省非常災害対策本部会議を開催（8月4日）
- 第6回環境省非常災害対策本部会議を開催（8月7日）
- 第7回環境省非常災害対策本部会議を開催（8月12日）
- 第8回環境省非常災害対策本部会議を開催（8月19日）
- 第9回環境省非常災害対策本部会議を開催（8月28日）

○環境省職員の派遣

- ・現地災害対策本部に以下の職員を派遣

(令和8年8月31日時点)

派遣先	派遣開始日	派遣者	のべ人数
熊本県庁	7月30日～	本省指定職級、管理職、職員	106人・日

【災害廃棄物関係】

- 災害廃棄物対策室から九州環境局へ被害情報の収集を指示（7月28日）
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県、長崎県、鹿児島県に発出（7月28日）
 - ・災害廃棄物の処理に係る仮置場の確保、分別の徹底及び仮置場受入れに関する基本的な考え方について
 - ・災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携について
 - ・災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
 - ・災害廃棄物の害虫及び悪臭への対策について
 - ・被災した業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器のフロン類の処理について
 - ・廃石綿等、感染性廃棄物、PCB廃棄物や水銀使用製品廃棄物が混入した災害廃棄物について
 - ・発生した災害廃棄物の処理等に係る石綿飛散防止対策について
 - ・被災した自動車の処理について
 - ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
 - ・被災した太陽光発電設備の保管等について
 - ・被災したパソコンの処理について
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に発出（8月4日）
 - ・災害ボランティアの熱中症対策について
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（8月5日）
 - ・被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱いについて
- 災害廃棄物処理に関して以下の通知を熊本県に発出（8月7日）
 - ・損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（8月7日）
 - ・既に所有者等によって全壊・半壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて
 - ・災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について

- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月１３日）
 - ・仮置場におけるリチウムイオン電池等による火災防止について
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月１７日）
 - ・応急仮設住宅に関する家屋の解体に係る申込みの取扱いについて
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月２１日）
 - ・既に所有者等によって 全壊・半壊家屋や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去を行った場合の費用償還に関する手続きについて
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を熊本県に発出（８月２４日）
 - ・損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について
 - ・公費解体・撤去の申請手続の受付体制の確保等について
- 災害廃棄物処理に関して以下の周知を熊本県に発出（８月２４日）
 - ・「公費解体・撤去マニュアル」の改訂について
- 災害廃棄物処理に関して以下の事務連絡を災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）登録者に発出（８月２７日）
 - ・現地支援への協力について

- 災害廃棄物処理に関して以下の情報を SNS で発信
 - ・仮置場における分別について（８月１日）
 - ・仮設トイレ及びトイレカーへの巡回（８月２日）
 - ・人材バンクによる支援の開始（８月３日）
 - ・避難所のし尿回収状況（８月５日）
 - ・破損した太陽光発電設備についての注意点（８月５日）
 - ・仮置場の渋滞解消に向けた新たな仮置場開設の周知（宇土市、宇城市、八代市）（８月５日）
 - ・ラップポン等簡易トイレの廃棄物回収についての注意喚起（８月６日）
 - ・ボランティアへの災害ごみの片付け作業にあたっての注意喚起（８月７日）
 - ・公費解体支援チームの設置について（８月８日）
 - ・災害廃棄物支援調整本部の設置について（８月８日）
 - ・災害廃棄物処理に係る補助金等説明会の開催について（８月１０日）
 - ・仮置場における分別や荷下ろしについて（８月１１日）
 - ・人材バンク制度による派遣について（８月１２日）
 - ・災害廃棄物処理支援ネットワークに所属する全国都市清掃会議の協力によるごみ収集の支援について（８月１４日）
 - ・リチウムイオン電池の廃棄についての注意喚起（８月１７日）
 - ・八代市における緊急公費解体の開始について（８月１８日）
 - ・包括的災害廃棄物対策プログラムについて（８月２２日）
 - ・リチウムイオン電池の廃棄についての注意喚起（８月２２日）
 - ・倒壊・損壊した建物付近で作業する際の防じんマスクの着用について（８月２５日）
 - ・ボランティアセンター等への防じんマスク配送について（８月２５日）
 - ・災害廃棄物を仮置場に持ち込む際の分別について（８月３１日）

【環境省職員等の派遣】

- ７月２９日以降、環境省職員（本省課長級ほか、地方環境局）を熊本県庁及び県内市町に巡回派遣し、被害状況や市町村担当部局への対応状況を確認。

	派遣 人数	のべ人数・ 日	派遣先自治体名		備考
７月２９日	１３名	１３名・日	熊本県	熊本県庁、熊本市、宇城市、宇土市、合志市、西原村、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、美里	熊本県庁の派遣人数については本省３名、九州環境局３名

				町、八代市、氷川町、芦北町	
7月30日	11名	24名・日	熊本県	熊本県庁、氷川町、八代市、美里町、甲佐町、御船町、上天草市、菊陽町、大津町	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局2名
7月31日	12名	36名・日	熊本県	熊本県庁、氷川町、八代市、美里町、甲佐町、御船町、西原村、上天草市、宇城市、天草市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局2名
8月1日	10名	46名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、他巡回	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月2日	10名	56名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月3日	15名	71名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局2名
8月4日	16名	87名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省5名、九州環境局1名
8月5日	12名	99名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省4名、九州環境局1名
8月6日	16名	115名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、宇土市、美里町	熊本県庁の派遣人数については本省4名、九州環境局1名
8月7日	13名	128名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局2名
8月8日	12名	140名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月9日	14名	154名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、甲佐町、美里町	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月10日	14名	168名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局2名、中部環境局1名
8月11日	13名	181名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名、中部環境局1名
8月12日	14名	195名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省4名、九州環境局1名、中部環境局1名

8月13日	15名	210名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月14日	12名	222名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名
8月15日	10名	232名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名
8月16日	10名	242名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については本省3名
8月17日	11名	253名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、益城町、嘉島町、御船町	熊本県庁の派遣人数については本省3名
8月18日	11名	264名・日	熊本県	熊本県庁、氷川町、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については本省4名
8月19日	12名	276名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市、上天草市	熊本県庁の派遣人数については本省4名
8月20日	13名	289名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については本省4名
8月21日	12名	301名・日	熊本県	熊本県庁、宇土市、宇城市、八代市、氷川町、芦北町、美里町	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月22日	9名	310名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については本省3名
8月23日	9名	319名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については本省3名
8月24日	10名	329名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
8月25日	11名	340名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については本省4名、九州環境局1名
8月26日	13名	353名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町、 <u>西原村、大津町、菊陽町、合志市、熊本市</u>	熊本県庁の派遣人数については本省4名、九州環境局1名
8月27日	12名	365名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町、 <u>益城町、甲佐町、嘉島町、御船町</u>	熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名
<u>8月28日</u>	<u>9名</u>	<u>374名・日</u>	熊本県	<u>熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町</u>	<u>熊本県庁の派遣人数については本省3名、九州環境局1名</u>
<u>8月29日</u>	<u>9名</u>	<u>383名・日</u>	熊本県	<u>熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町</u>	<u>熊本県庁の派遣人数については本省3名</u>
<u>8月30日</u>	<u>9名</u>	<u>392名・日</u>	熊本県	<u>熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町</u>	<u>熊本県庁の派遣人数については本省3名</u>
<u>8月31日</u>	<u>12名</u>	<u>404名・日</u>	熊本県	<u>熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町</u>	<u>熊本県庁の派遣人数については本省5名、九州環境局1名</u>
<u>9月1日</u>	<u>10名</u>	<u>414名・日</u>	熊本県	<u>熊本県庁、宇城市、八代市、</u>	<u>熊本県庁の派遣人数</u>

予定				氷川町	については本省4名、 九州環境局1名
----	--	--	--	-----	-----------------------

○7月29日以降、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の職員を熊本県庁及び県内市町村に巡回派遣し、自治体への被害調査支援等を実施。

	派遣人数	のべ人数・日	派遣先自治体名		備考
7月29日	6名	6名・日	熊本県	熊本県庁	
7月30日	6名	12名・日	熊本県	熊本県庁、氷川町、八代市、上天草市、菊陽町、大津町	熊本県庁の派遣人数については1名
7月31日	6名	18名・日	熊本県	熊本県庁、上天草市、宇城市、天草市、苓北町、美里町、甲佐町、御船町、西原村	熊本県庁の派遣人数については1名
8月1日	6名	24名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、芦北町、御船町、嘉島町、益城町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月2日	6名	30名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、嘉島町、美里町、甲佐町、御船町、益城町、西原村	熊本県庁の派遣人数については1名
8月3日	6名	36名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、益城町、甲佐町、嘉島町、御船町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月4日	6名	42名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、上天草市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月5日	6名	48名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、美里町、甲佐町、益城町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月6日	6名	54名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、芦北町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月7日	6名	60名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月8日	6名	66名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月9日	6名	72名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月10日	6名	78名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月11日	6名	84名・日	熊本県	熊本県庁、宇城市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については1名

			本 県	町、八代市	遣人数について は1名
8月12日	6名	90名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、上天草市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月13日	6名	96名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月14日	6名	102名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月15日	6名	108名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月16日	6名	114名・日	熊 本 県	熊本県庁、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月17日	6名	120名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、益城町、嘉島町、美里町、甲佐町、御船町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月18日	7名	127名・日	熊 本 県	熊本県庁、八代市、氷川町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月19日	6名	133名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月20日	6名	139名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月21日	6名	145名・日	熊 本 県	熊本県庁、八代市、芦北町、美里町、甲佐町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月22日	6名	151名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、氷川町、八代市、芦北町、美里町、甲佐町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月23日	6名	157名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月24日	6名	163名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月25日	7名	170名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町	熊本県庁の派遣人数については1名
8月26日	6名	176名・日	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
8月27日	6名	182名・日	熊	熊本県庁、宇城市、八代	熊本県庁の派

			本 県	市、氷川町、宇土市	遣人数について は1名
<u>8月28日</u>	<u>6名</u>	<u>188名・日</u>	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、氷川町、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
<u>8月29日</u>	<u>6名</u>	<u>194名・日</u>	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
<u>8月30日</u>	<u>6名</u>	<u>200名・日</u>	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
<u>8月31日</u>	<u>6名</u>	<u>206名・日</u>	熊 本 県	熊本県庁、宇城市、八代市、宇土市	熊本県庁の派遣人数については1名
<u>9月1日 予定</u>	<u>6名</u>	<u>212名・日</u>	熊 本 県	熊本県庁、八代市ほか調整中	熊本県庁の派遣人数については1名

○8月3日以降、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）より、被災自治体へ派遣し、支援を実施。

支援自治体	派遣先自治体	派遣人数	派遣期間
宮城県 仙台市	宇城市	8名予定	派遣員A 8月3日～8月8日 派遣員B 8月8日～8月12日 派遣員C 8月12日～8月16日 派遣員D 8月16日～8月20日 派遣員E 8月20日～8月24日 派遣員F 8月24日～8月28日 派遣員G 8月28日～9月1日予定 派遣員H 9月1日～9月5日予定
熊本県菊池市	宇城市	1名	8月10日～8月14日
石川県	熊本県庁	4名予定	派遣員A 8月6日～8月11日 派遣員B 8月6日～8月16日 派遣員C 8月16日～8月25日 派遣員D 8月24日～8月31日予定
広島県安芸郡坂町	氷川町	1名	8月8日～8月16日
愛媛県松山市	氷川町	1名	8月16日～8月29日
岡山県倉敷市	八代市	1名	8月8日～8月15日
福岡県朝倉市	八代市	1名	8月15日～8月20日
三重県	宇土市	4名予定	派遣員A 8月20日～8月25日 派遣員B 8月25日～8月29日 派遣員C 8月29日～9月2日予定 派遣員D 9月2日～9月6日予定
富山県 氷見市	宇城市	4名予定	派遣員A 8月20日～9月1日、 9月20日～9月30日予定 派遣員B 8月20日～8月26日、 9月8日～9月14日予定 派遣員C 9月1日～9月8日予定 派遣員D 9月8日～9月18日予定
東京都練馬区	氷川町	1名予定	8月29日～9月11日予定

東京二十三区清掃 一部事務組合	八代市	1名予定	8月31日～9月4日予定
神奈川県横浜市	八代市	2名予定	派遣員A 9月5日～9月9日予定 派遣員B 9月5日～9月12日予定

○7月30日以降、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）に属する廃棄物処理団体等に協力要請を行い、現地派遣。8月11日より全国都市清掃会議が、ごみ収集車派遣による収集運搬支援を実施。

	派遣人数 /車両	のべ人数・ 日/台数・日	派遣先自治体名		派遣団体
7月30日	2名	2名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
7月31日	2名	4名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月3日	2名	6名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月4日	2名	8名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月5日	2名	10名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月6日	2名	12名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月7日	2名	14名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月8日	2名	16名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月9日	2名	18名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月10日	2名	20名・日	熊本県	熊本県庁	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月11日	2名	22名・日	熊本県	熊本県庁、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会
8月12日	2名/2 台	24名・日 2台・日	熊本県	熊本県庁、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市）
8月13日	2名/6 台	26名・日 8台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、松山市）
8月14日	2名/6 台	28名・日 14台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、松山市）
8月15日	2名/10 台	30名・日 24台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、松山市、岡山市）

8月16日	2名/10台	32名・日 34台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州市 松山市、岡山市）
8月17日	2名/14台	34名・日 48台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、松山市、岡山市、大牟田 市、佐伯市、佐世保市）
8月18日	2名/16台	36名・日 64台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、松山市、岡山市、大牟田 市、佐伯市、佐世保市、佐賀 市）
8月19日	2名/17台	38名・日 81台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、松山市、岡山市、大牟田 市、佐伯市、佐世保市、長崎 市、佐賀市）
8月20日	2名/17台	40名・日 98台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、大牟田市、佐伯市、佐世 保市、長崎市、佐賀市、岡山 市、松山市）
8月21日	2名/17台	42名・日 115台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、大牟田市、松山市、佐伯 市、佐世保市、長崎市、佐賀 市、岡山市）
8月22日	2名/17台	44名・日 132台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、大牟田市、松山市、佐伯 市、佐世保市、長崎市、佐賀 市、岡山市）
8月23日	2名/17台	46名・日 149台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、大牟田市、松山市、佐伯 市、佐世保市、長崎市、佐賀 市、岡山市）
8月24日	2名/17台	48名・日 166台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサル タント協会、 全国都市清掃会議（北九州 市、大牟田市、松山市、佐伯 市、佐世保市、長崎市、佐賀 市）

					市、岡山市)
8月25日	2名/17台	50名・日 183台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、松山市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、岡山市）
8月26日	2名/15台	52名・日 198台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、岡山市、松山市）
8月27日	2名/17台	54名・日 215台・日	熊本県	熊本県庁、 熊本市、 八代市	持続可能社会推進コンサルタント協会、 全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、岡山市、松山市）
<u>8月28日</u>	<u>0名/17台</u>	<u>54名・日</u> <u>232台・日</u>	<u>熊本県</u>	<u>熊本市、八代市</u>	<u>持続可能社会推進コンサルタント協会、</u> <u>全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、岡山市、松山市）</u>
<u>8月29日</u>	<u>0名/17台</u>	<u>54名・日</u> <u>249台・日</u>	<u>熊本県</u>	<u>熊本市、八代市</u>	<u>持続可能社会推進コンサルタント協会、</u> <u>全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、岡山市、松山市）</u>
<u>8月30日</u>	<u>0名/13台</u>	<u>54名・日</u> <u>262台・日</u>	<u>熊本県</u>	<u>熊本市、八代市</u>	<u>持続可能社会推進コンサルタント協会、</u> <u>全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、松山市）</u>
<u>8月31日</u>	<u>0名/13台</u>	<u>54名・日</u> <u>275台・日</u>	<u>熊本県</u>	<u>熊本市、八代市</u>	<u>持続可能社会推進コンサルタント協会、</u> <u>全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市、佐賀市、松山市）</u>
<u>9月1日</u> <u>予定</u>	<u>0名/8台</u>	<u>54名・日</u> <u>283台・日</u>	<u>熊本県</u>	<u>八代市</u>	<u>持続可能社会推進コンサルタント協会、</u> <u>全国都市清掃会議（北九州市、大牟田市、佐伯市、佐世保市、長崎市）</u>

※派遣人数は、持続可能社会推進コンサルタント協会の派遣者人数、車両は全国都市清掃会議の派遣車両台数。

○仮置場関係：現在 10 市町で開設中（西原村は 8/7、上天草市は 8/16 で終了）

（開設市町）宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、甲佐町、芦北町、益城町、八代市、永川町

○公費解体受付窓口関係

公費解体受付窓口を順次開設

（開設市町）甲佐町

○環境省・熊本県・熊本市が共同で「災害廃棄物支援調整本部」を立上げ、被災市町村の人的支援等を調整（8 月 7 日）

○損壊家屋等の公費解体・撤去を推進するため、環境省を中心とする「令和 8 年熊本地震公費解体支援チーム」を設置（8 月 7 日）

○熊本県主催による被災市町村向けに災害廃棄物処理に係る補助金説明会を開催（8 月 10 日）

○被災市町村向けに災害廃棄物処理に係る補助金のオンライン相談窓口を、環境省に設置（8 月 11 日）

○熊本県が災害廃棄物処理基本方針を公表（8 月 20 日）

○環境省が「令和 8 年熊本地震を受けた包括的災害廃棄物対策プログラム」を公表（8 月 20 日）

○熊本県が災害廃棄物処理実行計画を公表（8 月 21 日）

○熊本県主催による第 2 回災害廃棄物処理等に関する市町村説明会（公費解体関係等）を開催（8 月 24 日）

【大気汚染・水質汚濁関係】

○環境汚染対策室から、関係自治体に対し、大気・水環境に影響をもたらす事案の発生状況について、情報提供を依頼（7 月 28 日）

○環境汚染対策室から、関係自治体に対し、災害時の石綿飛散防止マニュアルに基づき石綿の飛散・ばく露防止を適切に実施するよう通知（7 月 28 日）

○石綿へのばく露防止（防じんマスクの着用）について記載したボランティア向けリーフレットを関係自治体に送付（8 月 4 日）

○熊本県及び熊本市にボランティア向けの防じんマスクを提供（8 月 7 日発送）

【熱中症対策関係】

○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に対し、被災住民等の熱中症対策についての事務連絡を 7 月 28 日中に発出（7 月 28 日）

○環境保健部から職員を現地に派遣し、熱中症への対応状況等の情報収集や調整を開始（7 月 28 日）

○福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県に対し、被災自治体における指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）等の積極的な開放についての事務連絡を発出（7 月 29 日）

県・市町が開放可能なクーリングシェルターを抽出し、県ウェブサイト等で公開・周知

○車中泊の避難者向けに熱中症・エコノミークラス症候群対策を呼び掛けるチラシを県と協力して作成（8 月 1 日）

○避難生活中にトイレの使用を避けるため水分摂取を控えることがないように注意喚起を促す旨を、SNS で発信（8 月 1 日）

○車中泊の避難者向けのチラシについて、巡回医療関係者等を通じて車中泊避難者に直接配布を開始するとともに、SNS で発信（8 月 2 日）

○避難者にリハビリを行う医療従事者に対して、熱中症予防についても避難者へ啓発してもらうよう厚生労働省を通じて依頼（8 月 3 日）

○ボランティア活動が拡大していく中、ボランティア従事者の熱中症注意喚起の事務連絡を発出（8 月 4 日）。また、ボランティア活動時の注意点について SNS で発信するとともに、現地

のボランティアセンター等に熱中症予防のチラシを配布し、呼びかけの協力を依頼。(8月5日)

- くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)主催の「火の国会議」にて、ボランティア活動時の注意点について呼びかけ(8月6日)
- 避難所、在宅、車中等で要配慮者に対する福祉支援を行うチーム(DWAT)において熱中症予防や車中泊の避難者向けのチラシを活用し避難者へ啓発してもらうよう関係団体(全国社会福祉協議会)を通じて依頼(8月7日)
- 熊本県のラジオ放送局において、災害時の熱中症予防について呼びかける、政府広報ラジオのスポットCM放送を開始(8月8日)
- また、政府広報にて、熊本県の新聞広告を活用し、避難生活等で心がけていただきたい熱中症予防行動について周知(8月9日)
- 警察関係者の協力を得て、車中泊避難者への夜間の巡回を強化し、環境省・厚労省・熊本県で作成した熱中症等への注意と対応方法を記載した「車中泊に関するセルフチェックリスト」を配布(8月10日)
- 被災市町村担当職員等に対して開催された災害廃棄物処理等に関する説明会において、解体作業時等に気を付けるべき熱中症対策のポイントについて周知(8月10日)
- 車中泊をされている避難者向けに熱中症等への注意と対応方法を記載した「車中泊に関するセルフチェックリスト」等をSNSで発信(8月12日)
- 車中泊をされている避難者やボランティア向けに「道の駅」に熱中症対策の周知広報資材を配布(8月13日)
- ボランティア向けに熱中症対策等についてSNSで発信(8月13日)
- 熊本県や熊本県薬剤師会の協力を得て、被災地域の薬局において熱中症予防の周知広報資材を掲載いただくよう依頼(8月13日)
- 国土交通省や全国レンタカー協会の協力を得て、熊本県内のレンタカー営業所における熱中症予防の普及啓発を依頼(8月14日)
- 国土交通省やNEXCO西日本の協力を得て、ボランティアや車中泊の方等が利用する九州エリアのサービスエリアにおいて、デジタルサイネージ(電子表示板)を用いた、熱中症予防の普及啓発を開始(8月15日)
- 熊本県や九州産交バスの協力を得て、阿蘇くまもと空港と熊本市内を結ぶ空港リムジンバス車内に熱中症予防のリーフレットを配布いただくよう依頼(8月17日)
- 九州エリアのサービスエリアや、道の駅における熱中症予防の普及啓発の実施等について、SNSで発信(8月19日)
- 現地のニーズに基づき民間企業等から提供された熱中症予防のためのウェアラブル端末を被災地域の災害ボランティアセンター等に送付いただくよう仲介し、災害ボランティアや災害ボランティアセンターの職員、被災地域を巡回する福祉関係者等の熱中症予防に貢献(8月20日)
- 熊本県や九州産交バスの協力を得て、阿蘇くまもと空港と熊本市内を結ぶ空港リムジンバス車内に熱中症予防のリーフレットを掲示したことについて、SNSで発信(8月25日)
- 災害ボランティアをはじめ、多くの方が利用する九州新幹線 熊本駅及び新水俣駅において、ポスターやデジタルサイネージを用いた熱中症予防の呼びかけを開始(8月26日)

【国立公園関係】

- 国立公園課から九州環境局に対して直轄施設等の被害状況について情報提供の依頼(7月28日)
- 九州環境局において、直轄施設約84施設について状況把握を実施。被害が確認されたのは2施設であり、うち1施設のみ供用停止中。(8月3日)

【動物愛護管理関係】

- 動物愛護管理室から関係自治体(熊本県、長崎県、鹿児島県、熊本市)に対し「①動物収容施設の被災状況」「②特定動物の逸走の有無」「③避難所におけるペット同行避難の状況」に

- ついて情報収集を依頼（7月28日）現時点で特段問題がある旨の報告なし（7月31日）
- 動物愛護管理室職員1名を現地に派遣（7月29日）
 - 熊本県及び同県獣医師会と連携して避難所におけるペットの受入れに関する現状把握。ペット災害支援協議会等の民間団体と連絡会議を開催し今後の支援体制を確認。（7月30日）
 - 熊本県からの要請を受けて、八代市、宇城市の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。熊本県に対して、避難施設・仮設住宅等でのペットの受入れ配慮に関する依頼文書発出。（7月31日）
 - 八代市、氷川町の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月1日）
 - 八代市、宇城市、宇土市の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。これまでの状況を踏まえ、熊本県と今後の支援策について協議。（8月2日）
 - 八代市の担当部署及び避難所を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月3日）
 - 宇城市の避難所予定地を訪問し、ペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。熊本地震ペット救護本部の会議にオブザーバーとして参加。（8月4日）
 - 八代市・氷川町の担当部署及び避難所（4箇所）を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月5日）
 - 八代市の避難所（2箇所）を訪問し、現状を把握した上で、避難所におけるペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月6日）
 - 宇城市の担当部署を訪問し、ペット受入れ可能な避難所の開所について協議。八代市の避難所（2箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月7日）
 - 熊本県と避難所へのペット用品の支援等について協議。八代市の避難所（2箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月8日）
 - 八代市・宇城市・氷川町の避難所（4箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。避難所でのペット用品支援のニーズを確認。（8月9日）
 - 熊本県と連携し、共立製薬（株）の協力を得て、保護された犬・猫の情報サイトを開設。八代市・宇城市の避難所（6箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月10日）
 - 宇城市の担当部署を訪問し、ペットの一時預かりの場所等について協議。八代市・宇城市の避難所（3箇所）を訪問し、現状把握とペット用品の提供等を実施。（8月11日）
 - 宇城市の担当部署を訪問し、トレーラーハウスの運用等について協議。氷川町・宇城市の避難所（2箇所）を訪問し、現状把握とペット用品の提供等を実施。（8月12日）
 - 宇城市の担当部署及び熊本市の動物愛護センターを訪問し、ペットの一時預かり施設等について協議。八代市の避難所（1箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月13日）
 - 宇城市でペットの一時預かり施設の受入れ準備。
宇城市の避難所（1箇所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月14日）
 - 宇城市でペットの一時預かり施設の受入れ準備。熊本市の避難所（1箇所）を訪問し、現状把握等を実施。（8月15日）
 - 宇城市でペットの一時預かり施設の受入れ準備。八代市の避難所（1箇所）を訪問し、ペット救護本部によるペット健康相談の状況把握等を実施。（8月16日）
 - 宇城市でペットの一時預かり施設を設置し、受入れ開始。熊本地震ペット救護本部の会議にオブザーバーとして参加し、ペットの健康相談を当面毎週日曜日に各所で実施すること等を確認。（8月17日）
 - 熊本県・宇城市の担当部署及び八代市・氷川町の避難所（2か所）を訪問し、現状把握とペットの円滑な受入れに関する助言等を実施。（8月18日）
 - 熊本県・熊本市の担当部署と今後の支援内容等について協議。宇城市のペットの一時預かり

施設を訪問し、現状把握等を実施。八代市・氷川町の避難所（2箇所）を訪問し、現状把握や助言等を実施。（8月19日）

- 石原環境大臣が宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、末松宇城市長とともに現状把握等を実施。同施設がペットフード等の提供の場として認知が広がっていること等を確認。（8月20日）
- 熊本県の担当部署と今後の支援内容等について協議。（8月21日）
- 八代市、氷川町の避難所（3箇所）及び宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。（8月22日）
- 氷川町役場で実施されたペット救護本部によるペット健康相談の状況把握等を実施。宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施（8月23日）
- 熊本県動物愛護センター及び宇城市の担当部署と今後の支援内容等について協議。八代市の避難所（2箇所）及び宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。（8月24日）
- 熊本県動物愛護センター及び熊本県獣医師会と今後の支援内容等について協議。八代市の避難所（1箇所）及び宇城市のペット一時預かり施設を訪問し、現状把握等を実施。（8月25日）
- ペット災害支援協議会等の民間団体と連絡会議を開催し今後の支援体制を確認。（8月26日）

【公費負担医療関係】

- 保健部企画課から都道府県等に対し、被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療の取扱いについて、関連書類等を消失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において公費負担医療等を受けるために必要な手続きをとることができない場合も給付が受けられるよう、事務連絡を发出（7月29日）
- 保健部企画課から関係自治体に対し、特定被災区域内に居住地を有する者からの公害健康被害の補償等に関する法律における各種特定権利利益等の請求期限の満了日を延長する旨の事務連絡を发出（8月12日）
- 保健部企画課から独立行政法人環境再生保全機構に対し、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく権利利益のうち、同法に基づく決定の申請、医療費の請求等の請求期限の満了日を延長する旨の事務連絡を发出。併せて都道府県等に対しても上記の運用を周知し、的確な運用への協力を依頼（8月12日）

（16）金融庁（8月6日20:00時点）

- ・ 7月28日16:28、金融庁災害対策連絡室を設置。
- ・ 7月28日、熊本県が令和8年熊本地震にかかる災害救助法の適用を決定したことを受け、7月29日、九州財務局において日本銀行との連名で、熊本県内の金融機関等に対して「令和8年熊本地震に係る災害等に対する金融上の措置について」を发出。
- ・ 7月29日、金融庁長官をヘッドとする庁内横断の対応チームを設置。
- ・ 7月29日、金融庁ウェブページに特設サイトを設け、被災者の生活支援等に資する情報を随時更新。
- ・ 7月29日、被災者からの相談を受け付ける「令和8年熊本地震金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。
- ・ 7月31日、金融関係団体等に対し、関係省庁との連名で、令和8年熊本地震の影響を受けた事業者への資金繰り支援の徹底等について要請。
- ・ 7月31日、金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書等）について、令和8年熊本地震の影響に伴って、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限の延長を認める旨公表。
- ・ 8月6日、寄附金（災害義援金）振込及び被災者の口座開設等に係る本人確認の柔軟な取扱い

を認める特例措置を実施。

- ・ 8月6日、多重債務相談に係る令和8年熊本地震への対応として、国・自治体・関係機関による被災者支援制度等や多重債務相談窓口の連絡先等の情報を掲載。
- ・ 8月6日、被災者が貸金業者から返済能力を超えない借入を行うための手続きの弾力化を実施。

(17) 国土地理院（8月31日 17:00 時点）

- ・ 国土地理院災害対策本部会議（7/28 19:30、23:00、7/29 11:00、16:00、7/30 15:00、7/31 16:00、8/1 16:40、8/4 16:45、8/7 16:45、8/10 16:45、8/18 17:00、8/21 16:55）
- ・ 被災状況調査のため、国土地理院の測量用航空機「くにかぜ3」及び民間航測会社の航空機4機により、空中写真を撮影（8/3 完了）（TEC-FORCE として国土地理院職員2名派遣）。撮影できた地域について、垂直写真・斜め写真・正射画像を関係機関にプッシュ型で提供、HPにて公開
- ・ 電子基準点による地殻変動の情報をHPにて公開
- ・ 活断層図及び地形分類データをHPにて公開
- ・ リエゾンを熊本県庁に派遣中（TEC-FORCE として国土地理院職員2名派遣）。
- ・ 「だいち2号」及び「だいち4号」観測データの干渉解析による地殻変動の情報をHPにて公開
- ・ 震源断層モデルをHPにて公開
- ・ 斜面崩壊・堆積分布図を関係機関に提供、HPにて公開
- ・ 令和8年熊本地震に伴う基準点成果の公表停止についてHPに掲載
- ・ 令和8年熊本地震前後の画像から判読された変位境界（速報）（八代地区）をHPにて公開
- ・ 令和8年熊本地震前後の画像と数値表層モデルから判読された変位境界（速報）をHPにて公開
- ・ 「だいち2号」及び「だいち4号」の衛星画像解析による令和8年熊本地震に伴う変位境界（速報）をHPにて公開
- ・ 測量成果改定に必要な緊急測量実施のため職員を派遣中（TEC-FORCE として国土地理院職員3名派遣）
- ・ 被災状況調査のため、国土地理院の測量用航空機「くにかぜ3」により、空中写真を撮影（8/12 完了）（TEC-FORCE として国土地理院職員2名派遣）。垂直写真・正射画像を関係機関にプッシュ型で提供、HPにて公開。
- ・ 報道発表「熊本地震に伴い八代海沿岸地域では浸水や冠水にご注意ください」を3機関（港湾局、国土地理院、気象庁）で協働実施
- ・ 令和8年熊本地震時の電子基準点1秒解析結果をHPにて公開
- ・ 令和8年熊本地震に伴い公表停止していた基準点成果のうち、改定した電子基準点の成果をHPにて公開

(18) こども家庭庁（8月31日 17:00 時点）

【現地災害対策班関係】

- 熊本県庁へ職員2名を7/31より派遣、更に8/2より1名を追加で派遣（計3名）
 - 熊本県防災センターに到着済み（現在第7陣、派遣人数延べ25名）
 - 8/18から新たに審議官1名を派遣し現地体制を強化
- 現地の状況把握及び自治体等の要望聴取を目的として、医系技官を8/17、心のケア等の専門性を有する専門職を8/18より現地へ派遣。
- 熊本県庁こども関係部局及び熊本県保育協会より情報共有
- 被害状況等を把握するため、被災した児童福祉施設等及び避難所の現地調査を実施。
現地において、以下の事項について情報収集を実施。（8/18）
 - ・ 乳幼児や妊婦も含めた避難所の対応については、DHEAT等のチームと市町村が連携し、対応・アウトリーチ等を実施中。
 - ・ 市町村固有の業務である乳幼児健診については、被災市町の母子保健部局が、順次再開等に向

けて準備中（※）。

（※）乳幼児健診については、八代市以外は再開済み又は今週中に再開予定。八代市は健診場所が確保できず、現時点では再開できないが、9月再開を目指して検討中。

【児童福祉施設等関係】

（１）利用者関係

- 被災した教育・保育給付認定保護者等に対して、市町村の判断により、利用者負担額を減免した際に、減免した部分についても国と地方の補助割合に従い補助対象とする。（7/28）
- 災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができる旨の運営基準規定を周知し、各施設等における利用定員の弾力化について配慮を要請。（7/28）
- 臨時休園等期間中に利用料が発生している場合には、その利用料分を減算することなく施設等利用費の支給を行うことを認める。（7/28）
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
 - ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および費用負担に係る特例について都道府県等に周知。（7/28、7/30）
- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと。（7/29）
 - ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること（7/29）
- 放課後児童クラブを普段利用していない児童の柔軟な受け入れ、利用していたクラブが被災した場合に他事業所での臨時的な受け入れに配慮を要請。（8/7）
- 児童館、地域子育て支援拠点事業等を活用したこども・子育て家庭の居場所の提供に関する検討を要請。（8/7）
- 在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、在籍する保育所等以外の保育所等を一時的に利用できることを踏まえ、柔軟な教育・保育の提供について配慮を要請。（8/7）
- 保護者が災害の復旧に当たっている場合には、保護者の就労状況等の如何に関わらず、保育の必要性が認められ、保育所等を利用することができること。（8/7）
- 保育所等の利用者が被災により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合には、市町村の判断により利用者負担の減免を行っていること。（8/7）
- 二次避難等先で保護者から一時的な保育所等の相談があった場合の対応について周知。（8/10）
- 二次避難を検討されている保護者向けに、転園手続きが不要であることや、ここ de サーチで保育所等を検索できる旨のパンフレットを作成・周知。（8/10）
- 臨時休園等した保育所等に在籍するこどもの保護者等に係る利用者負担額の取扱いについて周知。（8/10）
- 放課後児童クラブについて、他県において広域受け入れをおこなっている自治体情報を周知。（8/12）

（２）事業者関係

- 子育て短期支援事業の取り扱いについて
 - ・子ども・子育て支援交付金の交付対象事業である子育て短期支援事業のうち、短期入所生活援助（ショートステイ）事業について、被災したことにより一時的に養護を必要とする家庭が対象に含まれていること、利用日数等の弾力的な取扱いを行う旨周知。（7/28）
- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としているこども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域におけるこども等への相談支援を積極的に行うよう要請。（7/28）
- 児童福祉施設等の人員基準等の取扱いについて

- ・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県に周知。(7/28)
- 各都道府県に対して、被災した学生への対応及び指定保育士養成施設の運営に係る取扱いを周知 (7/30)
- 被災により利用児童が増減しても、放課後児童クラブに対する補助金に影響がない取扱いを周知 (8/7)
- 被災時のこどもの心のケアに関するガイドラインについて、国立研究開発法人成育医療研究センターを通じて周知。(7/31)
- 保育所等が災害により臨時休園を行った場合等の給付費の支給の取扱いについて周知。(8/7)
- 施設型給付費から義援金を支出することは差し支えない旨を周知。(8/7)

(3) その他

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置 (7/28)
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等 (7/28)
 - ・児童手当の認定等に係る添付書類の取扱いや申請等が遅れた場合の措置 (7/29)
- 各都道府県等に対し、避難所における妊産婦及び乳幼児に対する健康管理等に関する支援のポイントなどをまとめた事務連絡を送付し、保健師、助産師等の方々への周知を要請。(7/29)
- 各都道府県に対して、被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもが安心・安全に過ごすことができる居場所の設置や運営に取り組む民間団体等に対する財政支援を行う事業を、熊本県と連携して実施することを周知。同日、募集を開始。(8/27)

【障害児施設関係】

(1) 利用者関係

- 災害により被災した要援護障害者等への対応について
 - ・災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。(7/28)
- 被災されたストーマ保有者に対する支援について
 - ・ストーマ用品セーフティネット連絡会による、被災されたストーマ保有者に対する約1ヵ月分のストーマ用品の無償提供等の支援について周知。(8/6)
- 支給決定等の取扱いについて
 - ・被災した障害者等が他の市町村に避難した場合の支給決定の取扱い等を各都道府県に周知。(7/29)
- 被災により利用料の支払いが困難な者について、障害福祉サービス事業所等は利用料の支払いを猶予することができ、都道府県又は市町村は利用料を免除することができることを周知。熊本県に対し、熊本県及び管内市町村における利用料の免除の意向確認を依頼。(8/4)
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
 - ・定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例について都道府県等に周知。(7/28、7/30)
- 災害により被災した障害者等に対する支給決定等について
 - ・ほかの市町村に避難した被災障害者等に対する給付決定等の取扱いについて都道府県等に周知。(7/28)

(2) 事業者関係

- 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
 - ・人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨を都道府県等に周知。(7/28)
- 障害福祉報酬の請求の取扱いについて
 - ・障害福祉報酬の請求について、請求書の提出期限や概算請求を可能とすることを各都道府

県に周知。(7/29、7/31)

- 災害に伴い一時的に避難している利用者に対する継続した障害福祉サービスの提供に係る留意事項について、熊本県及び熊本市に周知。(8/7)

(3) その他

○障害児者の安否確認等について

- ・市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(7/28)

【その他】

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震にかかる福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用（人件費、旅費及び宿泊費）及び社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知。(7/31)
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、こども等の要配慮者の緊急的な受入、避難者への対応を依頼。(7/31)
- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することの特例について周知。(8/7)
- 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の公布・施行。これにより、児童福祉施設等の災害復旧事業の国庫補助率を嵩上げ。(8/7)
- 激甚災害の指定を受け、児童福祉施設等の災害復旧事業の国庫補助協議について、協議書類の提出期限の延長（通常30日以内のところを60日以内に延長）等について、都道府県等に通知。(8/7)

(19) デジタル庁

①災害対策本部、情報連絡室の設置

- ・7月28日（火）16時28分にデジタル庁災害情報連絡室を設置
- ・7月28日（火）18時20分にデジタル庁災害対策本部を設置（情報連絡室からの改組）

②デジタル庁が所管する政府情報システムであるGSS（ガバメント・ソリューション・サービス※）において、被災地域の一部拠点にて障害が発生、GSS以外のデジタル庁が所管するシステムについては、正常に稼働していることを確認

令和8年8月4日（火）09時00分 デジタル庁が管轄する政府情報システムについて、正常に稼働していることを確認

③7月29日（水）災害派遣デジタル支援チーム（D-CERT）先遣班としてデジタル庁職員2名及び民間事業者3名を熊本県庁へ派遣実施（11:16にデジタル庁ウェブサイトに掲載）

※D-CERT：災害派遣デジタル支援チームは、大規模災害時、被災都道府県に入り、災害対応に必要と考えられるデジタル支援メニューの提案や当該支援内容を具体化し、被災都道府県の災害対応が円滑に進むように必要な活動を行う。

④令和8年（2026年）7月29日（水）、被災自治体等がAIを活用して災害情報の集約・整理・共有を行えるようにするため、臨時にガバメントAI源内を被災自治体、関係自治体、災害対策機関等に提供開始（11:16にデジタル庁ウェブサイトに掲載）

⑤7月30日（木）令和8年熊本地震罹災証明書（り災証明書）のオンライン申請について、デジタル庁ウェブサイト、デジタル庁Xアカウント等にて周知

(20) 消費者庁

- ・7月29日11時30分 消費者庁及び国民生活センターの対応状況等を共有するため、消費者庁災害対策会議（第1回）を開催

(2 1) 国総研・土研・建研・港空研 (8 月 31 日 15:30 時点)

(1) 災害対策本部

- ・国土技術政策総合研究所 災害対策本部会議 (第 1 回 7/28 19:00、第 2 回 7/28 22:30、第 3 回 7/29 10:30、第 4 回 7/29 15:30、第 5 回 7/30 14:30、第 6 回 7/31 18:10、第 7 回 8/1 16:00、第 8 回 8/4 12:10、第 9 回 8/5 16:30、第 10 回 8/7 16:00、第 11 回 8/10 16:00、第 12 回 8/18 16:00、第 13 回 8/27 16:30)
- ・土木研究所 災害対策本部会議 (第 1 回 7/28 20:00、第 2 回 7/29 11:30、第 3 回 7/30 15:30、第 4 回 7/31 14:30、第 5 回 8/1 14:30、第 6 回 8/3 15:00、第 7 回 8/4 14:30、第 8 回 8/7 11:00)
- ・建築研究所 災害対策本部設置 (7/28 17:10)
- ・港湾空港技術研究所 災害対策本部設置 (7/28 16:30)

(2) 職員派遣

- ・上下水道施設の専門職員が熊本県内の上下水道施設等の現地調査及び上下水道現地支援本部等との各種連絡調整 (8/10～8/17 : 国総研 1 名)
- ・河川構造物の専門職員が自治体等への技術支援として熊本県内の堤防被災についての現地調査を実施 (7/30～7/31 : 国総研 4 名、土研 2 名)
- ・道路構造物の専門職員が TEC-FORCE 等として熊本県内の道路構造物の現地調査及び有識者委員会への参画等を実施 (7/29～7/31 : 国総研 4 名、土研 3 名、7/31～8/2 : 国総研 3 名、8/1～8/2 : 国総研 3 名、8/3～8/4 : 国総研 2 名、8/4～8/5 : 国総研 2 名、土研 4 名、8/4～8/6 : 土研 1 名、8/5～8/7 : 土研 4 名、8/6 : 国総研 1 名、土研 1 名、8/6～8/7 : 国総研 1 名、8/19～8/21 : 国総研 2 名、土研 1 名、8/29 : 国総研 1 名)
- ・建築構造の専門職員が熊本県内の被災建物等について現地調査を実施 (7/30 : 国総研 1 名、建研 1 名、7/31～8/2 : 国総研 2 名、建研 1 名、8/1 : 国総研 1 名、建研 2 名、8/4～8/6 : 建研 3 名、8/6～8/7 : 建研 2 名、8/9 : 国総研 2 名、8/9～8/11 : 国総研 1 名、建研 1 名、8/11～8/12 : 建研 1 名、8/18～8/19 : 国総研 1 名、建研 2 名、8/19～8/21 : 国総研 1 名、建研 1 名)
- ・港湾施設の専門職員が TEC-FORCE として熊本県内の港湾施設の現地調査を実施 (7/29～7/31 : 国総研 1 名、港空研 2 名、8/1～8/3 : 国総研 1 名、港空研 2 名、8/4～ : 国総研 1 名、港空研 2 名、8/7～8/9 : 国総研 2 名)

7 都道府県における災害対策本部の設置状況

【長崎県】 7 月 28 日 16 時 27 分 災害対策本部 設置 ⇒ 7 月 31 日 00 時 00 分廃止

【熊本県】 7 月 28 日 16 時 27 分 災害対策本部 設置